

フロン類算定漏えい量報告マニュアル

Ver. 2.95

令和7年8月

環 境 省
経済産業省

はじめに

本マニュアルは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」といいます。）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」について、各事業者が報告対象かどうかを判定し、フロン類漏えい量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。

主に本制度の報告対象となる事業者向けに記載していますが、制度を運用する国、地方公共団体その他の関係者が本制度を理解するために用いることもできます。

---◇---◇---◇---◇---◇---マニュアルの構成---◇---◇---◇---◇---◇---

本マニュアルは、以下の4つの編で構成されています。

■第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

制度の概要として、制度の背景、枠組み、他の制度との関係を解説します。

また、公表方法・開示請求の方法について解説します。

■第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

フロン類漏えい量の算定方法を解説します。この制度では、自ら管理する第一種特定製品を正しく判定し、漏えい量を算定した上で報告対象か判断し、算定・報告することが重要となりますので、以下のように報告対象者の考え方から報告時の算定漏えい量の算定方法までを解説します。

- ・報告対象者の考え方
- ・自らが管理する第一種特定製品の特定
- ・算定方法

■第Ⅲ編 フロン類漏えい量の報告方法

本制度で必要となる（又は提出できる）報告書等の提出方法、記載方法を示します。

■第Ⅳ編 付録

その他本制度に関する次のような付加情報を示します。

- ・業種別の算定事例、関連法規、連絡先・問い合わせ先、産業分類コード、様式、チェックシート

目 次

第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

1. 制度の概要	I -1
1.1 フロン排出抑制法の概要.....	I -1
1.2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要.....	I -3

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

1. 報告対象者の考え方	II -1
1.1 報告義務等.....	II -1
1.2 管理者の考え方	II -5
1.3 算定・報告の流れ.....	II -8
2. 自らが管理する第一種特定製品の特定	II -9
2.1 基本的な考え方	II -9
2.2 自らが設置する事業所における第一種特定製品の把握	II -12
2.3 自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握	II -17
2.4 他者の事業所等に設置された自らが管理する第一種特定製品	II -19
2.5 取りまとめの例	II -20
3. フロン類漏えい量の算定方法	II -21
3.1 基本的な考え方	II -21
3.2 フロン類充填・回収量データの収集	II -23
3.3 漏えい量の算定	II -24
3.4 フランチャイズチェーン事業者による加盟店が管理する製品の漏えい量の把握	II -32
3.5 取りまとめの例	II -34

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

1. 報告書等の提出方法	III -1
2. 電子報告による提出	III -3
2.1 概要	III -3
2.2 EEGS で提出できる報告書等	III -3
2.3 EEGS による提出の方法	III -4
2.4 様式第4 の記入要領	III -8
3. 書面による提出	III -10
3.1 提出書類	III -10
3.2 報告書類記入要領	III -11
4. 磁気ディスクによる提出	III -35
4.1 提出物	III -35
4.2 磁気ディスクの作成要領	III -35

4.3 様式第3の記入要領	III-36
5. 報告書等の提出先	III-40

第IV編 付録

1. 業種別の算定事例	IV-1
1.1 製造業者	IV-2
1.2 小売業者	IV-8
1.3 倉庫業者	IV-18
2. 関連法規	IV-25
2.1 フロン排出抑制法関連	IV-25
3. 産業分類コード（日本標準産業分類）	IV-48
4. 様式	IV-89
4.1 フロン排出抑制法様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）	IV-90
4.2 フロン排出抑制法様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 その他の情報）	IV-96
4.3 フロン排出抑制法様式第3（磁気ディスク提出票）	IV-98
4.4 フロン排出抑制法様式第4（電子情報処理組織使用届出書）	IV-99
4.5 フロン排出抑制法様式第5（電子情報処理組織使用変更届出書）	IV-100
4.6 フロン排出抑制法様式第6（電子情報処理組織使用廃止届出書）	IV-101
5. チェックシート	IV-102
6. 連絡先・問い合わせ先	IV-108

第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

1. 制度の概要

ここではフロン排出抑制法とフロン類算定漏えい量の報告・公表制度の背景及び概要を示します。

1.1 フロン排出抑制法の概要

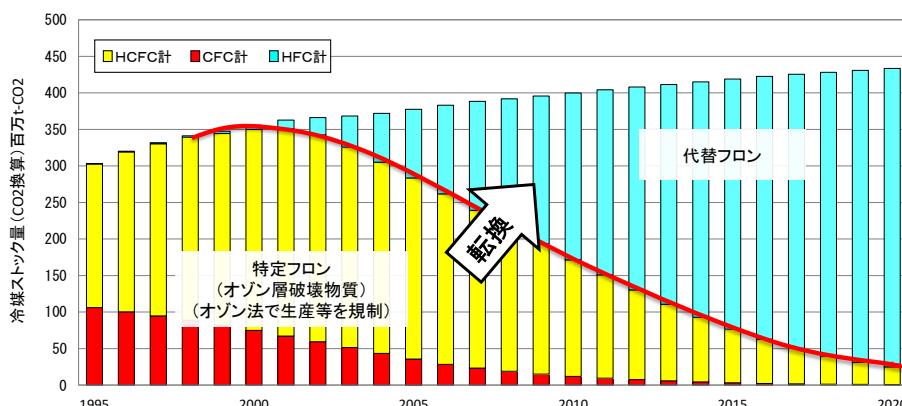
(1) 背景

モントリオール議定書とオゾン層保護法に基づくフロン類の生産規制やフロン回収・破壊法に基づく回収・破壊規制等の対策により、オゾン層破壊効果を持つ特定フロン(CFC及びHCFC)はこれまで着実に削減されてきました。

しかし、2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロン(HFC(ハイドロフルオロカーボン))への転換が進んでおり、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。このため、高い温室効果を持つHFC等の排出量が急増しており、2020年には2010年の2倍以上となる見通しです。また、フロン類の廃棄時回収率は、10年以上にわたって3割台と低調に推移しています。加えて、フロン類の機器使用時の漏えい量も、従来考えられていたより大幅に大きいことが判明しています。

近年は国際的にも規制強化の動きが出ており、2016年10月にはモントリオール議定書の規制対象にHFCを追加する改正(キガリ改正)が採択されました。

こうした背景から、フロン回収・破壊法が改正されたフロン排出抑制法(平成27年4月全面施行)により、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行っています。さらに、10年以上4割弱で低迷していた廃棄時回収率向上のため、令和元年6月には機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正を行いました(令和2年4月1日施行)。



(BAU : Business As Usual ※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す。)
出典：実績は政府発表値。2020年予測は、冷凍空調機器出荷台数(日本冷凍空調工業会)、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

図 I-1-1 冷凍空調機器における冷媒の市中ストック(BAU 推計)

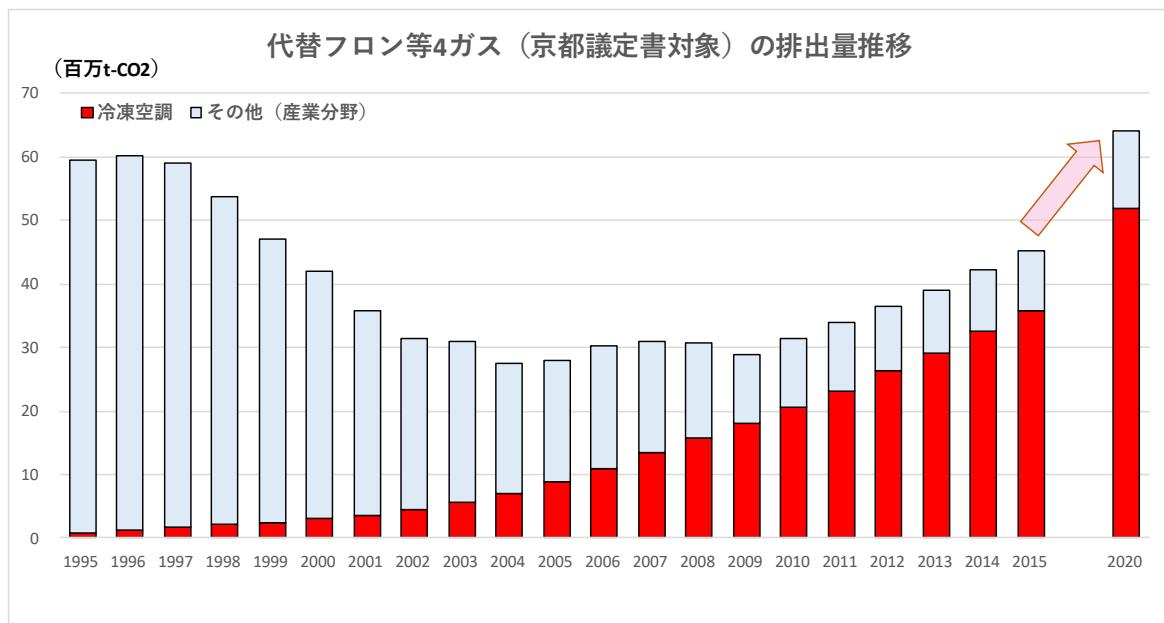


図 I -1-2 HFC 等の排出量推移

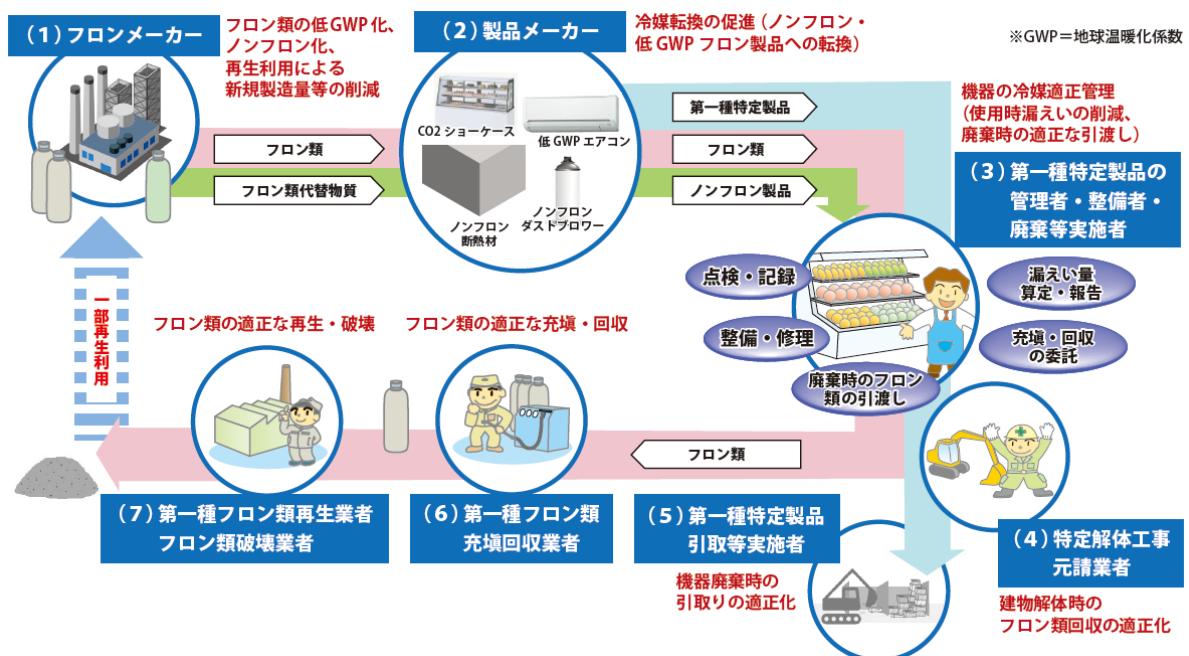


図 I -1-3 フロン排出抑制法の概要

(2) 法制度の概要

フロン排出抑制法では、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体において、各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す制度となっています。

フロン排出抑制法で規定された主な対策

(1) フロン類製造輸入業者

フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減

(2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）製造輸入業者

製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP¹フロン製品へ転換

(3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）

定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表

(4) その他

登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

本マニュアルが対象とする第一種特定製品の管理者²（主に業務用冷凍空調機器ユーザー）に関しては、定期点検等を定めた「判断基準」の遵守、漏えい量の年次報告・公表（本制度）、フロン類充填時の登録業者への委託義務等が定められています。詳細は「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」をご参照ください。

<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

1.2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

(1) 背景

フロン類の使用時漏えいを抑制するために、まずは、自らが管理する第一種特定製品からのフロン類の漏えい量を把握することが重要です。把握した漏えい量に基づき漏えい抑制対策を立案・実施し、対策の効果を漏えい量によりチェックすることで、新たな対策を策定して実行するという PDCA サイクルを通じた事業活動の管理が可能となります。

また、報告情報の公開は、事業者と消費者、投資家、住民、NGO 等のステークホルダーとの間のコミュニケーションや外部評価を促し、環境に配慮した事業活動の発展に資するものです。

このため、フロン類の漏えい量を算定し、一定以上の算定漏えい量を生じた場合、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表することとされました。

¹ 地球温暖化係数。CO₂を1とした時の単位質量あたりで地球温暖化に与える影響の程度

² フロン排出抑制法第2条第8項で「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」と定義しています。管理者の定義の方法について詳しくは第Ⅱ編を参照ください。

(2) 制度の概要

制度の概要は次のとおりです。

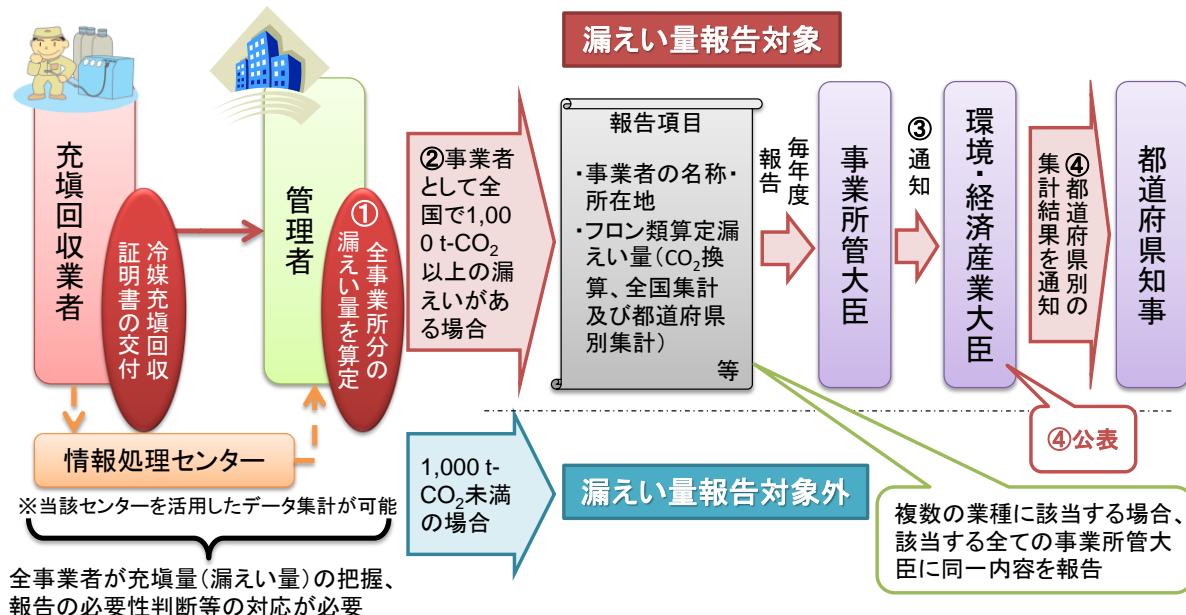


図 I -1-4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

- ① 第一種特定製品の管理者は、機器の整備時にフロン類の充填回収をした場合、充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け、それに基づき事業者・フランチャイズチェーン単位でフロン類の漏えい量を算定します。
- ② 算定の結果、事業者全体で1,000t-CO₂以上の漏えいがあった管理者（以下「特定漏えい者」といいます。）は、国（事業所管大臣）に報告します。その際、1,000t-CO₂以上のフロン類の漏えいがある事業所（以下「特定事業所」といいます。）を有する場合には、事業者・フランチャイズチェーン単位の算定漏えい量の内訳として、特定事業所の算定漏えい量を併せて報告します。
- ③ 特定漏えい者から報告を受けた事業所管大臣は、報告された事項を環境大臣・経済産業大臣に通知します。
- ④ 環境大臣・経済産業大臣は、通知された事項を集計し、事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表します。
- ⑤ 何人も、公表があった日以後、環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣に対し、保有する情報の開示請求を行うことができます。

第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

(3) 他の制度との関係

報告の対象となるフロン類は温室効果ガスですが、温室効果ガスの排出量を報告する制度として他に温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度があります。同制度でも HFC の排出量を報告対象としていますが、次のように報告対象とする活動の種類や報告対象者の判断基準が異なっています。また、報告の対象となるフロン類のうち CFC と HCFC はオゾン層破壊物質であり、オゾン層破壊物質を報告（届出）する制度として他に化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）があります。同制度でも CFC と HCFC を届出対象としていますが、次のように届出対象とする活動の種類や届出対象者の判断基準が異なっています。これらの制度は独立して運用されるため、それぞれに該当する場合には、個別に国に報告（届出）するようにしてください。

表 I -1-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度と類似制度との比較³

区分	フロン類算定漏えい量 報告・公表制度 (フロン排出抑制法)	参考) 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (地球温暖化対策推進法) ※フロン類関係のみ抜粋	参考) 化学物質排出移動量届出 制度 (PRTR 制度) (化学物質把握管理促進法) ※フロン類関係のみ抜粋
算定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類(CFC、HCFC、HFC) ・業務用冷凍空調機器の使用時漏えい 	<ul style="list-style-type: none"> ・HFC ・業務用冷凍空調機器の製造、使用開始、整備、廃棄時排出 (その他家庭用冷蔵庫の製造時排出等も対象。また HFC 以外の代替フロン等 4 ガス (PFC 等) も対象。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC、HCFC ・大気中への排出及び廃棄物移動 (フロン排出抑制法に基づく特定製品に含まれているフロン類は廃棄物移動としての計上不要。)
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類算定漏えい量 1,000t-CO₂/年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・HFC 排出量 3,000t-CO₂/年以上 ※従業員 21 名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質ごとの取扱量 1t/年以上 ※従業員 21 名以上、業種指定 (24 業種)
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の種類別都道府県別年間(年度)漏えい量 (該当する場合には事業所別フロン類の種類別年間漏えい量) (必須) ・その他関連情報 (任意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HFC の年間排出量 (該当する場合には事業所別年間(暦年)排出量) (必須) ・その他関連情報 (任意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質ごとの年間(年度)排出量、移動量 (必須)
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所管大臣へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所管大臣へ報告 ※省庁によっては地方支部局が受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事経由で事業所管大臣へ報告
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス種類別: フロン類の種類ごと ・事業者別: 事業者全体及び特定事業所 ・業種別: 事業者及び特定事業所を单一業種に割り当て合算 ・都道府県別: 事業所所在地での合算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス種類別: 事業者のガス種類ごと ・事業者別: 事業者全体 ・業種別: 事業者全体の業種別報告の合算 ・都道府県別: 事業所所在地での合算 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質種類別: 化学物質種類ごと ・業種別: 事業所を单一業種に割り当て合算 ・都道府県別: 事業所所在地での合算 <p>※上記の他、都道府県及び業種別、業種及び従業員数別、都道府県・業種及び従業員数別にも集計</p>
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・集計結果 (文書、Excel 表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集計結果 (文書、Excel 表) ・権利利益保護請求により認められた場合には当該情報は秘匿 	<ul style="list-style-type: none"> ・集計結果 (文書、Excel 表、グラフ、地図上表示※) ※個別事業所データ ・秘密請求により認められた場合には当該情報は秘匿
開示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所別データ (ファイル記録事項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所別データ (ファイル記録事項) (開示対照は 2020 年度実績まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所別データ (ファイル記録事項)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県への通知あり 		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県へ通知あり

注) PRTR 制度では、報告ではなく届出。

³ 類似制度は、フロン排出抑制法による報告対象外のフロン類も含めた記載となっている。

(4) 雜則

フロン排出抑制法により漏えい量の報告を義務づけられた事業者が、報告を行わなかった場合あるいは虚偽の報告を行った場合は、フロン排出抑制法により 10 万円以下の過料が科せられます。

2. 集計結果の公表・開示

2.1 集計結果の公表

集計結果は、下記のホームページで公表されています。

フロン排出抑制法ポータルサイト 集計結果の公表

<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/result.html>

(1) 算定漏えい量

報告された事項のうち、フロン類算定漏えい量については、フロン類の種類ごとに区分し、事業者ごと、業種ごと、都道府県ごとに集計した結果が公表されます。また、特定事業所について報告を行っている場合は、当該特定事業所についても同様に公表されます。

(2) 関連情報

「フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報」(様式第2)についても報告されている場合は、併せて特定漏えい者・特定事業所ごとに公表されます。

平成28年度漏えい量集計結果からは、「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」及び「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」について、報告書の記載内容をもとに分類し、分類ごとの提供件数及び提供した特定漏えい者名・特定事業所名を公表しています。

また、平成29年度漏えい量集計結果からは、「5. その他の情報」に事業所数や漏えい原因が記載されている場合、特定漏えい者・特定事業者ごとに公表しています。関連情報の分類の詳細等は、様式第2の報告書類記入要領(III-28ページ)を参照してください。

これらの情報を活用し、他の事業者による漏えい量削減のための取組や漏えい原因等を把握することができます。

2.2 開示請求

法律に基づき、制度所管省庁及び事業所管省庁に対して、事業者が報告したフロン類算定漏えい量等に関する情報についての開示請求をすることができます。環境省及び経済産業省では、「フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種相談を受け付けています。

事業者から報告された情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。具体的には、表I-2-1に記載の情報について、開示請求によりどなたでも入手することができます。

表 I -2-1 開示請求の対象となる情報

個別の特定漏えい者	<ul style="list-style-type: none">名称、住所、代表者の氏名等フロン類の種類ごとの算定漏えい量を都道府県別に区分した量都道府県ごとの算定漏えい量フロン類の種類ごとの実漏えい量フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
個別の特定事業所	<ul style="list-style-type: none">名称、所在地等フロン類の種類ごとの実漏えい量

開示方法の詳細は、下記ホームページを確認してください。

フロン排出抑制法ポータルサイト 漏えい量の算定・報告>開示請求

<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

第Ⅱ編では、1章で報告対象者の考え方について、2章で報告対象となる第一種特定製品の特定について、3章で漏えい量の算定についてそれぞれ解説しています。

1. 報告対象者の考え方

1.1 報告義務等

フロン排出抑制法第19条では、同法第2条第3項に規定される第一種特定製品¹の『管理者』のうちフロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者に対して、毎年度フロン類の算定漏えい量を算定し、国へ報告することを義務付けています。

フロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者とは、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第3条において、対象となるフロン類の算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の者²と定めています（該当する事業者を「特定漏えい者」といいます。）。

なお、報告は、資本関係の有無によらず法人単位で行います。子会社等のグループ関係があつたとしても、他法人とまとめて報告することはできません。

対象となるフロン類はCFC（R-11、R-12等）、HCFC（R-22等）、HFC（R-404A、R-407C等）であり、一部の冷凍機等に用いられるアンモニア（R-717）、二酸化炭素（R-744）、炭化水素（R-600等）等は対象外となります。

また、同命令において、特定漏えい者が設置している事業所のうち、1つの事業所における算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所については、事業者全体の報告に加えて、当該事業所の漏えい量の報告も行うことを義務付けています（該当する事業所を「特定事業所」といいます。）事業者における事業所が一つで、算定漏えい量の報告対象となった場合も、特定事業所としての報告が必要となります。

報告義務については上記の場合に限られますが、算定漏えい量が1,000t-CO₂以上かどうかを見極めるため、基本的にすべての第一種特定製品の管理者は、本マニュアルに従ってフロン類算定漏えい量の算定を行わなければなりません。

¹ 業務用エアコンディショナー及び業務用冷凍冷蔵機器であって、自動車リサイクル法の適用を受けるカーエアコンを除いたもの。詳細は、後述のボックス＜第一種特定製品とは＞と＜設置場所別の第一種特定製品の例＞を参照してください。

² フランチャイズチェーンを有する事業者（「連鎖化事業者」といいます。）については、その加盟者との約款等において第一種特定製品の管理について一定の定めがある場合、その加盟者が管理する第一種特定製品の漏えいも報告義務の対象に含めます。詳細についてはII.2.2をご参照ください。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

<フロン類算定漏えい量 1,000t-CO₂ の目安>

報告義務の対象となる算定漏えい量 1,000t-CO₂ 以上の有無を判定するため、すべての第一種特定製品の管理者は本マニュアルに基づいて算定漏えい量を算定することを基本とします。参考として、算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上となる目安は以下のとおりですので、適宜ご参照ください。

※下記に該当しない場合に報告義務がないということではありません。

- ・ 総合スーパー等の大型小売店舗（延床面積 10,000m² 程度の店舗）を 6 店舗以上有する管理者
- ・ 食品スーパー（延床面積 1,500m² 程度の店舗）を 8 店舗以上有する管理者
- ・ コンビニエンスストア（延床面積 200m² 程度の店舗）を 80 店舗以上有する管理者
- ・ 飲食店（延床面積 600m² 程度）を 820 店舗以上有する管理者
- ・ 商業ビル（延床面積 10,000m² 程度のビル）を 28 棟以上有する管理者
- ・ 食品加工工場（延床面積 300m² 程度の工場）を 20ヶ所以上有する管理者 等

<第一種特定製品とは>

フロン排出抑制法では、第一種特定製品、第二種特定製品を以下のとおり定義しています。

(定義)

第2条

- 3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。
- 一 エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）
- 4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

第一種特定製品とは、簡単には、業務用のエアコンのほか、自動販売機その他の冷蔵機器、冷凍機器、業務用トラックに積載された冷凍・冷蔵機器等を指します。カーエアコン（大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車のカーエアコンを除く）は第二種特定製品となるため対象外となります。

次ページに第一種特定製品の例を示しますのでご参照ください。

なお、ここで、業務用の機器とは「業務用として販売されている機器」を指し、例えばオフィス等で使用されている家庭用冷蔵庫やルームエアコンは対象とはなりません。より詳細な家庭用の機器との見分け方については、以下の方法があります。

- ① フロン回収・破壊法施行（平成14年4月）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、フロン回収・破壊法施行以前に販売された機器についても、フロン回収推進産業作業協議会（INFREP）の取り組み等により、表示（シールの貼付）が行われています。
- ② 不明の場合には、メーカー、販売店にお問い合わせください。

また、「冷媒としてフロン類が充填されているもの」というのは、現にフロン類が充填されているもののみに限定する趣旨ではありません。フロン類回収後のフロン類が充填されていない機器も第一種特定製品です。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

<設置場所別の第一種特定製品の例>

設置場所		機器種類の例
スーパー、 百貨店、 コンビニエンスストア	全体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
レストラン、 飲食店、 各種小売店	魚屋、 肉屋、 果物屋、 食料品、 薬局、 花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、スポットクーラー ^① クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、 病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機など)
	航空機	航空機用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車

1.2 管理者の考え方

フロン排出抑制法第19条では、第一種特定製品の『管理者』を報告義務の対象としています。したがって、各事業者は自らが管理者となる、業務用エアコンや業務用冷凍・冷蔵機器等を特定しなければなりません。

管理者の定義については、フロン排出抑制法第2条第8項に示されており、「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」としています。この意味する原則について、以下の＜管理者となる者の原則＞を記したボックスに記していますのでご参照ください。なお、自らが管理する第一種特定製品の具体的な特定方法は本マニュアル2.に示していますが、特定の際には、必要に応じ個別に以下の原則に立ち返った検討を行ってください。

＜管理者となる者の原則＞

フロン排出抑制法では、管理者を以下のとおり定義しています。

(定義)

第2条

- 8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。
- 一 フロン類使用製品を使用すること。
 - 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
 - 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

フロン類算定漏えい量報告・公表制度は、第一種特定製品の管理者がフロン類漏えい量を認識し、削減に向けた適切な行動をとるように促すことを目的としているため、第一種特定製品の管理者は、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動をとることができる者（そもそも製品の選択や点検・修理等の対策をどの程度講じるか等の点から、必要な費用や体制の手当ての判断をすることができる者）」とすることを原則とします（法人として所有する機器についての「管理者」は、当該法人。）。

一般的には、所有者が、どの第一種特定製品を入手するかの判断、どの程度点検・修理等を行って使用し続けるかの判断、廃棄するかどうかの判断等を主体的に実施し得ると考えられます。したがって、管理者とは以下のボックスに記すとおりに考えます。

■管理者とは

原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となる。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となる。

- ※ メンテナンス等の管理業務を別事業者に委託している場合、当該委託を行うことが保守・修繕責務の遂行であるため、管理者は委託先ではなく、委託元である所有者等となる。
- ※ 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認し、どちらが管理者に該当するのかを明確にすることが重要である。

<リース・レンタル・割賦販売における管理者の判断の例>

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な保守・修繕責務の所在（＝管理者の判断方法）を示します。（契約の形態による機器等の保守・修繕の責務については、法で定められたものはありません。）。

①一般的に、リース（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされている。

リースによる機器の保守・修繕の責務

リース物件の保守・修繕について

- リース物件の保守・修繕については、リース会社は責任を負わず、ユーザー負担となります。ゆえに、契約に当たり慎重を要する所以です。
- リース契約では、ユーザーの費用負担で物件の保守・修繕を行うことが義務付けられていますが、実際にはユーザーとサプライヤー（又はメンテナンス会社）との間で保守契約を締結し、ユーザーがリース料とは別途に毎月の保守料を支払って、物件の点検、整備、故障の修理等をしてもらうことによりこれに対処することになります。

出典 中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei003.html>

②一般的に、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、所有者側にあるとされている。

レンタルによる機器の保守・修繕の責務

レンタルは、レンタカーやベビー用品、観葉植物など、不特定多数の人が使える物件が対象となります。ユーザーはレンタル会社の在庫のなかから物件を選択します。短期間の賃貸借で、物件の保守・修繕義務はレンタル会社が負います。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構

http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

③一般的に、割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様とみなされることから使用者側にあるとされている。

割賦販売における機器の保守・修繕の責務

割賦販売とはいわゆる分割払い（クレジット）での販売のことで、代金を一定期間に分割して支払う販売形態です。割賦販売は支払い形態が違うだけで通常の売買契約と同じです。物件はユーザーの資産となり減価償却しますが、割賦料金を完済するまで所有権は留保されます。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構

http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

このほか、ビルや船舶などで第一種特定製品等の運転・管理が委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能となります。なお、契約書等に明記されていない場合、当該製品の所有者が管理者の責務を負うものと考えます。

<企業組織の改編（合併、会社分割、廃業等）に伴う報告者の判断の例>

合併等の企業組織の改編が行われた際には、「当該年度の4月1日」から「合併等を行った日」よりも前までと、「合併等を行った日」から「当該年度の3月31日」に分けて考えます。なお、報告年度の4月1日時点で存在しない会社には報告義務がありません。

■吸收合併の場合

A社（存続会社）とB社（消滅会社）が算定対象年度中に合併する場合、存続会社であるA社に由来する算定漏えい量が報告対象となります。具体的には、A社が、合併を行った日の前日までのA社の算定漏えい量及び合併を行った日以後の算定漏えい量の合算値を報告します。合併までのB社の算定漏えい量は、B社が報告時点（翌年度）に存在しないことから報告対象外となります。

■新設合併の場合（算定対象年度途中）

A社とB社が算定対象年度中に合併し、C社（新設会社）となる場合、C社の合併を行った日以後の算定漏えい量が報告対象となります。合併を行った日より前のA社、B社における算定漏えい量は報告対象外となります。

■新設合併の場合（報告年度の4月1日付け）

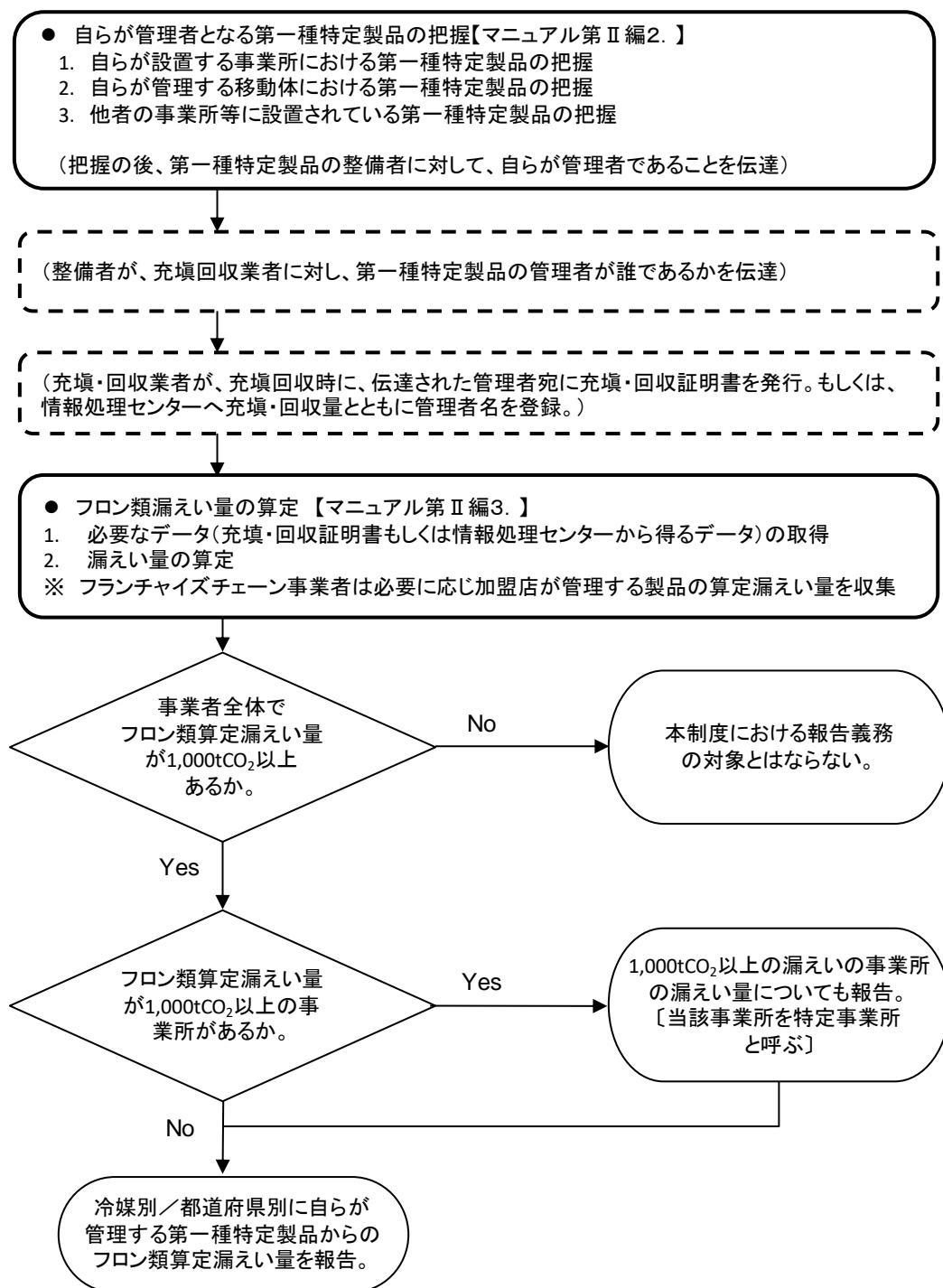
A社とB社が合併して報告年度の4月1日付けでC社（新設会社）となる場合、算定漏えい量報告はC社の責務です。しかし、算定対象年度（前年度）にはC社が存在しなかつたことから、報告対象外となります。また、A社とB社も報告年度の4月1日時点で存在しないことから報告対象外となります。

会社分割や廃業等も合併と同様の考え方で判断を行います。その他、判断に迷う場合については、個別にお問い合わせください。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

1.3 算定・報告の流れ

フロン類漏えい量の算定・報告の流れは以下のとおりとなります。



図Ⅱ-1-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の算定・報告の流れ

2. 自らが管理する第一種特定製品の特定

2.1 基本的な考え方

フロン類漏えい量の算定に先立って、各事業者は、自らが管理する第一種特定製品を特定するとともに、算定に用いるデータが手元に届くよう、充填回収業者に情報伝達しなければなりません。

1) 自らが管理する第一種特定製品の特定

本項目では、自らが管理する第一種特定製品（報告対象となる第一種特定製品）を把握する方法として、大きく以下の3つの観点による把握方法を示しています。これらの方は、1.2に示した管理者の原則に従って、自らが管理する第一種特定製品を特定する方法を示すものです。³

- i) 自らが設置する事業所における第一種特定製品（他者が管理するものを除く）
- ii) 自らが管理する移動体における第一種特定製品（他者が管理するものを除く）
- iii) 他者の事業所・移動体に設置されている自らが管理する第一種特定製品の把握

i)は、自らが設置する国内の事業所及び連鎖化事業者⁴の加盟者が管理する事業所（フランチャイジー）を把握し、業務用エアコンや、業務用冷凍・冷蔵機器（家庭用エアコンや家庭用冷凍冷蔵庫は除きます。）を整理するものです。ただし、これらの機器のうち他者が管理するものについては対象から除外します（本マニュアル2.2）。

ii)は、自らが管理する自動車（冷凍冷蔵トラック等）、鉄道、船舶、コンテナ等を把握し、これらに設置されているエアコンや冷凍・冷蔵機器（冷凍車の貨物室、鉄道車両用空調機、船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫等）を整理するものです。i)と同様に、他者が管理するものを対象から除外します。（本マニュアル2.3）

iii)は、自らの事業所・移動体には設置されていないものの、自らが管理している第一種特定製品（例えば、自らがレンタル事業者であって貸与の対象となっている業務用冷凍空調機、フランチャイズチェーン事業者であって自らが所有やリースを受けている業務用冷凍空調機、自動販売機等で自らの事業所等以外に設置されているもの等）を整理するものです。（本マニュアル2.4）

2) 充填回収業者への伝達

後述の＜充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録＞のボックスに記すとおり、本制度では、①充填回収業者が交付する充填・回収証明書、もしくは②充填回収業者が情報処理センターを通じて登録したデータを、フロン類算定漏えい量の算定の根拠として引用します。

このため、フロン類算定漏えい量の算定に用いられるデータが管理者の手元に届くためには、充填回収業者が、充填の対象となる第一種特定製品の管理者が誰であるかについて、把握してい

³ これらの方では判断できない場合には、II.1.2に示した管理者の原則に従い個別の状況に応じて判断してください。

⁴ 連鎖化事業者の定義については II.3.4 に後述します。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

る必要があります。

充填回収業者と直接の折衝をするのは、日常的に第一種特定製品を整備している者（整備者）であると考えられるので、予め整備者に対して、当該製品の管理者が自らであることを充填回収業者に伝達するよう依頼してください。（情報処理センターを用いずに、充填・回収証明書の交付によりデータを収集する場合には、充填・回収証明書の収集をスムーズに行うため、交付先の部署や担当者を明示することも望まれます。）

なお、以下のボックスに示すように、法律上においても、整備者に対して第一種特定製品の管理者が誰であるかを充填回収業者に対して伝達する義務を定められています

<第一種特定製品整備者>

フロン排出抑制法では第37条第1項において、第一種特定製品の整備を行う者を「第一種特定製品整備者」と呼んでおり、フロン類の充填・回収については第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならないものとされています。また、同第2項において、整備者は充填回収業者に対して管理者が誰であるのかを伝えるとともに、管理者が情報処理センターを利用できる環境にあるかどうかを伝達する義務が定められています。

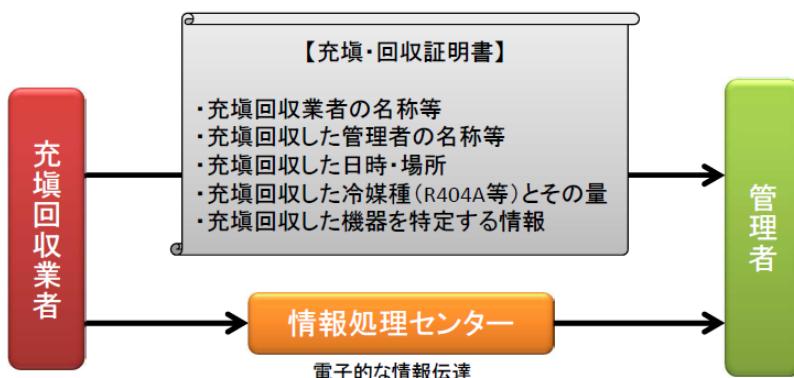
(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

第37条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第76条第1項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

<充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録>

フロン類算定漏えい量報告・公表制度では、フロン類算定漏えい量の算定の根拠データとして、①冷媒の充填回収時に充填回収業者が交付する充填・回収証明書に記された充填・回収量、もしくは②充填回収業者が情報処理センターを通じて登録した充填・回収量を使用します。このため、充填・回収量が「いずれの第一種特定製品に関するものか」、「その管理者が誰であるか」を充填回収業者へ適切に伝達することが必要となります。ここでは、充填・回収証明書及び情報処理センターへの登録がどのようなものか、簡単に記載します。



まず、充填・回収証明書は、フロン排出抑制法第37条及び第39条に基づいて、充填回収業者が、第一種特定製品に対してフロン類を充填あるいは回収した際に管理者に交付することが義務付けられているものです。充填・回収証明書には、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第15条に従い、以下の記載事項が記されますが、特定の様式は定められておりません。充填・回収が行われてから30日以内に管理者へ交付されます。

(管理者自らが充填・回収する場合も、自ら交付する必要があります。)

- ① 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填（回収）した場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ② フロン類を充填（回収）した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填（回収）した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填（回収）した年月日
- ⑦ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品ごとに、充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別（※充填証明書のみの記載事項）

一方、情報処理センターへの登録は、充填回収業者が上記の情報を情報処理センターのウェブサイトを通じて電子的に登録するものです。フロン排出抑制法の第38条及び第40条に従って情報処理センターへの登録がなされれば、管理者に充填・回収証明書は交付されませんが、情報処理センターで登録された情報が情報処理センターから管理者に通知されます。

(20日以内)

フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく算定・報告のための情報を入手するために情報処理センターを活用するかどうかは、充填回収業者と相談の上決定してください。

2.2 自らが設置する事業所における第一種特定製品の把握

1) 自らが設置する事業所の把握

まず自らが設置する国内の事業所（ビル、店舗、工場、物流拠点（港湾、倉庫等）、駅舎、農場、牧場、熱供給事業所等）を把握します。

事業所とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期報告における事業所の定義と同様です。また、国内のフロン類漏えい量を算定する制度であるため、海外に所在する事業所及び海外の別法人は報告の対象外です。他方、国内にある海外法人は対象となります。

＜事業所とは＞

フロン類算定漏えい量報告・公表制度における「事業所」は、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 事務・事業に係る活動が、単一の運営主体のもとで、一区画を占めて行われていること
(ここで「一区画」とは、同一の又は隣接する敷地をいいます。以下同じ。)
- (2) 事務・事業に係る活動が、従事者（当該活動に従事する者をいいます。以下同じ。）又は設備を有して、継続的に行われていること

ただし、事務・事業が行われている場所が一区画内になくても、一事業所として取り扱って差し支えありません。一事業所として取り扱うべきか否かは、原則として工場等の立地状況や第一種特定製品の管理の一体性から判断します。人的管理部門の有無など、工場等の組織上の位置付け等や組織の実体上の運営管理状況は考慮しません。従事者が、同一区画内に設置されていない別々の工場等において従事している場合であっても、必ずしも両工場を一事業所として取り扱う必要はありません。

なお、自らが設置する事業所には、自らがテナントで入居する事業所など、自らが所有しない事業所や、本来業務を営まない管理部門が入居する事業所も含めます。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

2) 自らが管理する第一種特定製品の把握

自らが設置する事業所から、自らが管理する第一種特定製品を把握します。

1.2 に示した原則に従い、自らが設置する事業所に設置された第一種特定製品の多くは自らが管理するものと考えられますが、一部自らの管理対象外となる場合もあります。

所有やリース・レンタルに関する契約の内容等をもとに、以下のとおり自らが管理する第一種特定製品を把握してください。

- 自己所有している業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器：自らが管理者
- 自己所有していないが、日常管理・保守点検責任を担っている業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器（例えば、リース契約により調達している機器）：自らが管理者
- 自己所有しておらず、日常管理・保守点検責任も担っていない業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器（例えば、レンタル契約により調達している機器や、テナントにとってのビル備付け機器など）：自らの管理対象外

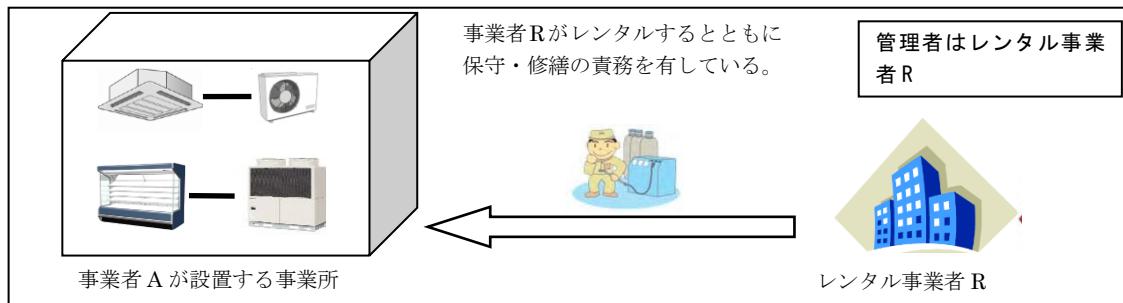
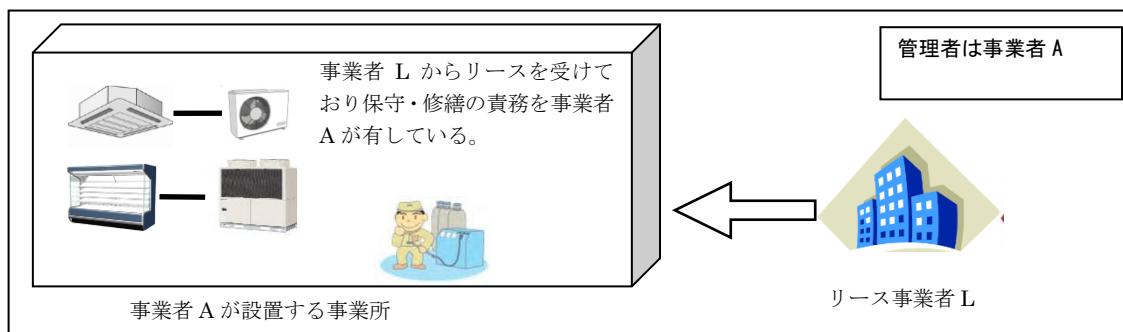
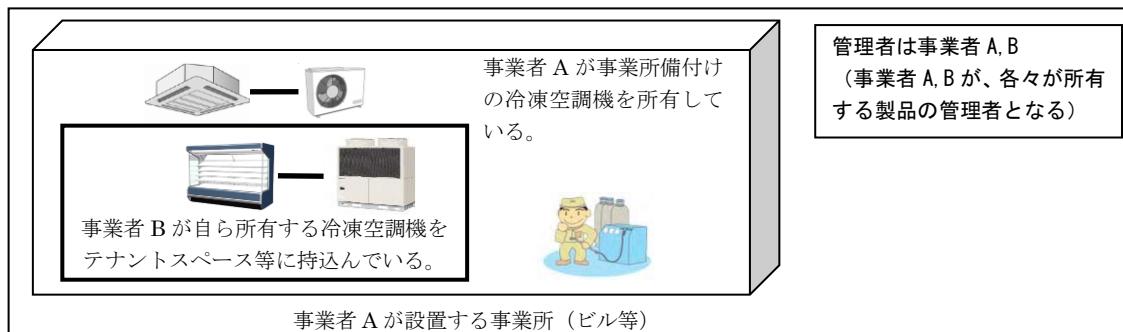


図 II-2-1 自らが設置する事業所における第一種特定製品の管理者の考え方

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、第一種特定製品の所有者等がメンテナンス等の管理業務を別事業者に委託している場合、当該委託を行うことが保守・修繕責務の遂行であるため、管理者は委託先のメンテナンス事業者ではなく、委託元である所有者等としますのでご注意ください。

3) 自らが設置する事業所における第一種特定製品の例

① 民生部門の事業所における例

事務所、テナントビル、商業施設、ホテル、病院、学校等の民生部門の事業所の場合には、ビル備付けの熱源・空調機や、テナントスペースに個別に設置された空調機・冷凍冷蔵機などが第一種特定製品となります。

民生部門の事業所の場合には、i) ビルオーナーの立場の場合に管理する第一種特定製品（建物内及び周囲に設置されている業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器）と、ii) テナント等の利用者の立場の場合に管理する第一種特定製品（テナント等の持込みで設置された業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器）で内容が異なるものと考えられます。表Ⅱ-2-1に把握すべき第一種特定製品の例を示しますので、これを参考として、事業所に設置された第一種特定製品を把握してください。

なお、以下に示したものは例ですので、必要に応じて 1.1 に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。

表Ⅱ-2-1 主な第一種特定製品の例(民生部門事業所)

分類	i) 建物に備付けの第一種特定製品の例 (ビルオーナー側が把握するもの)	ii) テナントスペース等に設置された 第一種特定製品の例 (テナント側が把握するもの)
熱源・空調機	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル備付けパッケージエアコン（ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、ガスエンジンヒートポンプ空調機、等） ・セントラル式空調・給湯熱源（ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機、チラー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント持込みのエアコン（家庭用エアコンを除く）
食品・小売・飲料用冷凍冷蔵機	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル備付け業務用冷凍・冷蔵庫 ・プレハブ冷蔵庫（冷凍冷蔵ユニット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント持込みのショーケース（酒類・飲料用ショーケース、食品用ショーケース、フラワーショーケースなど） ・テナント持込みの業務用冷凍・冷蔵庫、すしネタケース、活魚水槽等 ・テナント持込みの飲食物用アイスクリーマー、製氷機、卓上型冷水機、ビールサーバー等 ・冷水機、製氷機等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 ・病院用特殊機器（検査器、血液保存庫など） 	

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、民生部門におけるビルオーナーとテナント等の関係には、オーナーとテナント間の賃貸契約のほか、大型店舗の中に専門店が設置されている場合のコンセッショナリー契約等がありますが、こうした場合も、利用するスペースを自らが設置する事業所として、第一種特定製品を把握してください。

<ビルの所有形態と第一種特定製品の管理者について>

第一種特定製品の管理者がどの主体となるかについては、ビルの所有とは一義的には関係がなく、第一種特定製品そのものの所有や保守・修繕の責務の所在によって判断されます。

一方、ビルと業務用冷凍空調機器の所有が明確に切り分けられていないケースでは、ビルの所有等に準じて第一種特定製品の管理者を判断する必要があります。ビルの所有に準じる場合には、共有物件、区分所有、転貸物件・一棟貸し物件、証券化物件など、簡易に管理者がどの主体であるか判断しにくいケースがありますので、以下を参考として管理者を判別してください。

表Ⅱ-2-2 ビルの所有に準じて考える場合の第一種特定製品の管理者の考え方

状況	対応
不動産の信託において、第一種特定製品が信託財産に含まれる場合については、誰が管理者に当たるか。	原則として、第一種特定製品の所有者が管理者に当たりますが、不動産の信託においては、契約書等の書面に基づき信託財産の管理にかかる指図権を有している者(特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等)が保守・修繕の責務を有すると考えられるため、当該指図権者が第一種特定製品の管理者に当たります。なお、第一種特定製品が信託財産に含まれない場合は、第一種特定製品の所有者(テナント等)が管理者に当たります。
建物・機器の所有者と入居者の間において、空調機等の室外機と室内機の所有権が分かれている場合、管理者となるのは誰か。	建物・機器の所有者と入居者の間において締結されている契約等において、冷凍空調機器の保守・修繕の責務が帰属している者が管理者となります。万一、保守・修繕の責務も分けられている場合には、室外機の保守・修繕の責務を有する者を管理者とします。
機器、物件を共同所有している場合等、管理者に当たる者が複数いる場合、誰が管理者に当たるか。	話し合い等を通じて管理者を1者に決めてください。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

② 産業・その他部門の事業所における例

産業部門やその他の事業所、例えば、工場、物流拠点（港湾、倉庫等）、駅舎、農場、牧場、熱供給事業所等については、事業に要する冷凍・冷蔵機や空調機、入居スペースの空調機などが第一種特定製品となります。

主な第一種特定製品の例は表Ⅱ-2-3に示すとおりですので、これを参考に自らが設置する事業所の第一種特定製品を把握してください。

なお、以下に示したものは例ですので、必要に応じて1.1に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。

表Ⅱ-2-3 主な第一種特定製品の例（産業・その他部門事業所）

分類	第一種特定製品の例
産業部門（工場・冷凍冷蔵倉庫、熱供給事業所等）	<ul style="list-style-type: none">・設備用パッケージエアコン・ターボ冷凍機・スクリュー冷凍機・冷凍倉庫用空調機（スクリュー冷凍機など）・チラー・スポットクーラー・クリーンルーム用パッケージエアコン・業務用除湿機
その他（駅舎、農場、牧場等）	<ul style="list-style-type: none">・駅構内空調機器（ターボ冷凍機など）・ビニールハウス用空調機（GHPなど）・研究用特殊機器（恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など）・暫定的に設置される構造物（工事現場の仮設棟など）

2.3 自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握

各事業者は、自らが管理する「移動体」に設置された第一種特定製品も把握する必要があります。以下では、主たる移動体（自動車（冷凍冷蔵トラック等）、鉄道、船舶、航空機の移動体及び移動体に搭載するコンテナ）における第一種特定製品の管理者の考え方について種類ごとに解説していますので、自らが管理するものについて把握してください。

＜移動体に設置された第一種特定製品の管理者の考え方＞

- ・ 自動車（冷凍冷蔵 トラック等）：原則として自動車の所有者を管理者と考えますが、契約等において使用者が保守・修繕の責務を有する場合には使用者を管理者と考えます。
- ・ 鉄道車両：鉄軌道事業者を管理者と考えます。
- ・ 船舶：基本的にはオペレーター（海運事業者）を管理者と考えますが、オペレーターが保守・修繕の責務を負わない契約となっている場合には、船舶所有者を管理者と考えます。
- ・ 航空機：製造会社又はエアラインが管理者となることが多いと考えられます。
- ・ コンテナ等：コンテナ等の所有者又は契約等において保守・修繕の責務を有する使用者を管理者と考えます。

＜自動車（冷凍冷蔵 トラック等）＞

1.2 に記したとおり、原則として自動車（冷凍冷蔵 トラック等）の所有者をこれらに設置された第一種特定製品の管理者と考えますが、使用者（自動車運行時に携行する自動車検査証の「使用者」欄に記載された者など）が保守・修繕の責務を有している場合には使用者を管理者と考えます。

なお、前述のとおり、カーエアコン（大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車用を除く）については、第一種特定製品には該当しないため、本制度の報告の対象となりません。貨物室の冷凍・冷蔵機器並びに大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引車のカーエアコンが報告の対象となります。

＜鉄道車両＞

鉄軌道事業者（すなわち鉄道事業法第3条における「鉄道事業の許可を受けた者」のうち、同法第2条に定める第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業の許可を受けた者、並びに同法第32条による索道事業の許可を受けた者、さらに軌道法第3条による特許を受けた者、自らの事業所内で鉄道を敷設している者）を管理者と考えます。これらの運行車両で、かつ自らの鉄軌道又は索道施設内で運行する車両（他者に乗り入れる場合も含む）に設置されたエアコン、冷凍・冷蔵機器が対象となります。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

<船舶>

オペレーター（海運事業者）が、当該船舶に設置された第一種特定製品の保守・修繕の責務を有していると考えられるため、基本的にはオペレーターを管理者と考えます。ただし、年度内に複数のオペレーターによる傭船が行われるケース等、オペレーターが保守・修繕の責務を負わない契約となっている場合には、船舶所有者を当該船舶に設置された第一種特定製品の管理者として考えます。

なお、外航船であって、海外に当該船舶を管理する事業所が存在する場合など、国内に当該船舶を管理する事業所がない場合は、当該船舶は本制度の対象とはしません。

また、外航船や領海外で操業する漁業船については、国内外を移動する業務の性質に鑑み、当該業務に従事している間は算定漏えい量報告を含め管理者に対する義務規定は適用されません。

<航空機>

Cargo Refrigeration Unit と Supplemental Cooling Unit は製造会社が、Air Chiller はエアラインが管理者となることが多いと考えられます。

なお、航空法等により当該機器を自ら修理することができず、海外に所在する製造会社等において充填・回収が行われる場合は、本制度の対象とはしません。また、エアサイクル方式（空気冷媒、機器種類的には空気圧縮冷凍機）の場合は対象となりません。

<コンテナ等>

コンテナ等、船舶や自動車等とは独立して稼働する第一種特定製品が設置された移動体については、その所有者又は契約等において保守・修繕の責務を有する使用者（例えば、リースを受けている者、フォワーダー、荷主等）を管理者と考えます。

なお、移動体に設置されていると考えられる主な第一種特定製品の例は表Ⅱ-2-4 に示すとおりです。ここで示したものは例ですので、必要に応じて 1.1 に示した第一種特定製品の定義に立ち返り把握を行ってください。また、1.2 に示す管理者の考え方の原則に従って、他者が管理者となる場合には管理対象から除外してください。

表Ⅱ-2-4 主な第一種特定製品の例(移動体)

運輸部門	・鉄道車両用空調機 ・冷凍車の貨物室、大型特殊自動車・小型特殊自動車・ 被牽引車のカーエアコン ・船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫（スクリュー冷凍機等）
------	--

また、事業所別の漏えい量の算定の際には、その移動体を管理する事業所に属するものとして整理し、当該事業所における漏えい量に含めて算定してください。

2.4 他者の事業所等に設置された自らが管理する第一種特定製品

他者が設置する事業所に設置されている第一種特定製品であっても、自ら所有し、かつ保守・修繕の責務を有している場合には、管理の対象となります。

例えば、レンタル事業者が業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等を貸与し、保守・修繕の責務を有している場合は、レンタル事業者が管理者となります。また、フランチャイズチェーン事業者が、自ら所有しているカリースを受けているショーケースや空調機を加盟店に設置しており、かつ保守・修繕の責務を有している場合は、フランチャイズチェーン事業者が管理者となります。

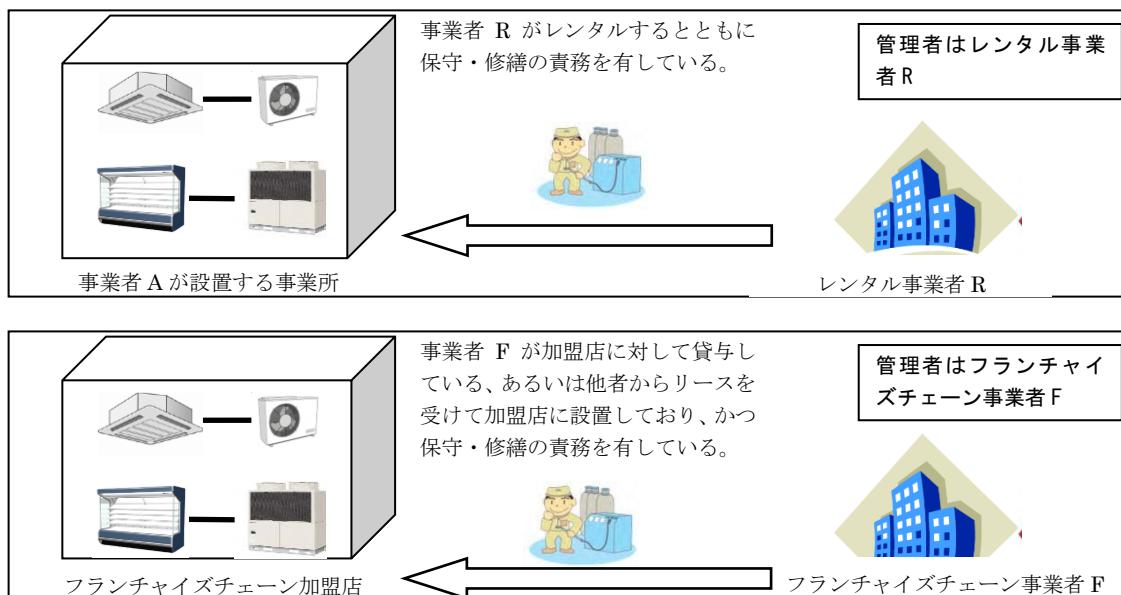


図 II-2-2 他者の事業所において自らが管理する一種特定製品の例

こうした、他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品についても、自らが管理する第一種特定製品として把握し、事業者全体としての漏えい量に含めてください。また、都道府県別の漏えい量の算定の際には、機器が設置された事業所（移動体の管理事業所）の住所に基づいて、都道府県を識別してください。なお、事業所別の漏えい量の算定の際には、各機器は設置されている事業所（移動体の管理事業所）にひも付けて算定しますが、特定事業所としての報告対象とはなりません。

なお、特に自動販売機では、以下の3種類の業務形態が存在します。それぞれ以下のとおり管理者を判断してください。

- 飲料メーカー又はオペレーターが自動販売機を保有し、商品の在庫補充や機器の管理等全て行い、設置場所のオーナーは場所貸しと電気代の支払のみを行う場合（フルサービス）：飲料メーカー又はオペレーターを管理者とします。
- 飲料メーカー又はオペレーターが自動販売機を保有するが、商品の在庫補充や機器の管理等は設置事業所のオーナーが行う場合（レギュラーサービス）：設置事業所のオーナーを管理者とします。
- 自動販売機も含め全てオーナーが保有し、管理もしている場合：設置事業所のオーナーを管理者とします。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

2.5 取りまとめの例

以上に記した方法で特定した自らが管理する第一種特定製品については、後述のフロン類漏えい量の算定や報告の確認のため、事業所等ごとに取りまとめておくことが必要となります。取りまとめの例として、リスト形式での整理方法を示します。

なお、他社の事業所や移動体に設置された機器についても、機器が設置されている事業所（移動体を管理する事業所）の住所を、都道府県の判断に用います。（第一種特定製品の把握・整理の方法としては、各社で保有する既存の台帳、フロン排出抑制法第16条の下で実施される定期点検・簡易点検の機会、新規購入・廃棄の際の記録等を活用することが考えられます。）

表Ⅱ-2-5 第一種特定製品の取りまとめ例

ID	事業所番号	事業所名 ⁵	都道府県名 ⁶	第一種特定製品を識別する情報				フロン類の種類
				分類	管理番号	型式	製造番号	
1		A支社	A県	ビルマルチエアコン		・・	・・	・・
2		A支社	A県	飲料用ショーケース		・・	・・	・・
3		B工場	A県	自動販売機		・・	・・	・・
4		B工場	A県	冷凍機		・・	・・	・・
5		C工場	A県	冷凍機		・・	・・	・・
6		C工場	A県	設備用パッケージエアコン		・・	・・	・・
7		●●社D工場 (他者事業所)	D県	店舗用パッケージエアコン		■■	■■	■■
8		●●社D工場 (他者事業所)	D県	自動販売機		■■	■■	■■
..								
..								

⁵ 他者の事業所・移動体に設置された機器の場合は、他者の事業所名を記載します（網掛け部分の機器）。

⁶ 報告に用いる都道府県の識別は、自らの事業所か他者の事業所かにかかわらず、機器が設置されている事業所の所在地によって行います。

3. フロン類漏えい量の算定方法

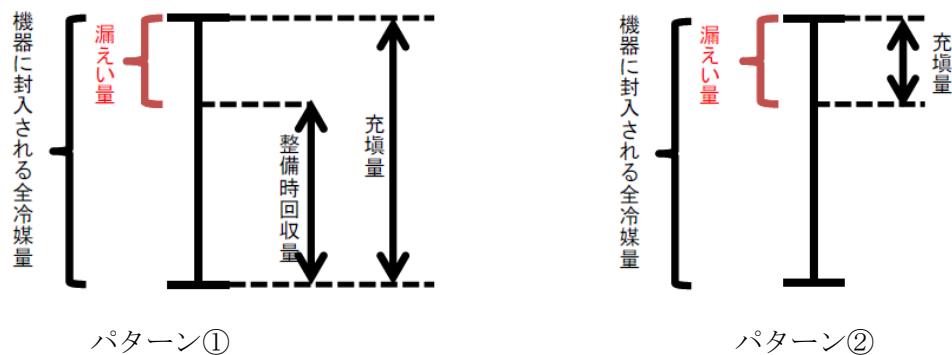
3.1 基本的な考え方

第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、算定漏えい量は、整備時のフロン類の充填量及び回収量から算出します。初期充填量を算定に用いる必要はありません。算定式は以下のとおり、冷媒番号区分ごとに整備時充填量から整備時回収量を差し引き、該当する GWP を乗じる方法によります。

漏えい量の算定にあたり、充填量の調整等の理由により回収量が充填量より多くなり、算定漏えい量がマイナス（負の値）になることもありますが、この場合もマイナス（負の値）のまま計算を行います。

$$\begin{aligned} \text{算定漏えい量 (t - CO}_2) \\ = \Sigma [\text{冷媒番号区分ごとの (整備時充填量 (kg) - 整備時回収量 (kg)} \\ \times \text{冷媒番号区分ごとの GWP)] / 1,000] \end{aligned}$$

算定のイメージは図Ⅱ-3-1 のとおりです。機器整備の際に、全量回収を行い再充填した場合、充填量から整備時回収量を差し引いた量が「漏えい量」となります（パターン①）。一方、機器に充填のみを行った場合、充填量自体が「漏えい量」となります（パターン②）。



図Ⅱ-3-1 フロン類漏えい量の算定イメージ

算定のためには、冷媒番号区分ごとの充填量と整備時回収量に関するデータ入手する必要があります。データ入手の方法は 2. に記したとおり、i) 情報処理センターに登録されたデータ入手することによる方法と、ii) 交付された充填・回収証明書入手することによる方法の 2 種類があります。

ここで、本制度では整備時の充填量及び回収量のみを算定対象としているため、新設又は管理者の変更を伴う移設のための設置時に冷媒を充填する場合の充填量（充填証明書記載事項⑧が「設置」になっているもの）及び廃棄時の回収量（引取証明書に記載された回収量）は、算定漏えい量に加算しません。よって、最後に充填した時から廃棄するまでの期間の使用時に漏えいした量は、算定対象とはなりません。

一方で、設置時の充填が不足していて使用時に充填された場合は、その不足分の充填等は整備時の充填となるため、漏えい量として算定する必要があります。また、点検業者の過失により発生した漏えいであっても、管理者が報告する必要があります。ただし、漏えい量増加理由等を記載する様式第 2 に、当該理由について記述することが可能です。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

なお、管理者の変更を伴わない第一種特定製品の移設は、機器の整備の一環とみなすことができるため、当該移設作業に伴うフロン類の回収及び再設置時の充填は、整備時と同様、算定漏えい量の計算の対象となります。

この法律において、対象となるフロン類は CFC (R-11、R-12 等)、HCFC (R-22 等)、HFC (R-404A、R-407C 等) であり、一部の冷凍機に用いられるアンモニア (R-717)、二酸化炭素 (R-744)、炭化水素 (R-600 等) は対象外となります。

3.2 フロン類充填・回収量データの収集

1) 情報処理センターを経由する場合

フロン類充填回収業者は、冷媒の充填・回収を行う際に、充填・回収証明書の交付を義務付けられていますが、情報処理センターへ冷媒充填・回収量等のデータを登録することで、これらの交付が免除されます。(2.1<充填・回収証明書の交付・情報処理センターへの登録>に関するボックス参照)

情報処理センターを活用する場合には、充填回収業者は、予め把握する第一種特定製品の管理者名等とともに、当該製品のフロン類充填・回収量を情報処理センターへ電子的に登録します。⁷この登録された情報は、情報処理センターから管理者に電子データとして通知されますので、情報処理センターに登録される漏えい量については、情報処理センターから受ける通知をもってデータを収集したこととなります。

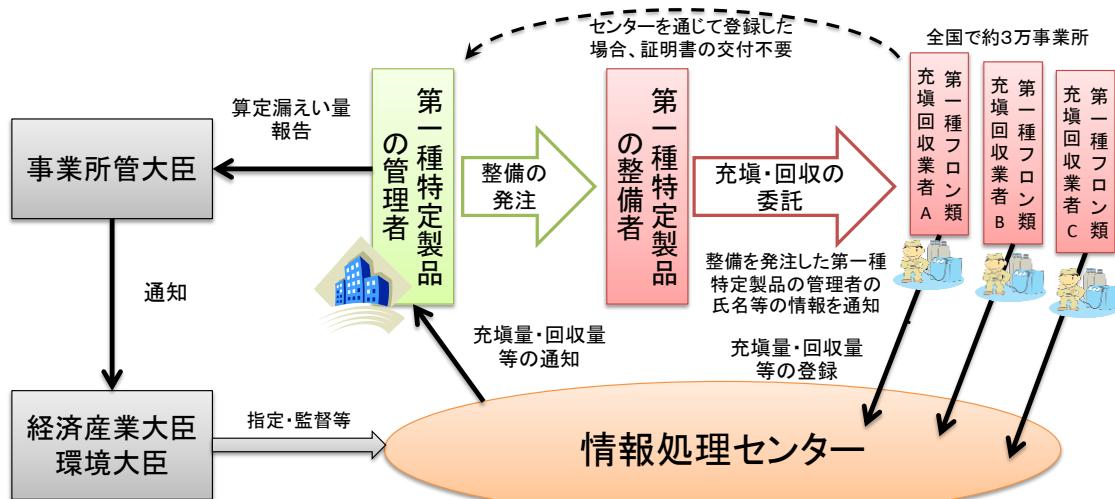


図 II-3-2 情報処理センターの役割

2) 充填・回収証明書を収集する場合

自ら充填・回収証明書を収集する場合には、2. で整理した自らが管理する第一種特定製品について、充填回収業者から交付された充填・回収証明書を収集し、取りまとめる必要があります。

自らが管理する第一種特定製品について交付された充填・回収証明書を適切に収集するためには、2.1 に示したとおり、充填回収業者に対して自らが管理する第一種特定製品を伝達する際に、交付先の部署や担当者を明示するとともに、充填・回収証明書を収集・把握する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効です。具体的には以下のようなことを実施するのが望ましいと言えます。(なお、収集した充填・回収証明書の保管義務はありません。)

- ・ 責任者や担当者の選定：必要な業務を整理し、業務ごとに担当者を定める。
- ・ チェック体制の整備：収集されたデータが必ず確認されるような仕組みを構築する。
- ・ 手続きの確立：誰がいつ何をするかを定め誰にでもわかりやすく示す。
- ・ 教育・研修：上記の手続きを継続的に普及させる。

⁷ 情報処理センターを活用するか否かについては、充填回収業者との同意が必要となります。

3.3 漏えい量の算定

3.2において示した方法により入手した情報から、漏えい量(kg)を〔事業所別／フロン類の種類別〕及び〔都道府県別／フロン類の種類別〕ごとに集計し、さらに集計したフロン類の種類、事業所別ごとの漏えい量に表II-3-に示すGWP⁸を乗じて、〔事業所別／フロン類の種類別〕及び〔都道府県別／フロン類の種類別〕のフロン類算定漏えい量を計算します。

なお、单一冷媒のうち、表II-3-の別表第1に記載がなくGWPが不明な冷媒（フロン類）については、GWPは0とみなし、「その他フロン類」としてご報告ください。

混合冷媒のうち、表II-3-の別表第2に記載がなくGWPが不明な冷媒（フロン類）については、含まれている单一冷媒の重量平均を算定することでGWP（小数点以下四捨五入）を設定してください。本制度での報告対象以外の物質（PFC等）が含まれていた場合には、その物質のGWPを0とみなし、報告対象のフロン類を含めた重量平均から算定されるGWP（小数点以下四捨五入）を設定してください。ご不明な場合は、第一種特定製品のメーカーにお問い合わせください。

【ご注意】

表II-3-1に示すフロン類の種類及びGWPは、2024年度に報告する2023年度実績以降に適用するフロン類の種類及びGWP値です。

2023年度までに報告した2022年度実績以前に適用されたフロン類の種類及びGWPは、表II-3-2に示すものです。

表II-3-1では表II-3-2より、混合冷媒の種類が増えるとともに、各冷媒ともGWP値が変更となっていますのでご注意ください。

(計算例)

R-404A（実際の算定の際には、告示に示されたGWPである3,940を使ってください。）

成分（比率） R-125 / R-143a / R-134a (44.0 / 52.0 / 4.0)

告示より、R-125のGWPは3,170、R-143aは4,800、R-134aは1,300であることから

$$(3,170 \times 44.0 + 4,800 \times 52.0 + 1,300 \times 4.0) / 100 = 3,942.8 \approx 3,943$$

よって、GWPは3,943として計算を行う。

（告示で定めるGWPは、100よりも小さいものを除き、有効数字が3桁となっている。）

また、漏えい量算定の対象となるのは、報告対象年度の4月1日から3月31日までの間に充填されたものです。

なお、同一機器について一連の回収・充填作業（整備）である場合は、回収日が報告対象年度の前年度であっても充填日の属する年度における漏えい量の算定に含めてください。ただし、「一連の」とは言い難い回収及び充填については、それぞれ回収及び充填を行った年度ごとに算定してください。

算定に当たっては、漏えい量を入力するか、又は情報処理センターから得られたスプレッドシートを取り込むことで、報告の様式に取りまとめることが可能な「報告書作成支援ツール」の機能をEEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）上でご利用いただけますので、適宜ご活用ください。

⁸ 算定漏えい量の算定に適用するGWPは、2023年度実績（2024年度に報告）以降の算定から変更となっています。該当する年度のGWPを適用してください。なお、このページに掲載の計算例では2023年度実績（2024年度に報告）以降の算定に適用するGWPの値（表II-3-）で記載しています。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-1 フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP【2023年度実績以降】⁹

別表第1 単一冷媒

冷媒種類		GWP (t-CO ₂) ※2023年度実績 以降に適用する値
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4,660
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10,200
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	13,900
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1,760
5	R-23 (トリフルオロメタン)	12,400
6	R-32 (ジフルオロメタン)	677
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	5,820
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	8,590
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7,670
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	79
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	527
12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3,170
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1,300
14	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	782
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	1,980
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4,800
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	138
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3,350
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	8,060
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	858

別表第2 混合冷媒

冷媒種類 ¹⁰		GWP (t-CO ₂) ※2023年度実績（2024年度に報告）以降に適用する値
1	R-401A	1,130
2	R-401B	1,240
3	R-401C	876
4	R-402A	2,570
5	R-402B	2,260
6	R-403A	1,320
7	R-403B	986
8	R-404A	3,940
9	R-406A	1,780
10	R-407A	1,920
11	R-407B	2,550
12	R-407C	1,620
13	R-407D	1,490
14	R-407E	1,420
15	R-407F	1,670
16	R-407G	1,330
17	R-407H	1,380
18	R-407I	1,340
19	R-408A	3,260

⁹ 表Ⅱ-3-1 (II-25~28ページ) の冷媒及びGWPは2023年度実績（2024年度に報告）以降の算定漏えい量の算定に適用します。なお、2022年度実績（2023年度に報告）までの算定に適用する冷媒及びGWPは表Ⅱ-3-2 (II-29~31ページ) を使用します。

¹⁰ 太字の冷媒は、2023年度実績以降において新たに追加された混合冷媒です。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

冷媒種類 ¹⁰	GWP (t-CO ₂) ※2023年度実績(2024年度に報告)以降に適用する値
20 R-409A	1,480
21 R-409B	1,470
22 R-410A	1,920
23 R-410B	2,050
24 R-411A	1,560
25 R-411B	1,660
26 R-412A	1,730
27 R-413A	1,140
28 R-414A	1,370
29 R-414B	1,270
30 R-415A	1,470
31 R-415B	544
32 R-416A	975
33 R-417A	2,130
34 R-417B	2,740
35 R-417C	1,640
36 R-418A	1,690
37 R-419A	2,690
38 R-419B	2,160
39 R-420A	1,380
40 R-421A	2,380
41 R-421B	2,890
42 R-422A	2,850
43 R-422B	2,290
44 R-422C	2,790
45 R-422D	2,470
46 R-422E	2,350
47 R-423A	2,270
48 R-424A	2,210
49 R-425A	1,430
50 R-426A	1,370
51 R-427A	2,020
52 R-427B	2,320
53 R-427C	1,960
54 R-428A	3,420
55 R-429A	14
56 R-430A	105
57 R-431A	40
58 R-434A	3,080
59 R-435A	28
60 R-437A	1,640
61 R-438A	2,060
62 R-439A	1,830
63 R-440A	156
64 R-442A	1,750
65 R-444A	88
66 R-444B	295
67 R-445A	117
68 R-446A	460
69 R-447A	571

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

冷媒種類 ¹⁰		GWP (t-CO ₂) ※2023年度実績(2024年度に報告)以降に適用する値
70	R-447B	714
71	R-448A	1,270
72	R-449A	1,280
73	R-449B	1,300
74	R-449C	1,150
75	R-450A	546
76	R-451A	133
77	R-451B	146
78	R-452A	1,940
79	R-452B	676
80	R-452C	2,020
81	R-453A	1,640
82	R-454A	237
83	R-454B	467
84	R-454C	146
85	R-455A	146
86	R-456A	626
87	R-457A	138
88	R-458A	1,560
89	R-459A	460
90	R-459B	142
91	R-460A	1,910
92	R-460B	1,240
93	R-460C	694
94	R-461A	2,570
95	R-462A	2,060
96	R-463A	1,380
97	R-464A	1,240
98	R-465A	142
99	R-466A	696
100	R-468A	146
101	R-500	7,560
102	R-501	3,870
103	R-502	4,790
104	R-507A	3,990
105	R-508A	4,840
106	R-508B	5,700
107	R-509A	774
108	R-512A	196
109	R-513A	572
110	R-513B	540
111	R-515A	402
112	R-515B	298
113	R-516A	130
114	他の混合冷媒	混合冷媒中の別表第1の第一欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149-1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る別表第1の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値)

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

(出典) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及び第14条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件(フロン類GWP告示)(令和5年経済産業省・環境省告示第3号)

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-2 フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP【2022年度実績まで】¹¹

表1 単一冷媒

冷媒種類		GWP (t-CO ₂) ※2022 年度実績 (2023 年度に報 告) まで適用する値
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4,750
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10,900
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	14,400
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1,810
5	R-23 (トリフルオロメタン)	14,800
6	R-32 (ジフルオロメタン)	675
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6,130
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10,000
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7,370
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3,500
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1,430
14	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	725
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2,310
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4,470
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	124
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3,220
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9,810
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1,030

表2 混合冷媒

冷媒種類		GWP (t-CO ₂) ※2022 年度実績 (2023 年度に報告) まで適用する値
1	R-401A	1,180
2	R-401B	1,290
3	R-401C	933
4	R-402A	2,790
5	R-402B	2,420
6	R-403A	1,360
7	R-403B	1,010
8	R-404A	3,920
9	R-406A	1,940
10	R-407A	2,110
11	R-407B	2,800
12	R-407C	1,770
13	R-407D	1,630
14	R-407E	1,550
15	R-407F	1,820
16	R-408A	3,150
17	R-409A	1,580
18	R-409B	1,560
19	R-410A	2,090

¹¹ 表Ⅱ-3-2 (II-29~31 ページ) の GWP は 2022 年度実績 (2023 年度に報告) までの算定漏えい量の算定に適用します。なお、2023 年度実績 (2024 年度に報告) 以降の算定漏えい量の算定に適用する冷媒 (フロン類) の種類及び GWP は表Ⅱ-3-1 (II-25~28 ページ) に変更されました。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

冷媒種類		GWP (t-CO ₂) ※2022年度実績（2023年度に報告）まで適用する値
20	R-410B	2,230
21	R-411A	1,600
22	R-411B	1,710
23	R-412A	1,840
24	R-413A	1,260
25	R-414A	1,480
26	R-414B	1,360
27	R-415A	1,510
28	R-415B	546
29	R-416A	1,080
30	R-417A	2,350
31	R-417B	3,030
32	R-418A	1,740
33	R-419A	2,970
34	R-420A	1,540
35	R-421A	2,630
36	R-421B	3,190
37	R-422A	3,140
38	R-422B	2,530
39	R-422C	3,080
40	R-422D	2,730
41	R-423A	2,280
42	R-424A	2,440
43	R-425A	1,510
44	R-426A	1,510
45	R-427A	2,140
46	R-428A	3,610
47	R-429A	12
48	R-430A	94
49	R-431A	36
50	R-434A	3,250
51	R-435A	25
52	R-437A	1,810
53	R-438A	2,260
54	R-439A	1,980
55	R-440A	144
56	R-442A	1,890
57	R-500	8,080
58	R-501	4,080
59	R-502	4,660
60	R-507A	3,990
61	R-508A	5,770
62	R-508B	6,810
63	R-509A	796
64	R-512A	189
65	その他の混合冷媒	混合冷媒中の表1の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149-1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係るに基づく当該物質の混和の割合に係る表1の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるとき

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

冷媒種類	GWP (t-CO ₂) ※2022年度実績（2023年度に報告）まで適用する値
	は、その端数を四捨五入して得た値)

(出典) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類GWP告示）（平成28年経済産業省・環境省告示第2号）

3.4 フランチャイズチェーン事業者による加盟店が管理する製品の漏えい量の把握

フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）は、約款、加盟店との契約書、事業を行う者が定めた方針、行動規範、マニュアル等において、以下の箇条書きのいずれかについて定めている場合には、自らが管理しないものであっても、加盟店の管理する第一種特定製品に関する算定漏えい量を含めて報告しなければなりません。¹²フランチャイズチェーンを有する事業者が報告する場合は、報告書の「商標又は商号等」欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

- ① 第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定
- ② 当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

<フランチャイズチェーン事業者（連鎖化事業者）の報告義務>

フロン排出抑制法第19条第2項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第5条では、フランチャイズチェーンを有する事業者（連鎖化事業者）に対して、以下のとおりに、加盟店の管理する第一種特定製品の漏えい量を報告することを求めています。

- (1) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（いわゆるフランチャイズチェーン事業）であって、当該約款に、「加盟店が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項」に関する定めがある場合、加盟店が管理する第一種特定製品からのフロン類漏えい量の報告義務が、連鎖化事業者に対して課されます。
- (2) なお、約款等に定めがあるとは、連鎖化事業者と加盟店との間で締結した約款以外の契約書又は事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記の定めがある場合であって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合も含みます。

従って、フランチャイズチェーン事業者は、約款、加盟店との契約書、事業を行う者が定めた方針、行動規範、マニュアル等を確認し、上記①又は②が示されている場合には、加盟店が管理する第一種特定製品の算定漏えい量を加盟店から収集し、自らが報告する算定漏えい量に含めてください。

なお、フランチャイズチェーンを運営する事業者がフランチャイズチェーンの管理外で独自に管理する機器における算定漏えい量が年間1,000t-CO₂以上となる場合には、フランチャイズチェーンとして報告する部分については除外した上で、独自に報告する必要があります。

フランチャイズチェーン事業者が管理者である場合と合わせて、フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の報告義務者をまとめると、表Ⅱ-3-1のとおりとなります。

¹² なお、フランチャイズチェーン事業者が、加盟店の管理する第一種特定製品の算定漏えい量を報告している場合には、加盟店運営者が算定漏えい量を報告する必要は生じません。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-1 フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の扱い

管理者	①又は②の指定*	報告義務者
フランチャイズ チェーン事業者	-	フランチャイズ チェーン事業者
加盟店	なし	加盟店
<u>加盟店</u>	<u>あり</u>	<u>フランチャイズ チェーン事業者</u>

*① 第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

② 当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

3.5 取りまとめの例

以下では、算定に際しての取りまとめの例を記します。(以下の表は算定の全体の流れを分かりやすく解説することを目的に示しています。)

整理に際しては、まず表Ⅱ-3-2のとおり、報告の対象となる事業所の一覧を整理し、事業所が位置する都道府県と事業所の設置形態を整理します。また、当該事業所に属する第一種特定製品の種類、当該第一種特定製品の設置形態（事業所内か、移動体内か、事業所外か等）を整理します。

事業所についても、分かりやすさのため業態に応じて類型化（事務所、販売拠点、生産拠点など）し、区分しておくことが望されます。

表Ⅱ-3-2 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	設置形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	東京都	自己所有	ターボ冷凍機	事業所内
販売拠点	支社 A	東京都	テナント	オフィス用パッケージエアコン	事業所内
				冷凍ショーケース	事業所外（他者の事業所に販売キャンペーン実施時に設置）
生産拠点	工場 B	神奈川県	自己所有	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内
				スクリュー冷凍機	事業所内
				空調用チリングユニット	事業所内
				トラック用冷凍機	移動体内（商品搬出用トラック）
	工場 C	埼玉県	自己所有	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内

事業所の一覧をリスト化した後、表Ⅱ-3-3のとおり事業所別の算定漏えい量を計算します。その際、どの冷媒からの漏えいであるのか整理できるよう、第一種特定製品の種類別に集計を行います。また、1,000[t-CO₂]の漏えいを超える事業所（特定事業所、表Ⅱ-3-3の例では工場 B が該当）があった場合には、第Ⅲ編に示す報告様式に必要情報を記載し報告します。

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

表Ⅱ-3-3 事業所別／第一種特定製品別のフロン類漏えい量取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t·CO ₂ /t)	算定漏えい量(t·CO ₂)
事務所	本社	ターボ冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		本社合計							0
販売拠点	支社 A	オフィス用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
		冷凍ショーケース	事業所外(キャンペーン)	R-404A	10	0	10	3,940	39.4
	支社 A 合計								39.4
生産拠点	工場 B	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	500	0	500	1,920	960
		スクリュー冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		空調用チリングユニット	事業所内	R-22	500	400	100	1,760	176
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0.1	0	0.1	3,940	0.394
	工場 B 合計								1,136,394
	工場 C	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-22	0	20	-20	1,760	-35.2
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
工場 C 合計									-35.2

第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

事業所別の算定漏えい量をもとに、表Ⅱ-3-4 のとおり都道府県別／冷媒種類別に集計を行います。また、これらの情報をもとに第Ⅲ編に記載の報告様式に記載を行います。（報告様式への記載方法については、第Ⅲ編で示します。）

なお、報告様式に記載する値は小数点以下を切捨てことになりますが、算定過程では以下のとおり小数点以下を残して計算してください。漏えいの実態がない場合にのみ「0」を記入し、漏えい量が1kgに満たない場合は小数点以下を残して記入してください。

表Ⅱ-3-4 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-410A		全冷媒計算定漏えい量(t-CO ₂)
		実漏えい量(kg)	算定漏えい量(t-CO ₂)	実漏えい量(kg)	算定漏えい量(t-CO ₂)	実漏えい量(kg)	算定漏えい量(t-CO ₂)	
東京都	本社	0	0					39.4
	支社 A			10	39.4	0	0	
	計	0	0	10	39.4	0	0	
神奈川県	工場 B	100	176	0.1	0.394	500	960	1,136.394
	計	100	176	0.1	0.394	500	960	
埼玉県	工場 C	-20	-36.2			0	0	-36.2
	計	-20	-36.2			0	0	
全国計		80	140.8	10.1	39.794	500	960	1,140,594

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

第Ⅱ編で算定したフロン類の算定漏えい量は、フロン排出抑制法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。

第Ⅲ編では、1章で報告書等の提出方法の概要を、2章で電子報告による提出の場合の方法を、3章で書面による提出の場合の方法を、4章で磁気ディスクによる提出の場合の方法を、5章で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。

1. 報告書等の提出方法

フロン類算定漏えい量の報告を行う事業者は、以下に従ってフロン類算定漏えい量等の報告書等の提出を行います。

(1) 提出期間

毎年4月1日から7月31日までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

(2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口（III-43ページ参照）へ提出します。事業者が2つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を提出してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

(3) 提出方法の選択

フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の①～③の方法から選択することができます。なお、可能な限り①電子報告により提出してください。

提出方法ごとの提出物及び提出物の記入要領は、①については「2.電子報告による提出」（III-3ページ）を、②については「3.書面による提出」（III-10ページ）を、③については「4.磁気ディスクによる提出」（III-35ページ）をそれぞれご参照ください。

- ① 電子報告による提出
- ② 書面による提出
- ③ 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出

(4) 提出に関する留意事項

① 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計・公表までの間、行政側から報告内容等について問合せをさせていただくことがありますので、報告書等は必ず控えをとり、算定漏えい量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

② 報告事項等の記入について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、報告書の提出前に「提出前のチェックシート」(IV-102 ページ参照)で記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となります。

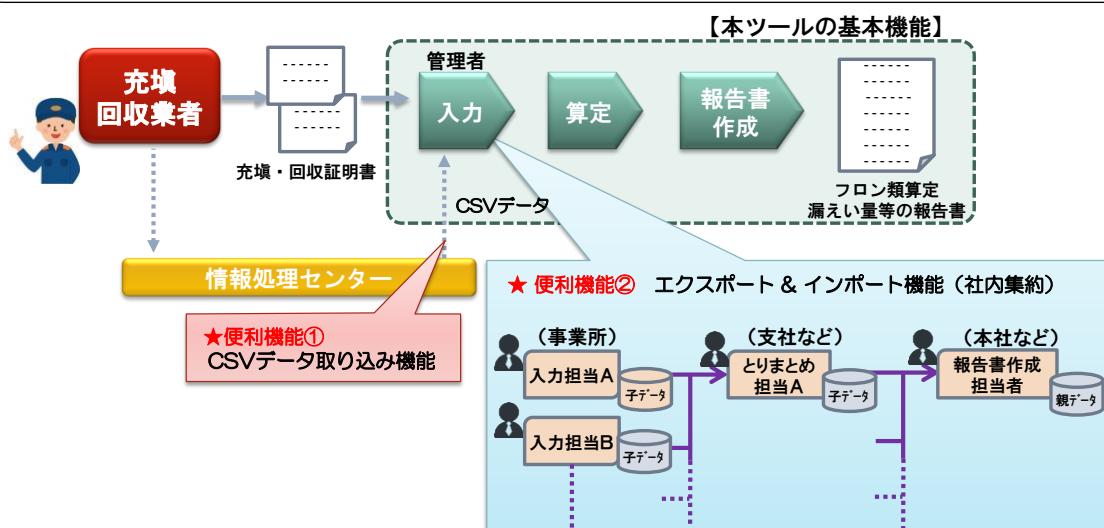
③ 書面又は磁気ディスクの郵送による提出方法

書面又は磁気ディスクを提出する際、郵送する場合には、簡易書留を用いてご提出ください。

(5) 報告書作成支援ツール

本制度でフロン類の漏えい量を報告する事業者の報告書作成を支援するツールとして、フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツールが省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (III-3 ページ参照) に用意されています (図III- 1-1 参照)。詳細につきましては、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム 操作マニュアル¹をご参照ください。

- 報告対象となる全ての事業者が使用できます。
- 充填証明書、回収証明書に記載された充填量、回収量などの必要事項を入力するだけで、年間の漏えい量を計算し、さらに事業所管大臣宛に提出する報告書 (III-3 ページ参照) を作成します。
- 作成した報告書は、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (III-3 ページ参照) を利用して事業所管省庁に提出できます。
- 情報処理センターから出力される CSV データを取り込むことで、入力の手間を省くこともできます。
- 複数の事業所が入力した情報を集約することが可能で、各事業所で入力作業を分担することもできます。



図III- 1-1 報告書作成支援ツールの概要

¹ 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム 操作マニュアル <https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

2. 電子報告による提出

「省エネ法²・温対法³・フロン法電子報告システム」を用いて、報告書の電子ファイルを事業所管省庁へ提出することができます。

2.1 概要

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(以下「EEGS⁴」といいます。)とは、フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書等の書類を受け付けることのできる全省庁共通のシステムです。この EEGS を利用することにより、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いてフロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書の提出(電子報告)が可能となります。

なお、EEGS の使用に際し、事前の届出が必要となります。システムの使用に伴う費用負担はありません。

また、従来のフロン法電子報告システムは、2022 年度より EEGS に変わりました。2021 年度までフロン法電子報告システムを使用されていた場合は、EEGS の使用に際し改めて届出を行う必要はありません。

2.2 EEGS で提出できる報告書等

フロン類算定漏えい量報告・公表制度において、EEGS で提出できる報告書等は「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」に規定される「様式第 1」及び「様式第 2」の 2 種類です(表Ⅲ-2-1)。

様式第 1 はフロン類算定漏えい量等を報告するものであり、様式第 2 は自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用するものです。様式第 1 の提出は必須ですが、様式第 2 の提出は事業者の任意です。

表Ⅲ-2-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度において EEGS で提出できる報告様式

様式番号	文書名	概 要	提出の義務	記入要領
様式第 1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)	III-12
様式第 2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第 1 で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	なし (任意)	III-28

注：報告書等の記入要領は、後述（3.2.報告書記入要領）を参照ください。

² エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

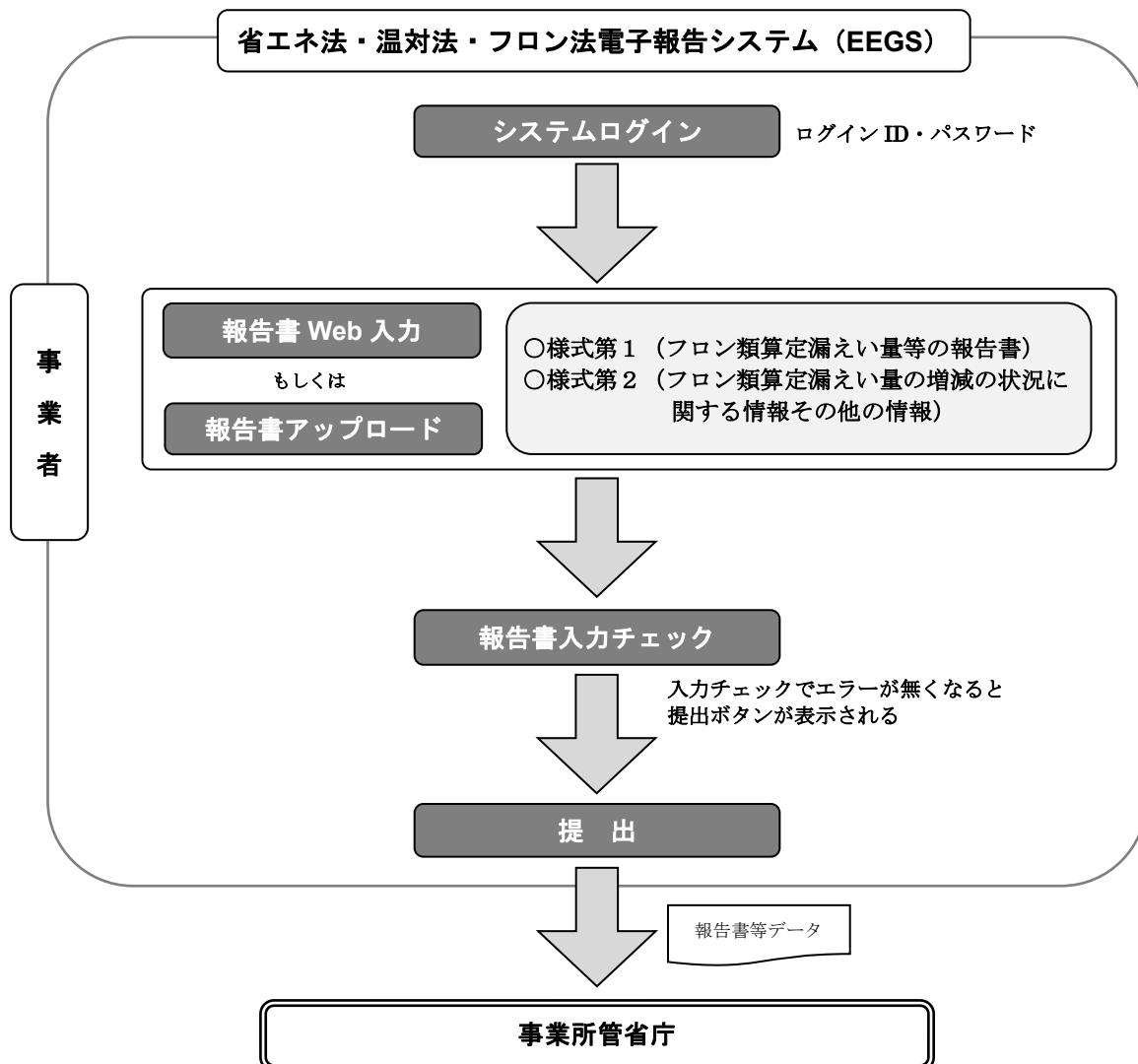
³ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

⁴ Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System の略で「イーグス」と呼びます。EEGS では、フロン排出抑制法に基づく報告のほか、省エネ法及び温対法に基づく報告等を行うことができるシステムです。

2.3 EEGS による提出の方法

2.3.1 提出の流れ

EEGS による報告書等の提出の流れを図Ⅲ-2-1 に示します。なお、EEGS における具体的な操作方法については、EEGS 操作マニュアル⁵をご参照ください。



図Ⅲ-2-1 EEGS による報告書等の提出の流れ

(1) システムログイン

インターネットに接続するパソコン（PC）から、次の URL⁶にアクセスし、EEGS のログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインします。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/>

なお、EEGS のログイン ID を有していない場合は、EEGS の使用届出を行い、ID を取得する必要があります。使用届出の方法については 2.3.2 をご参照ください。

ただし、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、改めて使用届

⁵ EEGS 操作マニュアル <https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

⁶ 2021 年度までのフロン法電子報告システムとは異なる URL です。

出を行う必要はありません。

(2) 報告書 Web 入力又は報告書アップロード

EEGS を用いての報告書の入力・作成等の方法は、次の①～③の 3 つの方法があります。

なお、EEGS における具体的な操作方法については、EEGS 操作マニュアル⁷をご参照ください。

① 報告書作成支援ツール機能の利用

EEGS に実装される報告書作成支援ツール（III-2 ページ参照）の機能を用いて、整備時の充填量及び回収量データを入力し、算定漏えい量の算定等を行った上で EEGS 上で報告書を作成する方法です。

報告書作成支援ツールの機能は、2023 年度から利用が可能となっています。

この機能では、事業所ごとに、第一種特定製品の整備時において回収したフロン類の種類及び回収量並びに充填したフロン類の種類及び充填量、充填等を行った年月日を入力すると、事業所ごとの算定漏えい量及び事業者としての算定漏えい量が自動的に算定されます。また、算定漏えい量が 1,000t-CO₂以上となった場合、様式第 1 も容易に作成できます。

② Web 入力

自社のシステム等を用いる等、既に算定漏えい量を集計されている場合、報告書に記載する内容を EEGS 上の画面から直接入力する方法です。

③ 報告書ファイルのアップロード

様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、III-11～27 ページ及び III-28～34 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを、EEGS でアップロードします。EEGS でアップロードできるファイルは、フロン排出抑制法ポータルサイト⁸からダウンロードした報告様式（EXCEL ファイル）です。

(3) 報告書入力チェック

(2)の①～③のいずれかの方法で入力又はアップロードした報告書について、EEGS 上で報告内容の入力チェックを行います。エラーがなければ事業所管省庁へ提出が可能となります。

(4) 報告書の提出

EEGS において、報告書の提出先（事業所管省庁の窓口（III-43 ページ参照））を選択し提出ボタンを押下することで、(2)で入力又はアップロード入力した報告書が提出されます。提出先は複数同時に選択できます。

EEGS で報告書等を提出した場合は、紙媒体の報告書等を当該省庁の窓口へ持参又は送付す

⁷ EEGS 操作マニュアル <https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

⁸ フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

る必要はありません。

提出した報告書は、事業所管省庁において受理されます。報告書提出時、事業所管省庁での報告書の受理時には、事前に登録したメールアドレスへ事業所管省庁からメールが届きます。

(5) 取り下げ及び差戻し

提出後に修正を行う場合、EEGS 上で取り下げ操作を行うことができます。この際、事業所管省庁が既に報告書を受理している場合は、取り下げ依頼事由を入力し、事業所管省庁の承認を得る必要があります。

また、事業所管省庁が差戻しを行った場合には、事前に登録したメールアドレスへメールが届きます。差戻し事由を確認し、修正のうえ再度提出してください。

2.3.2 システム使用の届出

(1) 届出書の様式

EEGS によりフロン法の報告を行う場合は、EEGS を用いるためのログイン ID（事業者ごとに 1 つの番号）が必要となります。ログイン ID を有していない場合は、事前に EEGS を使用するための使用届出を行います。

使用届出は表Ⅲ-2-2 に示す様式の書類（使用届出書）を、届出先へ紙媒体で提出し、ログイン ID の付与を受けます。様式第 4（使用届出書）の記入要領は、Ⅲ-8 ページをご参照ください。

なお、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、様式第 4 を改めて提出する必要はありません。

表Ⅲ-2-2 EEGS による報告書提出を行う前に届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先 (*1)
EEGS を用いてフロン法による報告書の提出を行おうとする特定漏えい者	様式第 4 (電子情報処理組織 使用届出書)	経済産業省 又は環境省

*1：いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

(2) ログイン ID の取得方法

表Ⅲ-2-2 の様式にて EEGS の使用についての届出を行うと、届出先の省庁から EEGS の URL 及びアクセスキーが記載された書類が通知されます。なお、アクセスキーとは英数字で構成された、事業者ごとに異なる記号であり、ログイン ID の発行手続に使用するものです。アクセスキーは、受領後 1 年 4 ヶ月が経過すると使用不可能となりますので、それまでに必要な情報の登録処理を行ってください。

インターネットに接続する PC から、届出先から送付された書類に記載された URL にアクセスし、アクセスキー及び特定漏えい者コードを入力して、ログイン ID 取得の手続を進めます。

なお、省エネ法又は温対法の報告等を行うために省エネ法又は温対法に基づく使用届出書を提出し EEGS のログイン ID を有している事業者に対しては、届出先の省庁からアクセスキーパスワードは送付されませんが、様式第 4（表Ⅲ-2-2）を経済産業省又は環境省にご提出いただき、提出先省庁側で当該事業者のフロン排出抑制法への算定漏えい量報告を可能とする手続き後に、省エネ法又は温対法のログイン ID を用いてフロン排出抑制法の報告も行うことができるようになります。

EEGS におけるログイン ID 取得までの操作方法については、EEGS 操作マニュアル⁹をご参照ください。

2.3.3 システム使用届出内容の変更、廃止

EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、届出の内容（事業者名等）に変更が生じた場合は、使用変更の届出を行います。

また、EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、システムの使用を廃止する場合は、使用廃止の届出を行います。

使用変更又は使用廃止の届出は表Ⅲ-2-3 に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、いずれも使用届出書（表Ⅲ-2-2 参照）を提出した先と同じ省庁に提出してください。

表Ⅲ-2-3 EEGS の使用変更又は使用廃止を届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先（*1）
EEGS の使用届出書の内容を変更する特定漏えい者	様式第 5 (電子情報処理組織 使用変更届出書)	経済産業省 又は環境省
EEGS の使用を廃止する事業者	様式第 6 (電子情報処理組織 使用廃止届出書)	経済産業省 又は環境省

*1：使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

⁹ EEGS 操作マニュアル <https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

2.4 様式第4の記入要領

様式第4は、フロン排出抑制法ポータルサイト¹⁰からダウンロードすることができます。

様式第4の記入例を図III-2-2に示します。

様式第4（第10条第1項関係）

	※受理日 ⑧	年 月 日																		
	※整理番号⑨																			
電子情報処理組織使用届出書 ① ○○○○年 ○月 ○日																				
経済産業大臣 殿 ② 提出者 住 所 ③ (ふりがな) 氏 名 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X 環境株式会社 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあっては名称及び代表者氏名)																				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。																				
作成担当者連絡先																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">特定漏えい者コード</td> <td style="width: 10%;">④</td> <td>X X X X X X X X X</td> </tr> <tr> <td>特定漏えい者の名称</td> <td>⑤</td> <td>環境株式会社</td> </tr> <tr> <td>特定漏えい者の所在地</td> <td>⑥</td> <td>〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">担当者 ⑦</td> <td>部 署</td> <td>環境部〇〇係</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>環境 良男</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td>aa@cc.dd.ee</td> </tr> </table>			特定漏えい者コード	④	X X X X X X X X X	特定漏えい者の名称	⑤	環境株式会社	特定漏えい者の所在地	⑥	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X	担当者 ⑦	部 署	環境部〇〇係	氏 名	環境 良男	電話番号	03-XXXX-XXXX	メールアドレス	aa@cc.dd.ee
特定漏えい者コード	④	X X X X X X X X X																		
特定漏えい者の名称	⑤	環境株式会社																		
特定漏えい者の所在地	⑥	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X																		
担当者 ⑦	部 署	環境部〇〇係																		
	氏 名	環境 良男																		
	電話番号	03-XXXX-XXXX																		
メールアドレス	aa@cc.dd.ee																			

図III-2-2 様式第4の記入例

① 『年月日』

様式第4の届出先（経済産業省又は環境省）への提出年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

経済産業大臣又は環境大臣を記入します。

③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、事業者（企業、会社、団体等）です。なお、地方公共団体における地方公営企業や

¹⁰ フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

教育委員会（Ⅲ-14 ページのコラム参照）については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

④ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹¹でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問合せ窓口（IV-108 ページ）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑤ 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

⑥ 『特定漏えい者の所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

⑦ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から届出内容（記入ミス等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子報告システムへのログイン ID を取得するために必要な情報を記載した書類を通知します。

⑧ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

¹¹ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

3. 書面による提出

3.1 提出書類

(1) 提出書類の様式

書面による提出を行う際に用いるフロン排出抑制法に基づく報告書の様式は、表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び様式第 2 です。様式第 1 の提出は必須ですが、様式第 2 の提出は事業者の任意です。

これらの様式は、フロン排出抑制法ポータルサイト¹²からダウンロードすることができます。

各様式の記入要領について、様式第 1 はⅢ-11～27 ページに、様式第 2 はⅢ-28～34 ページにそれぞれ示します。

表Ⅲ-2-1 フロン類の算定漏えい量等の報告に用いる様式【再掲】

様式番号	文書名	概 要	提出の義務	記入要領
様式第 1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)	Ⅲ-11
様式第 2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第 1 で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	なし (任意)	Ⅲ-28

(2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格 A4（縦置き）としてください。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。

¹² フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon>

3.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。なお、本マニュアルの第IV編 4.が、様式第1～様式第3の記入チェックシートとなっています。報告書を提出する前に、チェックシートを使って記載内容を再確認してください。

3.2.1 様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）

様式第1は、表面（III-11ページ）、裏面（III-17ページ）、【特定漏えい者単位の報告】（III-18ページ）及び別紙【特定事業所単位の報告】（III-23ページ）で構成されています。（()内は記入要領の解説ページです。）

（1） 様式第1（表面）の記入要領

様式第1の表面の記入例を図III-3-1に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(表面) 様式第1 (第4条関係)																							
フロン類算定漏えい量等の報告書																							
① XXXX年X月XX日																							
経済産業大臣 殿 ②																							
報告者 住 所 (ふりがな) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 氏 名 (ふりがな) ③ 環境株式会社 <small>だいひょうとりしまりやくしゃちょう</small> 代表取締役社長 ④-1 <small>かんきょうたろう</small> 環境 太郎 <small>(法人にあっては名称及び代表者の氏名)</small>																							
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。																							
④-2																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">特 定 漏 え い 者 コ ー ド</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">X X X X X X X X X X</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)</td> <td style="text-align: center;">環境株式会社 ④-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">所 在 地 (ふりがな)</td> <td style="text-align: center;"> 〒100-0000 東京 ④-3 <small>とうきょう 都道府県 千代田 町村</small> 霞が関〇一〇一〇 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">商 標 又 は 商 号 等</td> <td style="text-align: center;">④-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">主 た る 事 業</td> <td style="text-align: center;"> 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ⑤ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">主 た る 事 業 を 所 管 す る 大 臣</td> <td style="text-align: center;">経済産業大臣 ⑦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量</td> <td style="text-align: center;">第1表、第2表及び別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;"> その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること） 1. 有 2. 無 ⑧ </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;"> 担 当 者 (問い合わせ先) 部 署 環境部〇〇係 氏 名 環境 良男 ⑨ 電 話 番 号 03-XXXX-XXXX メ ール アド レス aa@cc.dd.ee </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">※受理年月日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">⑩ 年 月 日</td> <td style="width: 25%;">※処理年月日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">⑩ 年 月 日</td> </tr> </table>		特 定 漏 え い 者 コ ー ド	X X X X X X X X X X	特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2	所 在 地 (ふりがな)	〒100-0000 東京 ④-3 <small>とうきょう 都道府県 千代田 町村</small> 霞が関〇一〇一〇	商 標 又 は 商 号 等	④-4	主 た る 事 業	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ⑤	主 た る 事 業 を 所 管 す る 大 臣	経済産業大臣 ⑦	フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第1表、第2表及び別紙のとおり	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること） 1. 有 2. 無 ⑧		担 当 者 (問い合わせ先) 部 署 環境部〇〇係 氏 名 環境 良男 ⑨ 電 話 番 号 03-XXXX-XXXX メ ール アド レス aa@cc.dd.ee		※受理年月日	⑩ 年 月 日	※処理年月日	⑩ 年 月 日
特 定 漏 え い 者 コ ー ド	X X X X X X X X X X																						
特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2																						
所 在 地 (ふりがな)	〒100-0000 東京 ④-3 <small>とうきょう 都道府県 千代田 町村</small> 霞が関〇一〇一〇																						
商 標 又 は 商 号 等	④-4																						
主 た る 事 業	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ⑤																						
主 た る 事 業 を 所 管 す る 大 臣	経済産業大臣 ⑦																						
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第1表、第2表及び別紙のとおり																						
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること） 1. 有 2. 無 ⑧																							
担 当 者 (問い合わせ先) 部 署 環境部〇〇係 氏 名 環境 良男 ⑨ 電 話 番 号 03-XXXX-XXXX メ ール アド レス aa@cc.dd.ee																							
※受理年月日	⑩ 年 月 日	※処理年月日	⑩ 年 月 日																				
備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。 2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。 4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。 5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行なう特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。 7 ※の欄には、記載しないこと。 8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。																							

図III-3-1 様式第1(表面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（III-40ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「○○省」等とは記入しないでください。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と異なり、地方支分部局長名となりませんのでご注意ください。

③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次頁コラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

なお、報告者は、この報告をフロン類の算定漏えい量の算定を担当する部署の長など事業者のフロン類算定漏えい量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図III-3-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為をしておいてください。）

(表面)	
様式第1（第4条関係）	
フロン類算定漏えい量等の報告書	
XXXX年X月XX日	
経済産業大臣 殿	
報告者	（ふりがな） 住 所 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
氏 名	（ふりがな） 環境株式会社 代表取締役社長 環境本部長 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）
代理人	（ふりがな） 環境 太郎 環境 二郎 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入してください。

図III-3-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

④ 『特定漏えい者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中に会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

なお、「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合、念のため問合せ窓口（IV-108 ページ参照）までお問合せください。

④-1 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹³でコードをご確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-108 ページ参照）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

④-2 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

<地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織>

○地方公営企業

地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○警察組織

都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○組合

組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○収用委員会

収用委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

¹³ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

④-3 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

④-4 『商標又は商号等』

フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。フランチャイズチェーン事業者の漏えい量の把握については、II-32ページをご参照ください。

例：○○ストア

⑤ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については裏面に記入します。

主たる事業の考え方については、III-16ページのコラム＜主たる事業の考え方＞をご参照ください。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

⑦ 『主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

務大臣」又は「環境太郎大臣」(個人名)、「○○省」などとは記入しないでください。なお、主たる事業が2つ以上の行政官庁の共管の場合、3大臣まで記入することができます。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

特定漏えい者全体に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（III-43ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれすべての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応が可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

担当者は、報告者である事業者に所属している必要があります。

⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

<主たる事業の考え方>

○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

(例) 事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100億円）、航空機製造業（70億円）、鉄道車両製造業（30億円）、
自動車卸売業（20億円）、輸送用機械器具卸売業（10億円）

また、生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっているフロン類算定漏えい量に係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(2) 様式第1（裏面）の記入要領

様式第1の裏面の記入例を図III-3-3に示します。

事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、表面に記載した主たる事業以外の事業（従たる事業）について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入します。

なお、事業者で行われている事業が5つ以上ある場合は、欄を追加して記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

本制度における報告書等は、様式第1の表面の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)							
1	事 業 の 名 称	その他の有機化学工業製品製造業	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
2	事 業 の 名 称	医薬品原薬製造業	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	厚生労働大臣					
3	事 業 の 名 称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図III-3-3 様式第1(裏面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(3) 様式第1【特定漏えい者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定漏えい者単位の報告】は、第1表及び第2表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図III-3-4に示します。

【特定漏えい者単位の報告】										
① フロン類の種類	② R-22		③ R-404A		④ R-410A		⑤		⑥ 合計	
	算定漏えい量(t-CO ₂)	実漏えい量(kg)								
特定漏えい者全体	352	200	1,182	300	768	400				2,302
都道府県	算定漏えい量(t-CO ₂)	実漏えい量(kg)	算定漏えい量(t-CO ₂)	実漏えい量(t-CO ₂)						
1. 東京都			788	200	384	200				1,172
2. 愛知県	352	200			192	100				544
3. 大阪府			394	100	192	100				586
4.										

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図III-3-4 様式第1 第1表の記入例

(ア) 『漏えい年度』

フロン類算定漏えい量の対象となる年度（××××年度）を記入します。

例：2025年7月に2024年度分の算定漏えい量の報告を行う場合

漏えい年度：2024年度

(イ) 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量(CO₂)をトン(t-CO₂)の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。事業者全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはIII-20ページを参照ください。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『フロン類の種類』

報告するフロン類の種類として冷媒番号（R-22、R-410A 等）を記入します。なお、報告するフロン類が 6 種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1（Ⅱ-25～28 ページ）の別表第 1 又は別表第 2 に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1 の別表第 1 に記載がない単一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1 の別表第 2 に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1 のフロン類の種類及び地球温暖化係数（GWP）は、2023 年度実績以降の算定に適用するものです。2022 年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えていました。また、各フロン類の種類とも GWP の値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量（t-CO₂）』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量（kg）に GWP を乗じて算定した算定漏えい量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

各フロン類の種類とも GWP の値が 2022 年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量（kg）』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

④ 『合計』

報告する算定漏えい量の合計量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

1) 特定漏えい者全体

特定漏えい者全体の欄には、事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

2) 都道府県

番号 1～4 の欄にはフロンの漏えいが発生した都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

なお、事業を行っている都道府県が 5 つ以上ある場合は番号 4 の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入します。この場合、番号欄に 4 以降の番号を順に記入します。

<漏えい量の報告値>

算定漏えい量及び実漏えい量の算定においては、最初に整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計をそれぞれ算定します。報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切捨てた整数値を記入します。なお、算定漏えい量では-1～1 (t-CO₂) 未満、実漏えい量では-1～1 (kg) 未満の漏えい量については、それぞれ0 (ゼロ) を記入します。また、漏えい量が存在しない（充填又は回収を行っていない）欄は空欄としてください。

報告の記入例

(1) 実際の漏えい量が下の左側の表（赤色の数値）のとおりであったとします。

ここで、各県の値は当該県内にある事業所の合計値です。なお、B県においてR-410Aの漏えい量はなかったとします。

また、特定漏えい者全体は、各県の算定漏えい量又は実漏えい量の合計値（縦方向の合計値）です。さらに、特定事業者全体及び各都道府県の合計の値は、各フロン類の種類算定漏えい量の合計値（横方向の合計値）です。

(2) 報告書において記載する漏えい量は、下の左側の表の値をもとに、それぞれ小数点以下を切捨てた値とします。すなわち、下の右側の表（青色の数値）となります。

・B県ではR-410Aの漏えい量が存在しないため空欄のままとします。

・C県ではR-404A及びR-410Aとも算定漏えい量：1 (t-CO₂) 未満、実漏えい量：1 (kg) 未満のため、該当する欄にはいずれも0 (ゼロ) を記載します。なお、合計値は1.4 (t-CO₂) のため、1 (t-CO₂) と記載します。

このように、小数点以下の処理の関係で、表の縦方向及び横方向の合計は表に記載の数値の合計とはならないことがあります問題ありません。

実際の漏えい量

フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	合計		
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
	975.2	247.5	1,090.8	568.1	2,065.9
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361.7	345.6	1,090.	567.8	2,451.8
2. B県	-387.3	-98.3			-387.3
3. C県	0.8	0.2	0.6	0.3	1.4

報告書への記入値

フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	合計		
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
	975	247	1,090	568	2,065
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361	345	1,090	567	2,451
2. B県	-387	-98			-387
3. C県	0	0	0	0	1

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(ウ) 第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

第2表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上である事業所のことです。特定漏えい者が单一の事業所や店舗等から構成される場合、特定事業所としての報告も併せて行う必要があります。

様式第1の第2表の記入例を図III-3-5に示します。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧						
特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業			
			事業コード		事業の名称	
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町○-○-○ ③	1	6 ④	3	1 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④
2						
3						
10						

備考

- 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

図III-3-5 第2表の記入例

① 『特定事業所番号』

特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記入します。

② 『特定事業所の名称』

当該特定事業所の名称を記入します。なお、事業所名による事業者名が含まれる場合は、事業者名を省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

③ 『特定事業所の所在地』

当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

④ 『特定事業所において行われる事業』

当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称を記入します。なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

日本標準産業分類の細分類の番号及び名称は、本マニュアルのIV-48～88 ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

第2表に記入した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等も、(別紙)【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(4) (別紙) 【特定事業所単位の報告】

第2表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量等を記入します。

様式第1別紙(表紙)の記入例を図III-3-6に示します。

(ア) 別紙(表紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】										
特定事業所番号									1 ①	
特 定 事 業 所 の 名 称 (前回の報告における名称)		東京店 ②								
所 在 地 (ふりがな)		〒100-0000 ③	都道府県	千代田	市 区 町 村	東京				
		おおてまち 大手町〇一〇一〇								
特定事業所において行われる事業		石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④								
特定漏えい者コード ⑤		X X X X X X X X X						※		
都道府県コード ⑥		1 3	事業コード ⑦				1	6	3	1
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり								
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無 ⑧								
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務課								
	氏名	環境二郎 ⑨								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
	メールアドレス	bb@cc.dd.ee								

備考

- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
- 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
- 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 7 ※の欄には、記載しないこと。

図III-3-6 別紙(表紙)の記入例

① 『特定事業所番号』

第2表の事業所番号を記入します。

② 『特定事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。様式第1の 第2表に記載の名称と同一の名称を記入します。事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑤ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹⁴でコードを確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-108ページ参照）までお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-3-1のとおりです。

¹⁴ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 3-1 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

(7) 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

例：算定の対象となる特定事業所の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

(8) 『その他の関連情報の提供の有無』

当該特定事業所の算定漏えい量に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（III-43ページ参照））に提出します。

(9) 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(イ) 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所ごとのフロン類の種類ごとに、算定漏えい量をトン(t-CO₂)の単位で記入します。

また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-3-7に示します。

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量						
フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量(t-CO ₂)	630	384				1,014
実漏えい量(kg)	160	200				

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-7 別紙第1表の記入例

① 『フロン類の種類』

当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号(R-22、R-410A等)を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1(Ⅱ-25～28ページ)の別表第1又は別表第2に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第1に記載がない单一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-2の別表第2に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1のフロン類の種類及び地球温暖化係数(GWP)は、2023年度実績以降の算定に適用するものです。2022年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えています。また、各フロン類の種類ともGWPの値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量(t-CO₂)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t-CO₂)単位の量で記入します。

各フロン類の種類ともGWPの値が2022年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量(kg)』

フロン類の種類ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

④ 『合計』

当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。

3.2.2 様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します（文字数は改行を含めて各欄800字以内としてください）。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報に関しても、環境大臣及び経済産業大臣による公表の対象となります。

情報の提供により、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等が可能です。様式第2の記入例を図III-3-8に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度： XXXX年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） → **2** ②

特 定 漏 え い 者 コ ー ド ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※
都 道 府 縿 コ ー ド ④	1	3				事 業 コ ー ド ⑤	5	6	1	1
事 業 所 番 号 ⑥	0	1	※							

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報											
⑦ XXXX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。											
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報											
⑧ 15%が空調機器から、85%が冷蔵ショーケースからの漏えいであった。											
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報											
⑨ f. 機器の施工に関する取組、h. 日常点検（簡易点検）における取組 使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。											
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報											
⑩ a. 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、 c. ノンフロン機器の導入 老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。											
5. その他の情報											
⑪ 事業所数：60事業所（うち、総合スーパーマーケット57、物流センター2、本社施設1）を保有。 漏えい原因：（イ）施工時の要因、（オ）明確な要因が特定できないスローリークが該当。											
担当者 (問い合わせ先) ⑫		部 署	広報課								
		(ふりがな)	かんきょう さぶろう 環境 三郎								
		氏 名									
電 話 番 号		03-XXXX-XXXX									
※受理年月日 ⑬ 日		年 月			※処理年月日 ⑬ 日		年 月 日				

図III-3-8 様式第2の記入例

① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（××××年度）を記入します。

例：2025年7月に2024年度分の漏えい量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：2024年度（2024年度の漏えい量に関する情報を報告）

② 『提供情報の範囲』

様式第2に記入される情報が、(1)事業者（企業、団体）全体に関するものの場合は「1」を、
(2)特定事業所のみに関するものの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

③ 『特定漏えい者コード』

様式第1（III-14ページ④-1）と同様に、特定漏えい者ごとの番号（数字9桁）を記入します。
原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。
同制度のホームページ¹⁵でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない
場合は、問合せ窓口（IV-108ページ）にお問合せください。

④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。
②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（III-24ページ⑥）と同様に、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。
なお、都道府県ごとのコード番号は表III-3-1（III-25ページ）のとおりです。

⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字4桁で記入します。
②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（III-25ページ⑦）と同様に、算定の対象となる特定事業所の主たる事業の事業コードを数字4桁で記入します。
なお、事業コードは日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、
2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑥ 『事業所番号』

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（III-24ページ①）と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した事業所番号を数字で

¹⁵ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

記入します。

⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を各欄800字以内（改行含む）で記入することができます。ただし、製品の販売のための広告、報告者以外の特定の事業者（整備者等）の名称等、法の規定の趣旨に反する、報告に無関係の情報を記入することはできません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記入した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入することなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑦～⑪に記載いただいた内容は全て公表されますが、特に⑨～⑪に記載いただいた内容については、集計した結果も公表しています（I-6ページ参照）。可能な限り下記に示す方法での報告をお願いします。

⑦ 『1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報』

この欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

<記載例>

- 店舗数、売場面積の拡大に伴い、機器が増加したため。
- 昨年度老朽化した機器を更新したことから、漏えい量が大幅に減少した。
- 冷媒の変更（R-22 から R-404A への変更）を伴う機器の入替えにより GWP が増加したため、実漏えい量は同程度だが算定漏えい量が増加した。
- ○○工場で、ターボ冷凍機の冷媒配管の接続部が緩み、大量漏えいが発生したため。

⑧ 『2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報』

この欄には、自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記入することができます。

<記載例>

- 空調機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-410A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
冷凍冷蔵機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-404A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
- 全量がブラインチラーからの漏えい

⑨ 『3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

等について記入することができます。

平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容を集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ- 3-2 の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

表Ⅲ- 3-2 関連情報のうちフロン類算定漏えい量の削減に関する措置の分類

大分類	小分類	
機器の導入・更新に関する取組	a	老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新
	b	CFC、HCFC（R-22など）から機器の更新
	c	ノンフロン機器の導入
	d	低 GWP 機器の導入
	e	その他の機器導入・更新
機器の施工に関する取組	f	機器の施工に関する取組
機器の使用時における取組	g	機器の使用時における取組
機器の整備に関する取組	h	日常点検（簡易点検）における取組
	i	定期点検における取組
	j	その他の点検・整備に関する取組
会社全体としての取組	k	会社方針等の策定
	l	従業員教育に関する取組
その他	m	その他の取組

<記載例>

- f.機器の施工に関する取組、h.日常点検（簡易点検）における取組

使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

⑩ 『4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記入することができます。

⑨と同様、平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容も集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ- 3-2 の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

的な措置を追記することができます。

<記載例>

- a.老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、c.ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

⑪ 『5. その他の情報』

この欄には、⑦～⑩の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報を記入することができます。

平成29年度算定漏えい量集計結果から、本項に事業所数・漏えい原因を記載した場合、集計した結果も公表しています。適切に集計するため、可能な限り下記の方法に従って報告いただくようお願いします。事業所数、漏えい原因以外の内容を記載することもできます。

【事業所数】

各事業者の事業規模の目安として、算定漏えい量と併せて事業所数を公表しています。算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末の全事業所数を記載してください。続けて事業所種類別の数を記載することもできます。なお、事業所の定義は漏えい量算定時の考え方と同様してください。

【漏えい原因】

各事業者の漏えい原因を整理するため、漏えい原因の分類別に公表しています。主要な漏えい原因を表III-3-3に示す項目から選択し、記載してください。続けて、その原因による漏えい量や具体的な状況等を記載することもできます。

表III-3-3 漏えい原因の分類

漏えい原因（選択項目）	備 考	考えられる例
(ア) 製造時の要因	機器の製作不良や設計不良等により漏えいした場合に選択	シールゴム部品の不適合
(イ) 施工時の要因	施工不良等により漏えいした場合に選択	施工時のろう付け不足
(ウ) 使用時の要因	使用者の誤操作や誤判断等により漏えいした場合に選択	使用中の機器の破損
(エ) 整備時の要因	4. 腐食管理不良や検査管理不良等、整備不足により漏えいした場合に選択	整備後のナット締め不足、明らかな腐食・亀裂箇所の整備不足
(オ) 明確な要因が特定できないスローリーク	明確な要因が特定できない場合に選択	経年劣化により発生したピンホール、振動によるバルブの緩み
(カ) その他・不明	(ア)～(オ)のいずれにもあてはまらない場合に選択	—

<記載例>

- (事業所数) 60 事業所（うち、総合スーパーマーケット 57、物流センター2、本社施設 1）を保有。
- (漏えい原因) 全算定漏えい量 5,620t-CO₂ のうち、(エ)整備時の要因（定期点検の際に整備業者が誤って弁操作を行った）で 1,702t-CO₂ が漏えい。残り 3,918t-CO₂ は(オ)明確な要因が特定できないスローリークによる漏えいであった。
- (漏えい原因) (イ)施工時の要因、(オ) 明確な要因が特定できないスローリークが該当。

⑫ 『担当者（問い合わせ先）』

提供後、行政側から報告内容（記入ミスの確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者(III-16 ページ ⑨参照)と同一である場合は記入する必要はありません。

⑬ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

4. 磁気ディスクによる提出

4.1 提出物

磁気ディスクによる提出を行う場合は、以下のものを併せて提出します。これらの提出物の作成要領、記入要領をⅢ-36～39 ページにそれぞれ示します。

(1) 磁気ディスク

(表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 の内容を記録したもの)

(2) 様式第 3 の書類

4.2 磁気ディスクの作成要領

(1) 磁気ディスクの種類

磁気ディスクとは、以下に該当するものです。

- ・コンパクト・ディスク (CD)
- ・光磁気ディスク (MO)
- ・DVD

(2) 磁気ディスクへの記録方法

磁気ディスクには、様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、Ⅲ-11～27 ページ及びⅢ-28～34 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを記録します。

電子ファイルについては、Microsoft 社 Windows10 上で稼働する以下のアプリケーションソフトにより作成します。

1	ワープロソフト	Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
2	表計算ソフト	Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
3	画像	BMP (ビットマップピクチャー) 形式 又は JPEG 形式
4	PDF ファイル形式	

なお、フロン排出抑制法ポータルサイト¹⁶に掲載されているフロン類算定漏えい量算定ツールを使用して、各様式を作成することもできます。

¹⁶ フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon>

4.3 様式第3の記入要領

様式第3は、Ⅲ-35ページに示した磁気ディスクとともに提出します。

様式第3は、フロン排出抑制法ポータルサイト¹⁷からダウンロードすることができます。

様式第3の記入例を図Ⅲ-4-1に示します。

¹⁷ フロン排出抑制法ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/furon>

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第3(第7条関係)

※受理日	年月日
※整理番号	⑧

磁気ディスク提出票

① XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

提出者 住 所 〒100-0000
 東京都千代田区霞が関○一〇一〇

氏 名 環境株式会社
 代表取締役社長 環境 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署 環境部〇〇係

問い合わせ先氏 名 環境 良男
 電話番号 03-XXXX-XXXX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告(第21条第1項(第23条第5項において準用する場合を含む。)の請求)及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。
 本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項 ⑥

ディスク番号1 環境株式会社に係る 様式第1 及び 様式第2

2. 磁気ディスクと併せて提出される書類 ⑦

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣、法第21条第1項(法第23条第5項において準用する場合を含む。)の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。

3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。

4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。

5 該当事項がない欄は、記載しないこと。

6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図III-4-1 様式第3の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

⑪ 『年月日』

磁気ディスク及び様式第3の事業所管大臣への報告（提供）年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

⑫ 『あて先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-40ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）等とは記入しないでください。

⑬ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は事業者（企業、団体等）となります。なお、この欄では提出日時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

⑭ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から記載内容について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

⑮ 『本文』

下記の記載例に従って記入してください。なお、IV-98ページの様式をコピーして用いる場合には、該当しない規定行為の部分に取消線を引いてください。

(A) 様式第1のみを記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

(B) 様式第1及び様式第2を記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

（参考）フロン排出抑制法における規定の概要は以下のとおりです。

法第19条 第1項 : 様式第1の報告

法第23条 第1項 : 様式第2の提供

法第21条 第1項 : 開示請求（様式第1）

法第23条 第5項 : 開示請求（様式第2）

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

⑯ 『磁気ディスクに記録された事項』

磁気ディスクに記録されている事項を記入します。また、2枚以上の磁気ディスクを提出する場合は、磁気ディスクごとに整理番号を付け、その番号ごとに記録されている事項を記入します。

⑰ 『磁気ディスクと併せて提出される書類』

様式第3とともに提出する磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記入した書類を提出する場合のみ、その書類名を記入します。

⑱ 『※受理日』及び『※整理番号』

この欄には記入しないでください。

5. 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定漏えい者が行う事業の内容によって判断します。

複数の事業を行っている場合には、従たる事業も含めすべての事業所管大臣に提出してください。なお、複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね表Ⅲ-5-1 に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共に管になります。また、下記一覧によても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁（表Ⅲ-5-2 参照）にお尋ねください。

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所 管 す る 事 業	
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共に管） ●質屋 ●中古品の売買 	
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共に管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管 	
こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉事業 ●障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。） 	
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●信書便事業（主として信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共に管） ●宝くじの販売 	
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類、たばこ又は塩の製造、売買または輸入※ ●通関業※ 	
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共に管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共に管） 	
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬部外品 ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・栄養食品（農林水産大臣と共に管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共に管） ・食品添加物（農林水産大臣と共に管） ・食肉加工製品（農林水産大臣と共に管） ・健康食品（農林水産大臣と共に管） ・健康維持用品※ ●飲食店（農林水産大臣と共に管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）を含まない。） ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共に管） ●民間職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管 	

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業			
農林 水産 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※ ●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※ ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） →飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管 ・食用アミノ酸 ・動植物油脂 ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・農機具※ ・麻のねん糸 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●造園業 ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場 			
経済 産業 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業 このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。 経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。） <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・新聞業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・経営コンサルタント業 ・競輪・オートレース場 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 ・印刷業 ・興信所 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・廣告、宣伝 ・集金代行 <ul style="list-style-type: none"> 一原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。 一原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管 一油脂は石油に含まれません。 一加工は製造に含まれます。 			

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
国土 交通 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●鉄道業 ●港湾運送関連事業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、舶用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナーを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車の整備 ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●自動車の競走場 ●モーター・ボート競艇場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●下水道業 ●上水道業 ●建築士 ●不動産業 →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境 大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共に管） ●温泉供給業 ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

(注1) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注2) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定漏えい者における主たる事業の内容によって判断します。

ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等の算定漏えい量）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等の算定漏えい量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの算定漏えい量） ※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する算定漏えい量の算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業 （地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に規定する公営企業のうち次の事業 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)	
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)	
宮内庁	管理部 管理課	〒100-8111 千代田区千代田1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)	
警察庁	長官官房 企画課	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)	
金融庁	総合政策局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)	
こども家庭庁	成育局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8914 千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビルディング21階	TEL : 03-6771-8030	
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 21095)	
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)	
外務省	大臣官房 会計課	〒100-8919 千代田区霞が関2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)	
財務省	理財局 総務課 たばこ 塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1	たばこ事業、 塩事業、通関業等	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
国税庁	課税部 酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関3-1-1	酒類業	TEL : 03-3581-4161 (内線 3394)
文部科学省	大臣官房 文教施設企 画・防災部 施設企画 課	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)	
厚生労働省	政策統括官 政策統括 室	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723)	
農林水産省	大臣官房 環境バイオ マス政策課	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)	
経済産業省	産業保安・安全グル ープ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)	
国土交通省	不動産・建設経済局 不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	不動産業 (貸 事務所業、不 動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 25129)
国土交通省	不動産・建設経済局 建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 24755)
国土交通省	自動車局 貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	貨物自動車運 送事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 41322)

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	総合政策局 物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵倉庫業	TEL : 03-5253-8111 (内線 25323)
国土交通省	港湾局 港湾経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL : 03-5253-8111 (内線 46834)
国土交通省	鉄道局 施設課 環境対策室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL : 03-5253-8111 (内線 40834)
国土交通省	鉄道局 技術企画課 車両工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL : 03-5253-8111 (内線 57864)
国土交通省	航空局 航空戦略室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、 航空機整備業、飛行場業	TEL : 03-5253-8111 (内線 49258)
国土交通省	水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ 上下水道企画課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	水道業、 下水道業、 下水道管理者 (地方公営企業に限る。)	TEL : 03-5253-8111 (内線 34113)
国土交通省	観光庁 観光産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	宿泊業	TEL : 03-5253-8111 (内線 27314)
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業種	TEL : 03-5253-8111 (代表)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	(提出先が不明の場合)	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411)
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 0570-055-520	
防衛省	地方協力局 環境政策課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	TEL : 03-3268-3111 (内線 36365)	

※2025年7月現在

第IV編 付 錄

1 業種別の算定事例

ここでは、主な業種別に対象の判定や報告する漏えい量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

1.1 製造業者

1.2 小売業者

1.3 倉庫業者

*以下の事例中の漏えい量算定の途中の計算式では、実際には表記されているよりも多くの桁数を有する数値により計算しているため、表記上で四則演算の結果が合わない部分があります。

1.1 製造業者

製造業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、販売拠点、生産拠点、移動体（商品搬送用トラックを含む）等が考えられます。

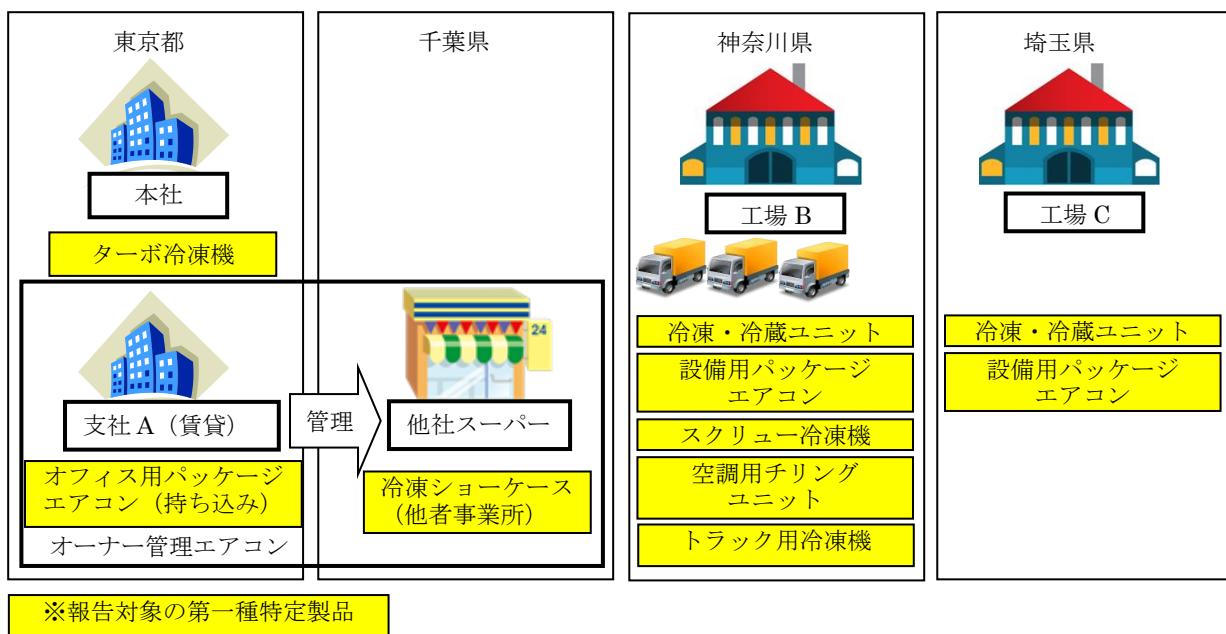
(1) 想定する事業者の概要

ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

加工食品製造業を主な事業としており、事務所として本社1ヶ所、販売拠点として支社1ヶ所（支社A）、また、千葉県のスーパーにキャンペーンのため自己商品販売スペースを設け冷凍ショーケースを設置している。生産拠点としてレトルト食品加工工場（工場B）と冷凍調理食品製造工場（工場C）の2ヶ所を所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ターボ冷凍機を使用している。
- ・ 販売拠点の支社Aは賃貸契約でテナントとして入居している。エアコンはビルオーナー管理であるが、一部の広報用フロアではテナント持込みとして自社管理のオフィス用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 千葉県のスーパー（自らが設置する事業所ではない）でキャンペーンのために冷凍ショーケースを設置している。同ショーケースを管理しているのは支社Aである。
- ・ 工場Bは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコン、スクリュー冷凍機、空調用チーリングユニットを所有・使用し、自社所有の商品搬送用トラックの車両基地となっている。
- ・ 工場Cは冷凍・冷蔵ユニット、設備用パッケージエアコンを所有・使用している。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、事務所・販売拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、生産拠点に設置された第一種特定製品に関するものについては情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。



第IV編 付 錄

(2) 算定・報告の対象範囲（管理する第一種特定製品の特定）

この製造業者における算定・報告の対象範囲としては、次のように考えられます。

事務所におけるビルオーナー管理のエアコンは、管理者がビルオーナーとなるため報告対象外となります。ただしテナントが自分で持込むオフィス用パッケージエアコンについては報告対象です。

千葉県の他社スーパーでキャンペーンのために使用している冷凍ショーケースは、他者事業所での設置ですが、自社所有のため報告対象となります。なお、管理は支社 A で行っていますが実際に漏えいする場所（スーパー）が千葉県であるため、都道府県としては千葉県での漏えいとして報告することになります。

また、商品搬送用トラックは移動体のため、これを管理している（保守・点検の責務を有する）事業所（本事例では工場 B）の漏えい量として報告することになります。

表IV-1-1 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	東京都	自己所有	ターボ冷凍機	事業所内
販売拠点	支社 A	東京都	テナント	オフィス用パッケージエアコン	事業所内
販売拠点	他社スーパー	千葉県	他者所有	冷凍ショーケース	他者事業所（他者の事業所に販売キャンペーン実施時に設置）
生産拠点	工場 B	神奈川県	自己所有	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内
				スクリュー冷凍機	事業所内
				空調用チーリングユニット	事業所内
				トラック用冷凍機	移動体内（商品搬出用トラック）
	工場 C	埼玉県	自己所有	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
				設備用パッケージエアコン	事業所内

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この製造業者は、各事業所の第一種特定製品を整備業者（オフィスについてはビルメンテナンス会社、工場についてはメーカー）に一括して整備を委託しています。

これらの整備業者には、充填・回収業者に対し、自らが管理する第一種特定製品の冷媒を充填・回収する際に、製造業者が管理者であること、充填・回収証明書を製造業者の担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、製造業者を管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は管理者である製造業者の適切な部署に届き、情報処理センターから製造業者が管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができます。

第IV編 付 錄

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表IV-1-2に示すとおり、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の整備時充填量及び回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。(なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません)¹。当該年度に充填・回収²がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

表IV-1-2 事業所別的第一種特定製品種類リストと算定漏えい量の取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	ターボ冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		本社合計							0
販売拠点	支社 A	オフィス用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
		支社 A 合計							0
販売拠点	他社スーパー	冷凍ショーケース	他者事業所(キャンペーン)	R-404A	10	0	10	3,940	39.4
		他社事業所設置合計							39.4
生産拠点	工場 B	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	500	0	500	1,920	960
		スクリュー冷凍機	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		空調用チルリングユニット	事業所内	R-22	500	400	100	1,760	176
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0.1	0	0.1	3,940	0.394
		工場 B 合計							1,136.394
生産拠点	工場 C	冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-22	0	20	-20	1,760	-35.2
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0
		設備用パッケージエアコン	事業所内	R-410A	0	0	0	1,920	0
		工場 C 合計							-35.2

¹ 報告時には小数点以下切捨てし、整数で報告します。(詳細は後述参照)

² 同一機器について一連の回収・充填作業(整備)を含む場合は、II-24 ページ下線部参照。

第IV編 付 錄

算定の結果、工場 B は算定漏えい量が 1,000t-CO₂以上あるため、特定事業所となります。特定事業所は様式第1の第2表及び別紙に情報を記入する必要があります。(特定事業所に関する様式への記載方法は後述します。)

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表IV-1-3に示すとおり、冷媒種類別/都道府県別の集計を行う必要があります。

表IV-1-3 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	
東京都	本社	0	0					0
	支社 A					0	0	
	合計	0	0			0	0	
千葉県	他社ス 一ペー			10	39.4			39.4
	合計			10	39.4			
神奈川県	工場 B	100	176	0.1	0.394	500	960	1,136.394
	合計	100	176	0.1	0.394	500	960	
埼玉県	工場 C	-20	-35.2	0	0	0	0	-35.2
	合計	-20	-35.2	0	0	0	0	
全国計		80	140.8	10.1	39.794	500	960	1,140.594

第IV編 付 錄

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所と販売拠点は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「冷凍調理食品製造業」、「レトルト食品製造業」であるため、事業所管省庁は農林水産省となります。このため、フロン類算定漏えい量等の報告書は農林水産省に提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表IV-1-4 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-404A		③R-410A		④		⑤		合計
	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)									
特定 漏えい者 全体											
	140	80	39	10	960	500					1,140
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)								
1. 東京都	0	0			0	0					0
2. 千葉県			39	10							39
3. 神奈川県	176	100	0	0	960	500					1,136
4. 埼玉県	-35	-20	0	0	0	0					-35

第IV編 付 錄

また、工場Bについては、年度内の算定漏えい量が1,000[t-CO₂]を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第1の「第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧」に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の「別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量」については、下表のとおりに算定漏えい量を記載します。

表IV-1-5 様式第1 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②R-404A	③R-410A	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	176	0	960			1,136
実漏えい量 (kg)	100	0	500			

1.2 小売業者

小売業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、本社、支社、販売拠点、店舗等が考えられます。(商品搬送用トラックを自社管理している場合には、トラック用冷凍機(移動体)も対象となりますですが本事例では例示していません。トラック用冷凍機の算定については製造業者や倉庫業者の事例を参考ください。)

(1) 想定する事業者の概要

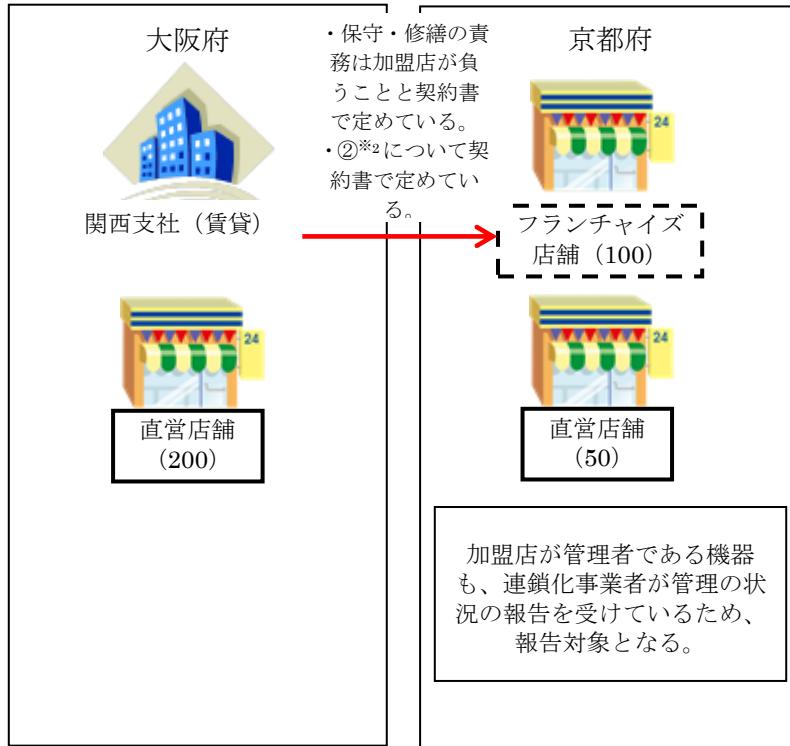
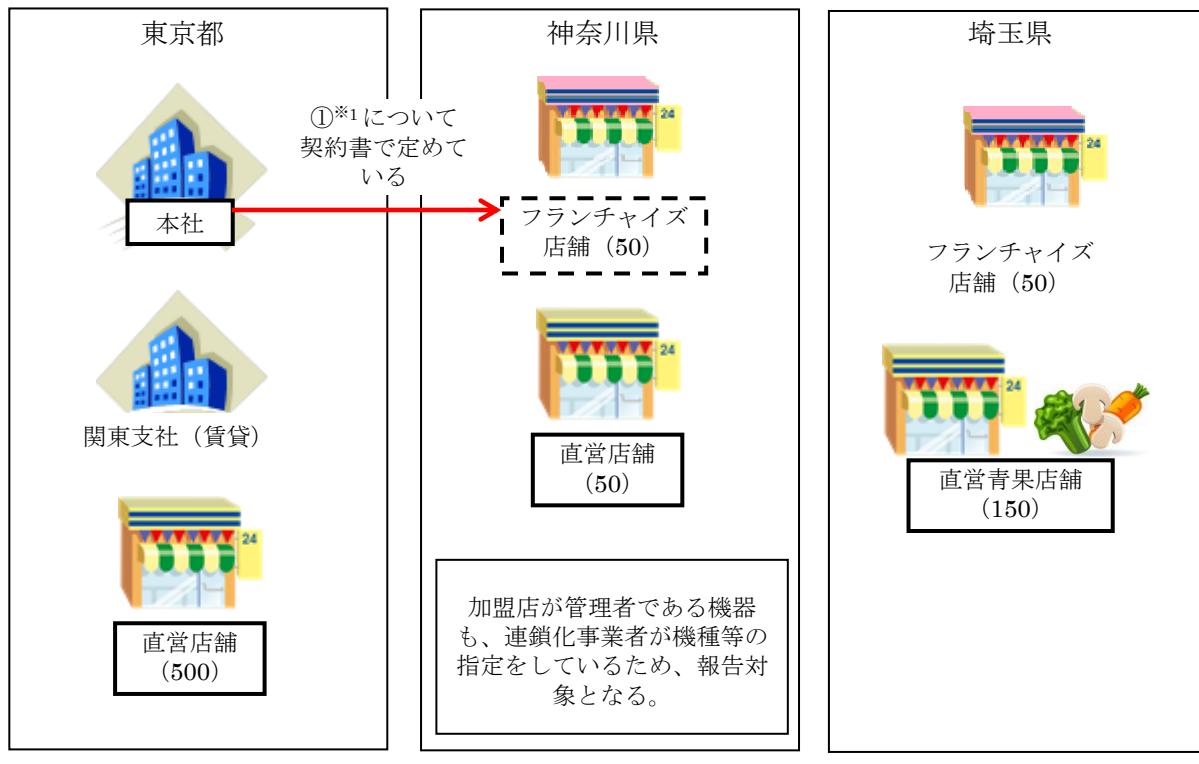
ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

フランチャイズチェーンを有する事業者(連鎖化事業者)であり、事務所として本社1ヶ所、支社を2ヶ所(関西と関東)所有している。関西支社で管理する店舗数は350店舗であり、関東支社で管理する店舗数は800店舗である。

- ・ 本社は自社ビルであり、ビル用パッケージエアコンを使用している。
- ・ 支社はオフィスビルのワンフロアを賃貸契約しており、ビルオーナー管理の空調機を使用している。
- ・ 神奈川県と埼玉県のフランチャイズ店舗では、店舗に設置している空調機やエアコンは加盟店が所有し、管理している。
- ・ 神奈川県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を加盟者との契約書で定めている。
- ・ 埼玉県のフランチャイズ店舗に対しては、本社より「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていない。
- ・ 京都府のフランチャイズ店舗では、連鎖化事業者が加盟店に機器を貸与している。契約書において、保守・修繕の責務は加盟店が負うこととなっている。本社より「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を行うことを契約書で定めている。
- ・ 直営店舗のうち埼玉県の150店舗は青果品のみを販売する店舗となっている。直営店舗の建物は自己所有の場合と賃貸の場合の両方がある。
- ・ 店舗における使用機器は別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫がある。ほとんどは自己所有又はフランチャイズ店舗所有の機器だが、業務用冷蔵庫については一部リースを受けている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、本社・支社に設置された第一種特定製品に関するものについては充填・回収証明書の入手、自らの報告対象となるフランチャイズ店舗については情報処理センターに伝達されたデータの入手により得るものとしている。

第IV編 付 錄



※1 ①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

※2 ②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

※ 直営店舗の設置形態は自己所有及び賃貸の両方を含む

※ 他者が管理する第一種特定製品だが、自らが報告義務を負う製品を設置する事業所

※ 自らが管理する第一種特定製品を設置する事業所

(2) 算定・報告の対象範囲

ア 前提

管理者と報告義務者について

通常は、製品の所有者が保守・修繕の責務を負うことから、所有者が管理者であり報告義務者であると考えます。ただし、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者ではなく使用者が負うこととされている場合などは、法的責務を含めて使用者を管理者とみなします。

連鎖化事業者の場合の報告義務者の扱い

連鎖化事業者の場合、加盟店が製品を所有している、又は保守・修繕の責務が加盟店にあれば管理者は加盟店となります。ただし、下記①又は②の条件を契約書等で定めていた場合は、報告義務は連鎖化事業者になるという特例が生じます(IV-11 ページ)。

①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

表IV-1-6 加盟店が管理する第一種特定製品の報告責任の所在の判断方法

①連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定の有無	②連鎖化事業者から加盟店に対する第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告の要求の有無	当該第一種特定製品の報告責任の所在
有	有	連鎖化事業者
有	無	連鎖化事業者
無	有	連鎖化事業者
無	無	加盟店

※「有」は約款、加盟者との契約書、事業を行うものが定めた方針、行動規範、マニュアル等で定められている場合に限ります。

※加盟店がリースにより機器を設置している場合で、保守・修繕責務を加盟店が負っている場合は加盟店が管理する機器として表IV-1-6に従って報告義務の所在を判断します。

イ 本事例の算定・報告の対象範囲

この事業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

＜自社の事業所に設置された、自らが管理する第一種特定製品の把握＞

➤ 本社・支社

本社におけるビル用パッケージエアコンは自社管理のため報告対象となります。

支社におけるビルオーナー管理の空調機は報告対象外となります。この他に支社で自社管理する第一種特定製品はないため、関東支社、関西支社は報告対象外となります。

➤ 直営店舗

直営店舗で使用されている業務用冷蔵庫やショーケースは、事業者自らが管理する第一種特定製品となるため、報告対象となります。

第IV編 付 錄

リースを受けている業務用冷蔵庫やショーケースについても、使用者である事業者が保守・修繕義務を負っていることから、報告対象となります。

＜他者の事業所等に設置された、自らが所有し加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

京都府のフランチャイズ店舗で使用されている機器は、事業者が加盟店に貸与しているため、所有者は事業者です。また、契約書で保守・修繕の責務を加盟店が負うことが定められていることから、管理者は加盟店となります。ただし、事業者が加盟店に対して「②第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていることから、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

＜他者の事業所等に設置された、加盟店が管理者となる第一種特定製品＞

➤ フランチャイズ店舗

神奈川県のフランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。ただし、ここでは事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」を定めているため、例外的に事業者（連鎖化事業者）に報告義務があることとなります。

埼玉県のフランチャイズ店舗で使用されている機器は、加盟店が独自に所有しているため、所有者である加盟店が管理者です。事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めていないことから、報告義務は事業者（連鎖化事業者）ではなく、管理者である加盟店にあることとなります。

加盟店がリースを受けて使用している業務用冷蔵庫は、使用者である加盟店が保守・修繕義務を負っていることから、加盟店が管理者となります。ただし、本ケースの神奈川県のフランチャイズ店舗のように、事業者が加盟店に対して「①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定」又は「②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告」を定めている場合は、例外的に報告義務は管理者である加盟店ではなく、事業者（連鎖化事業者）にあります。

表IV-1-7 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品		
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
事務所	本部	東京都	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内	自己所有
	関東支社	東京都	賃貸	なし	—	—
	関西支社	大阪府	賃貸	なし	—	—
販売拠点	関東支社の管轄店舗	東京都 (500 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、店舗用パッケージエアコン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、リース両方含む

第IV編 付 錄

事業所				管理する第一種特定製品		
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態	所有形態
関西支社 の管轄店舗	神奈川県 (50 店舗)	神奈川県 (50 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両 方含む
		神奈川県 (50 店舗)	フランチ ヤイズ	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	他者事業 所	加盟店の 所有、リー ス両方含 む
		埼玉県 (150 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両 方含む
	大阪府 (200 店舗)	大阪府 (200 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両 方含む
		京都府 (50 店舗)	自己所有 ・賃貸	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	事業所内	自己所有、 リース両 方含む
		京都府 (100 店舗)	フランチ ヤイズ	別置型ショーケース、 内蔵型ショーケース、 店舗用パッケージエア コン、業務用冷蔵庫	他者事業 所	自己所有、 リース両 方含む

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この小売業者は、自らが管理する第一種特定製品の整備を整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填・回収業者に充填・回収を委託しています。また、加盟店が管理する第一種特定製品については、加盟店が独自に充填・回収を発注しています。

これらの整備業者（メーカー）及び加盟店には、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行すること（情報処理センターによる場合には、自らを管理者として登録すること）を周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、情報処理センターから自らが管理する第一種特定製品に係る通知を受けることができ、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができます。

ただし、神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗のケースの場合、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報処理センターが充填・回収量のデータを加盟店に通知します。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報処理センターから通知された充填・回収量のデータを連鎖化事業者へ報告するように求める必要があります。

第IV編 付 錄

(4) 漏えい量の算定

<加盟店が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定>

神奈川県と京都府のフランチャイズチェーン店舗については、報告義務は連鎖化事業者にあるものの、管理者は加盟店であるため、情報センターから充填・回収量のデータは加盟店に通知されます。そのため、連鎖化事業者は加盟店に対して、情報センターから通知された充填・回収量のデータを報告するように求める必要があります。

**表IV-1-8 加盟店が管理者であるが報告対象となる
事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例**

事業所		漏えい量の算定結果								
区分	事業所名	第一種特 定製品の 種類	設置形態	冷媒種類	充填量 (kg)	回収量 (kg)	実漏え い量 (kg)	GWP	算定漏え い量 (t-CO ₂)	
販売拠点	神奈川県の加盟店50店舗	店舗501	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
	店舗502	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	1	0	1	1,920	1.92	
	店舗502	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	0.1	0	0.1	3,940	0.394	
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	京都府の加盟店100店舗	店舗550	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	2	0	2	1,620	3.24
合計									115.36	
販売拠点	京都府の加盟店100店舗	店舗1001	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	1	0	1	1,760	1.76
	店舗1002	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	5	1	4	1,920	7.68	
	店舗1002	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	0	0	0	3,940	0	
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・	・	・	・		
	京都府の加盟店100店舗	店舗1100	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	1	0	1	1,620	1.62
合計									188.93	

第IV編 付 錄

<自身が管理者である第一種特定製品の漏えい量の算定>

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表IV-1-9に示すとおり、充填・回収証明書もしくは情報処理センターから入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。(なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません)。該当年度に充填・回収³がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

**表IV-1-9 自身が管理者の場合の報告対象となる事業所と
第一種特定製品種類リストの取りまとめ例**

事業所		漏えい量の算定結果								
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP	算定漏えい量(t-CO ₂)	
事務所	本社	業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,760	70.4	
販売拠点	関東支社の管轄	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
		店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	1,920	0.192
		店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		・	・	・	・	・	・	・	・	
	加盟店が管理者であるフランチャイズ店舗は含まれていない									
	関西支社の管轄	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,620	4.86
		店舗1101	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
		店舗1102	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,760	17.6
		・	・	・	・	・	・	・	・	
	店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,760	7.04	
事業者合計									2,193.79	

³ 同一機器について一連の回収・充填作業（整備）を含む場合は、II-24 ページ下線部参照。

第IV編 付 錄

<加盟店が管理者である第一種特定製品と自身が管理者である第一種特定製品のデータの合算>
表IV-1-8 と表IV-1-9 のデータを合算し、連鎖化事業者の全報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストを作成します。

表IV-1-10 全ての報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	業務用冷凍・冷蔵機器	事業所内	R-22	40	0	40	1,760	70.4
販売拠点	店舗1	店舗用パッケージエアコン	事業所内	R-22	20	0	20	1,760	35.2
	店舗1	別置型ショーケース	事業所内	R-410A	0.1	0	0.1	1,920	0.192
	店舗2	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
報告義務のない埼玉県のフランチャイズ店舗は含まれていない									
販売拠点	店舗750	別置型ショーケース	事業所内	R-407C	3	0	3	1,620	4.86
	店舗1001	内蔵型ショーケース	事業所内	R-404A	1	0	1	3,940	3.94
	店舗1002	別置型ショーケース	事業所内	R-22	10	0	10	1,760	1.76
	・	・	・	・	・	・	・	・	・
関西支社の管轄	店舗1150	業務用冷蔵庫	事業所内	R-22	4	0	4	1,760	7.04
	事業者合計								2,382.72

本ケースの場合、算定漏えい量が 1,000t-CO₂以上である事業所がないため特定事業所に関する報告（様式第1の第2表及び別紙）への記入は必要ありません。

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表IV-1-11に示すとおり、冷媒種類別／都道府県別の集計を行う必要があります。

第IV編 付 錄

表IV-1-11 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-404A		R-407C		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)							
東京都	本社	40	70.4							965.38
	店舗	370	651.2	21	82.74	52	84.24	40	76.8	
	合計	410	721.6	21	82.74	52	84.24	40	76.8	
神奈川県	店舗	45	79.2	1	3.94	86	139.32	6	11.52	233.98
	合計	45	79.2	1	3.94	86	139.32	6	11.52	
埼玉県	店舗	81	142.56	50	197	20	32.4	30	57.6	429.56
	合計	81	142.56	50	197	20	32.4	30	57.6	
大阪府	店舗	192	337.92	11	43.34	13	21.06	32	61.44	463.76
	合計	192	337.92	11	43.34	13	21.06	32	61.44	
京都府	店舗	58	102.08	25	98.5	41	66.42	12	23.04	290.04
	合計	58	102.08	25	98.5	41	66.42	12	23.04	
全国計		786	1,383.36	108	425.52	212	343.44	120	230.4	2,382.72

※埼玉県のフランチャイズチェーン店舗のデータは報告義務がないため、含まない。

(5) 漏えい量の報告

この小売業者の事業は、事務所は「管理・補助的経済活動を行う事務所」であり、主たる事業は「コンビニエンスストア」であるため、事業所管省庁は経済産業省となります。

一方、一部の青果品販売店舗については「野菜小売業」となるため、当該事業の事業所管省庁は農林水産省となります。

このため、経済産業省及び農林水産省の両省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てして整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表IV-1-12 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類	①R-22		②R-404A		③R-407C		④R-410A		⑤		合計
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)								
	1,383	786	425	108	343	212	230	120			2,382
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)								
1. 東京都	721	410	82	21	84	52	76	40			965
2. 神奈川県	79	45	3	1	139	86	11	6			233
3. 埼玉県	142	81	197	50	32	20	57	30			429
5. 大阪府	337	192	43	11	21	13	61	32			463
6. 京都府	102	58	98	25	66	41	23	12			290

1.3 倉庫業者

倉庫業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲としては、事業所、物流拠点（倉庫、移動体（商品搬送用の冷凍トラック）、車両基地等が考えられます。

(1) 想定する事業者の概要

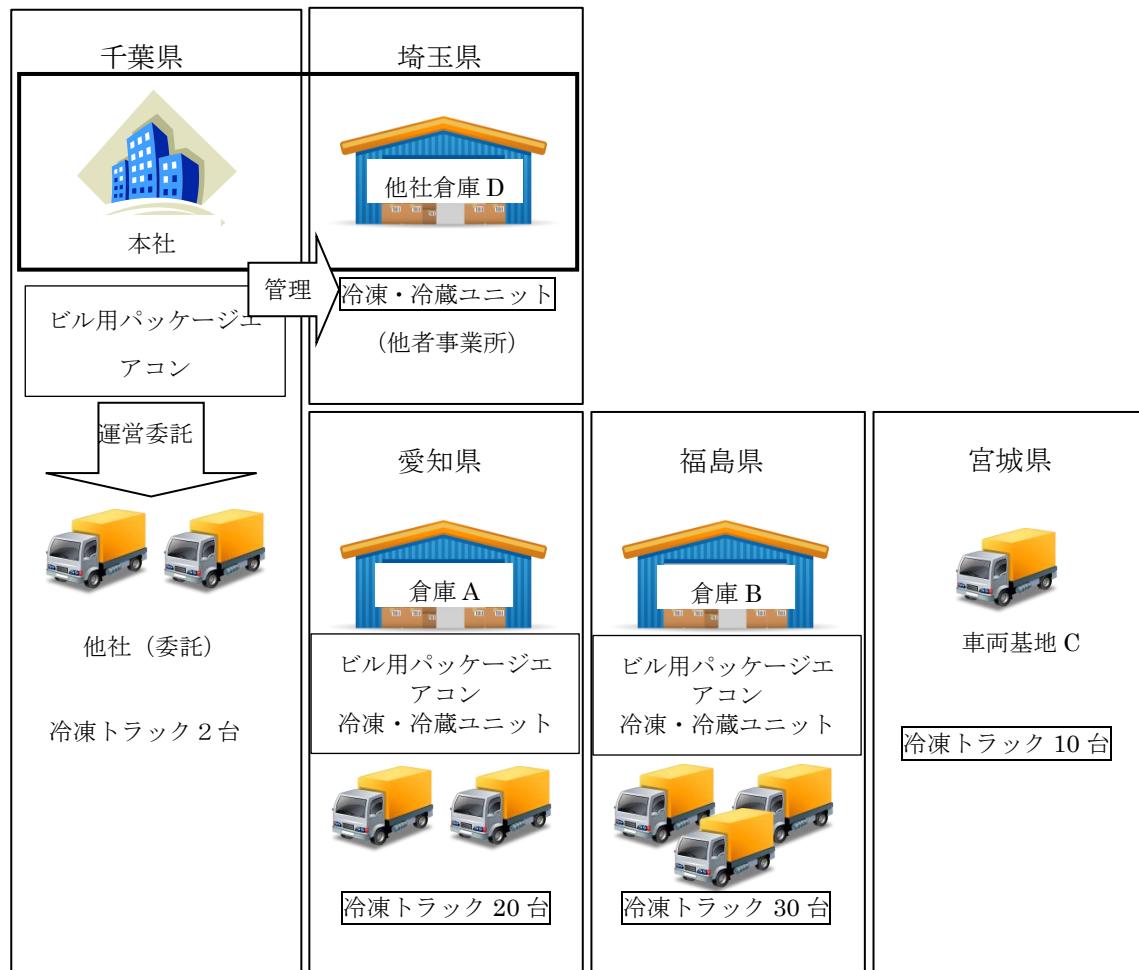
ここでは次のような事業者を想定します。

<事業内容>

倉庫業を主な事業としており、事業所として本社 1ヶ所、物流拠点として倉庫を 2ヶ所（移動体を保有）、車両基地を 1ヶ所（移動体を保有）所有している。

- ・ 本社は自社所有で、ビル用パッケージエアコンを使用している。また他社の倉庫に設置している冷凍・冷蔵ユニットを管理している。また商品搬送の冷凍トラックを他社に 2台委託し、運搬している。
- ・ 倉庫 A は自社所有で、冷凍トラックを 20 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 倉庫 B は自社所有で、冷凍トラックを 30 台保有しており、冷凍トラックを管理する車両基地としても機能している。倉庫内ではビル用パッケージエアコンと冷凍・冷蔵ユニットを使用している。
- ・ 車両基地 C は冷凍トラックを 10 台駐車するスペースを設けている。簡易な整備場を兼ねており、これらの冷凍トラック管理場所として社内登録されている。
- ・ また、他者が所有する倉庫 D において、冷凍倉庫（冷凍・冷蔵ユニット）の運営を行っている。
- ・ フロン類の充填・回収量に係るデータは、充填回収業者との合意の上で、すべて充填・回収証明書の入手により把握するものとしている。

第IV編 付 錄



※報告対象の第一種特定製品

第IV編 付 錄

(2) 算定・報告の対象範囲（自らが管理する第一種特定製品の特定）

この倉庫業者における算定・報告の対象範囲としては、次のようなものが考えられます。

本社におけるビル用パッケージエアコン、自社倉庫に設置している自己所有の冷凍・冷蔵ユニット、自社倉庫及び車両基地で保有する冷凍トラックは管理者として報告対象になります。他社倉庫Dにおいて、冷凍・冷蔵ユニットを所有して冷凍倉庫の運営を行っているため、当該ユニットの漏えい量は、自社の漏えい量として報告します。なお、他社倉庫Dは埼玉県にあるため、埼玉県の漏えい量として報告します。他社に委託して商品移送を行っている千葉県の冷凍トラック2台については、他社管理のため報告の対象外です。

表IV-1-13 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所				管理する第一種特定製品	
区分	事業所名	都道府県	所有形態	第一種特定製品の種類	設置形態
事務所	本社	千葉県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
物流拠点	他社倉庫D	埼玉県	他者所有	冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所
物流拠点	倉庫A	愛知県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
				冷凍冷蔵ユニット	事業所内
				トラック用冷凍機 20台	移動体（商品搬出用トラック）
	倉庫B	福島県	自己所有	ビル用パッケージエアコン	事業所内
				冷凍・冷蔵ユニット	事業所内
	車両基地C	宮城県	自己所有	トラック用冷凍機 30台	移動体（商品搬出用トラック）
				トラック用冷凍機 10台	移動体（商品搬出用トラック）

(3) 整備者・充填回収業者への周知

この倉庫業者は、自らが倉庫及び移動体において所有する第一種特定製品の整備を、整備者（メーカー）に委託しており、整備者は充填回収業者に充填・回収を委託しています。

これらの整備業者（メーカー）は、充填・回収業者に対して、自らが管理者であること、及び充填・回収証明書を自らの担当部署宛てに発行することを周知するよう徹底しています。

こうした周知・伝達により、充填・回収証明書は自らの適切な部署に届き、算定漏えい量を計算する根拠となる充填・回収量を把握することができます。

第IV編 付 錄

(4) 漏えい量の算定

算定漏えい量は冷媒の充填量及び回収量から算出します。まず、表IV-1-14に示すとおり、充填・回収証明書から入手した冷媒の充填量と整備時回収量を、事業所別に、第一種特定製品の種類ごとに整理・記録します。(なお、計算の過程では小数点の切捨てや四捨五入はしません)。該当年度に充填・回収⁴がなかった場合は、それぞれ0と記録します。

表IV-1-14 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例

事業所		漏えい量の算定結果							
区分	事業所名	第一種特定製品の種類	設置形態	冷媒種類	充填量(kg)	回収量(kg)	実漏えい量(kg)	GWP(t-CO ₂ /t)	算定漏えい量(t-CO ₂)
事務所	本社	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	610	0	610	1,760	1,073.6
		本社合計							1,073.6
物流拠点	倉庫 A	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0.1	0	0.1	1,760	0.176
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	1,920	19.2
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	5	0	5	3,940	19.7
		倉庫 A 合計							39.076
物流拠点	倉庫 B	ビル用パッケージエアコン	事業所内	R-22	0	0	0	1,760	0
		冷凍・冷蔵ユニット	事業所内	R-410A	10	0	10	1,920	19.2
		トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-404A	0	0	0	3,940	0
		倉庫 B 合計							19.2
車両基地 C	車両基地 C	トラック用冷凍機	移動体(搬出トラック)	R-134a	10	0	10	1,300	13
		車両基地 C 合計							13
他社倉庫 D	他社倉庫 D	冷凍・冷蔵ユニット	他者事業所	R-404A	5	0	5	3,940	19.7
		他社倉庫 D 合計							19.7

算定の結果、本社は算定漏えい量が1,000t-CO₂以上であるため、特定事業所となります。なお、事業所外(他社)にある管理機器の漏えい量が1,000t-CO₂以上となっても、事業所外(他社)が自社の所有する特定事業所とはみなしません。特定事業所は様式第1の第2表及び別紙に情報を記入する必要があります。(特定事業所に関する様式への記載方法は後述します)

⁴ 同一機器について一連の回収・充填作業(整備)を含む場合は、II-24ページ下線部参照。

第IV編 付 錄

また、フロン類漏えい量の事業所管大臣への報告は、事業者全体として冷媒種類別／都道府県別に報告する必要があるため、表IV-1-15に示すとおり、冷媒種類別／都道府県別の集計を行う必要があります。

表IV-1-15 都道府県別／冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例

都道府県	事業所	R-22		R-134a		R-404A		R-410A		全冷媒計 (t-CO ₂)
		実漏 えい 量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実漏 えい 量 (kg)	算定漏 えい量 (t-CO ₂)	実漏 えい 量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実漏 えい 量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	
千葉県	本社	610	1,073.6							1,073.6
	合計	610	1,073.6							
埼玉県	他社倉庫D					5	19.7			19.7
	合計					5	19.7			
愛知県	倉庫A	0.1	0.176			5	19.7	10	19.2	39.076
	合計	0.1	0.176			5	19.7	10	19.2	
福島県	倉庫B	0	0			0	0	10	19.2	19.2
	合計	0	0			0	0	10	19.2	
宮城県	車両基地C			10	13					13
	合計			10	13					
全国計		610.1	1,073.776	10	13	10	39.4	20	38.4	1,164.576

第IV編 付 錄

(5) 漏えい量の報告

この製造業者の事業は、事務所が「管理・補助的経済活動を行う事務所」となり、物流拠点拠点が「倉庫業」となり、いずれも事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省にフロン類算定漏えい量等の報告書を提出します。

フロン類算定漏えい量等の報告書での記載は下表のようになります。算定漏えい量、実漏えい量ともに報告書記載時には小数点以下を切捨てて整数で報告してください。小数点以下切捨ては、報告書の記載欄ごと（都道府県ごと、冷媒種ごと、それぞれの合計ごと）に行います。合計値の場合は合計してから切捨てを行ってください。

表IV-1-16 様式第1 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22		②R-134a		③R-404A		④R-410A		⑤		合計
	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)									
特定 漏えい者 全体											
	1,104	610	14	10	39	10	41	20			1,199
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)								
1. 千葉県	1,104	610									1,104
2. 埼玉県					19	5					19
3. 愛知県	0	0			19	5	20	10			40
4. 福島県	0	0			0	0	20	10			20
5. 宮城県			14	10							14

第IV編 付 錄

また、本社については、年度内の算定漏えい量が1,000t-CO₂を超えるため、特定事業所となります。

特定事業所については、様式第1の「第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧」に特定事業所の名称、特定事業所の所在地、特定事業所において行われている事業を記載するとともに、(別紙)【特定事業所単位の報告】に必要事項を記載し、提出します。

(別紙)【特定事業所単位の報告】の「別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量」については、下表のとおりに算定漏えい量を記載します。

表IV-1-17 様式第1 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①R-22	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	1,073					1,073
実漏えい量 (kg)	610					

2. 関連法規

2.1 フロン排出抑制法関連

ここでは、表IV-2-1に記載するフロン類算定漏えい量の報告・公表制度に関する法律、政令、省令及び告示の条文を示します。なお、法律、施行令及び施行規則については、この制度に関係する部分の抜粋を示します。また、法律、政令、省令及び告示における主な項目について、対応する条項の関係を表IV-2-2に示します。

表IV-2-1 フロン排出抑制法関連法令等一覧

	法令名	法令の概要	ページ
(1)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成13年法律第64号)	フロン類算定漏えい量の報告・公表制度を規定している法律	IV-27
(2)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 (平成13年政令第396号)	フロン類算定漏えい量の情報開示の手数料等を規定している施行令	IV-35
(3)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 (平成26年経済産業省・環境省令第7号)	報告された算定漏えい量の環境大臣・経済産業大臣による記録・集計・公表方法を規定している省令	IV-36
(4)	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令 (平成26年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第2号)	算定漏えい量等の算定・報告方法等を規定している命令	IV-39
(5)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及び第14条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件 (令和5年経済産業省、環境省告示第3号)	フロン類GWP告示 ¹	IV-43

¹ 2023年4月1日から新たなフロン類GWP告示が施行され、混合冷媒の種類が追加されたほか、2023年度実績（2024年度に報告）から算定漏えい量等報告に用いる全ての冷媒のGWP値が変更になりました。

第IV編 付 錄

表IV-2-2 フロン排出抑制法関連法令等一覧

項目	(1)法律	(2)施行令	(3)施行規則	(4)報告命令	(5)フロン類 GWP 告示
管理者の責務	第 5 条				
管理者の判断基準	第 16 条				
報告義務	第 19 条			第 3 条 第 5 条	
算定方法				第 2 条	別表第 1 別表第 2
報告方法				第 4 条	
環境大臣・経済産業大臣による記録・集計・公表	第 20 条		第 3 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条		
事業所管大臣及び都道府県知事による集計・公表	第 20 条			第 8 条	
開示請求	第 21 条				
主務大臣による開示の義務	第 22 条				
情報の提供	第 23 条			第 6 条	
技術的助言等	第 24 条				
開示手数料	第 25 条	第 4 条			
磁気ディスクでの報告等	第 26 条			第 7 条	
第一種特定製品整備者の充填の委託義務	第 37 条		第 15 条 第 16 条		
第一種特定製品整備者の引渡義務等	第 39 条		第 22 条 第 23 条		
電子情報処理組織の使用	第 38 条 第 40 条		第 19 条 第 26 条		
主務大臣等	第 100 条				
罰則	第 109 条				

- (1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（抄）
(フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋)

(目的)

第 1 条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一 フロン類使用製品を使用すること。

二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

- 10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第27条第1項の登録を受けた者をいう。

（指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第5条 指定製品の管理者は、第3条第1項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

- 2 特定製品の管理者は、第3条第1項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

（第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項）

第16条 主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関する第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第19条 第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第100条において「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

- 2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 事業所管大臣は、第1項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第 20 条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第 3 項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下この節において「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。
- 5 事業所管大臣及び都道府県知事は、第 2 項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(開示請求権)

第 21 条 何人も、前条第 4 項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

- 2 前項の請求（以下この項及び次条において「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第 22 条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第 23 条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第 19 条第 1 項の規定による報告に添えて、第 20 条第 4 項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

第IV編 付 錄

- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第20条第1項に規定するファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。
- 5 前2条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第24条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(手数料)

第25条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第26条 事業所管大臣は、第19条第1項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）により行わせることができる。

- 2 主務大臣は、第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による請求又は第22条（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

第37条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第76条第1項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用して

いる場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第1項、第47条第1項から第3項まで並びに第49条第1項、第2項、第6項及び第8項において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面（以下この項及び次条第1項において「充填証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第38条 第一種フロン類充填回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第4項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。

- 2 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。
- 3 情報処理センターは、第1項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

第39条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

- 2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名

又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第6項、次条第1項、第46条、第47条第1項から第3項まで、第48条、第49条第1項、第2項及び第6項から第8項まで、第59条第1項及び第2項、第60条第2項、第62条第3項及び第5項、第69条第1項及び第5項、第70条第1項及び第2項、第71条第2項、第73条第2項及び第4項並びに第75条において同じ。）は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第44条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。
- 4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第37条第1項本文の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。
- 5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引きりを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならぬ。
- 6 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第1項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

- 第40条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第38条第2項及び第3項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第6項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。
- 2 第38条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは、「第40条第1項及び前2項」と読み替えるものとする。

第IV編 付 錄

(充填量及び回収量の記録等)

- 第 47 条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第3項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(指定)

- 第 76 条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

- 第 77 条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第 38 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。
 - 二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。
 - 三 第 38 条第 2 項（第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに第 38 条第 3 項（第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(主務大臣等)

- 第 100 条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

第IV編 付 錄

四 第 21 条第 1 項の規定による請求、第 22 条の規定による開示及び第 24 条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第 26 条第 2 項に定める事項 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

三 第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項並びに第 26 条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

(罰則)

第 109 条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第 19 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 (平成 25 年法律第 39 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 10 条の規定 公布の日

二 次条及び附則第 3 条の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

第IV編 付 錄

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（抄）

（平成 13 年政令第 396 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（手数料の額等）

第4条 法第 25 条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙 1 枚につき 10 円
- 二 光ディスク（日本工業規格 X060 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1 枚につき 60 円に 0.2 メガバイトまでごとに 240 円（法第 21 条第 2 項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 260 円）を加えた額
- 三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。） 0.2 メガバイトまでごとに 120 円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、40 メガバイトまでごとに 170 円）
- 2 手数料は、法第 21 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

附 則 （平成 27 年政令第 114 号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 39 号）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

第IV編 付 錄

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（抄）

（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）

（フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋）

（用語及び種類）

第1条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格 817 等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第 8 条、第 9 条、第 41 条（第 44 条において準用する場合を含む。）、第 49 条、第 51 条、第 52 条、第 72 条、第 75 条、様式第 1 、様式第 3 、様式第 4 及び様式第 8 においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

4 特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類の別又はこれらの組合せによるものとする。

（報告事項のファイルへの記録の方法）

第3条 法第 20 条第 1 項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（報告事項の通知の方法）

第4条 法第 20 条第 2 項の規定による通知は、同条第 1 項の規定により当該年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号。次条において「報告命令」という。）第 3 条に規定する特定漏えい者をいう。次条から第 7 条までにおいて同じ。）に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

（フロン類算定漏えい量の集計の方法）

第5条 法第 20 条第 3 項の規定による特定漏えい者に係るフロン類算定漏えい量の集計は、法第 19 条第 3 項の規定により通知されたフロン類算定漏えい量及び当該フロン類算定漏えい量のうち報告命令第 4 条第 2 項第六号に掲げる特定事業所に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計するとともに、更に当該項目について、フロン類の種類ごとに区分

第IV編 付 錄

して集計することによって行うものとする。

- 一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）
- 二 業種
- 三 都道府県

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報のファイルへの記録の方法）

第6条 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該ファイルへの記録についての同意を得て、法第20条第1項の規定によるファイルへの記録と一体的に行うものとする。

- 2 法第23条第3項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の通知及び公表の方法）

第7条 法第23条第4項の規定による通知は、同条第3項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により、法第20条第2項の規定による通知と一体的に行うものとする。

- 2 法第23条第4項の規定による公表は、同条第1項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該公表についての同意を得て、法第20条第4項の規定による公表と一体的に行うものとする。

（充填証明書の記載事項）

第15条 法第37条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（充填証明書の交付）

第16条 法第37条第4項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

第IV編 付 錄

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から 30 日以内に交付すること。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第 19 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(回収証明書の記載事項)

第 22 条 第 15 条第一号から第七号までの規定は、法第 39 条第 6 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 15 条第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第五号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

(回収証明書の交付)

第 23 条 第 16 条の規定は、法第 39 条第 6 項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第 16 条第一号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第二号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項)

第 26 条 第 19 条第一号から第七号までの規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第二号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

附 則（平成 28 年経済産業省、環境省令第 2 号）

この省令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第IV編 付 錄

(4) フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

(平成 26 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号)

(フロン類算定漏えい量報告・公表制度関係部分の抜粋)

(用語)

第1条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(フロン類算定漏えい量の算定の方法)

第2条 法第 19 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第 5 条第 2 項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって第 5 条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 1 条第 3 項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第 4 条第 2 項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第 4 条第 2 項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量をいう。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。次号及び第 4 条第 2 項において同じ。）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）の合計量（キログラムで表した量をいう。次号において同じ。）

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。）

(特定漏えい者)

第3条 法第 19 条第 1 項の主務省令で定める者（以下「特定漏えい者」という。）は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

(フロン類算定漏えい量等の報告の方法等)

第IV編 付 錄

第4条 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 特定漏えい者において行われる事業
- 三 前年度におけるフロン類算定漏えい量
- 四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
- 五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
- 六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
 - イ 特定事業所の名称及び所在地
 - ロ 特定事業所において行われる事業
 - ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
 - ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
 - ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量
- 3 特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、法第23条第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。
- 4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第19条第1項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。
- 5 第1項に規定する報告書の様式は、様式第1によるものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第5条 法第19条第2項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあって、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第6条 特定漏えい者が行う法第23条第1項の規定による情報の提供は、第4条第1項に規定する報告書に、様式第2による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第IV編 付 錄

第7条 磁気ディスクにより法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供をしようとする者は、第4条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第21条第2項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第3による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第8条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第22条（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したもののが交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第9条 この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条、第11条及び第12条において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第2条第六号に規定する申請等をいう。）は、法第19条第1項の規定による報告及び法第23条第1項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第10条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、様式第4による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。
- 3 第1項の届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第5又は様式第6によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 環境大臣又は経済産業大臣は、第1項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第11条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第2条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第2項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、

第IV編 付 錄

当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置)

第 12 条 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第 2 条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第 3 条第 4 項に規定する主務省令で定めるものは、第 10 条第 2 項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附 則（平成 28 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）

この命令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第IV編 付 錄

- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及び第14条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類GWP告示）²
(令和5年経済産業省、環境省告示第3号)

（フロン類の種類及び係数）

第1条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、別表第一の第一欄に掲げるとおりとし、規則第14条第五号に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「規則告示係数」という。）は、同表の第二欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「算定漏えい量等報告告示係数」という。）は、同表の第三欄に掲げるとおりとする。ただし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第2条第1項で規定するフロン類のうち、同表の第三欄に掲げられていない物質については、告示種類は「その他フロン類」とし、規則告示係数及び算定漏えい量等報告告示係数は零とみなす。

（混合冷媒の種類及び係数）

第2条 前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために別表第一の第一欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、別表第二の第一欄に掲げるとおりとし、規則告示係数は、同表の第二欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとし、算定漏えい量等報告告示係数は、同表の第三欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

² フロン類GWP告示は2023年4月1日に改正されました。本項に示す冷媒の種類及びGWP値は、2023年度実績（2024年度に報告）以降の算定漏えい量の算定に適用されるものです。2022年度実績（2023年度に報告）までの算定漏えい量の算定においては、表II-3-2に示す改正前のフロン類GWP告示による冷媒の種類及びGWP値を適用してください。

第IV編 付 錄

附 則 抄

1 法第19条第1項、第60条第3項及び第71条第3項に基づく報告並びに法第20条第3項に基づく集計に係るこの告示の規定は、令和6年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、令和5年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

別表第一（第1条関係）

(※第二欄は省略)

	第一欄	第三欄
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4,660
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10,200
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	13,900
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1,760
5	R-23 (トリフルオロメタン)	12,400
6	R-32 (ジフルオロメタン)	677
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	5,820
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	8,590
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7,670
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	79
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	527
12	R-125 (1・1・1・2・2・ペンタフルオロエタン)	3,170
13	R-134a (1・1・1・2・テトラフルオロエタン)	1,300
14	R-141b (1・1・ジクロロ-1・フルオロエタン)	782
15	R-142b (1・クロロ-1・1・ジフルオロエタン)	1,980
16	R-143a (1・1・1・トリフルオロエタン)	4,800
17	R-152a (1・1・ジフルオロエタン)	138
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3・ヘプタフルオロプロパン)	3,350
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3・ヘキサフルオロプロパン)	8,060
20	R-245fa (1・1・1・3・3・ペンタフルオロプロパン)	858

別表第二（第2条関係）

(※第二欄は省略)

	第一欄	第三欄
1	R-401A	1,130
2	R-401B	1,240
3	R-401C	876
4	R-402A	2,570
5	R-402B	2,260
6	R-403A	1,320
7	R-403B	986
8	R-404A	3,940

第IV編 付 錄

9	R-406A	1,780
10	R-407A	1,920
11	R-407B	2,550
12	R-407C	1,620
13	R-407D	1,490
14	R-407E	1,420
15	R-407F	1,670
16	R-407G	1,330
17	R-407H	1,380
18	R-407I	1,340
19	R-408A	3,260
20	R-409A	1,480
21	R-409B	1,470
22	R-410A	1,920
23	R-410B	2,050
24	R-411A	1,560
25	R-411B	1,660
26	R-412A	1,730
27	R-413A	1,140
28	R-414A	1,370
29	R-414B	1,270
30	R-415A	1,470
31	R-415B	544
32	R-416A	975
33	R-417A	2,130
34	R-417B	2,740
35	R-417C	1,640
36	R-418A	1,690
37	R-419A	2,690
38	R-419B	2,160
39	R-420A	1,380
40	R-421A	2,380
41	R-421B	2,850
42	R-422A	2,850
43	R-422B	2,290
44	R-422C	2,790
45	R-422D	2,470

第IV編 付 錄

46	R-422E	2,350
47	R-423A	2,270
48	R-424A	2,210
49	R-425A	1,370
50	R-426A	1,430
51	R-427A	2,020
52	R-427B	2,320
53	R-427C	1,960
54	R-428A	3,420
55	R-429A	14
56	R-430A	105
57	R-431A	40
57	R-434A	3,080
59	R-435A	28
60	R-437A	1,640
61	R-438A	2,060
62	R-439A	1,830
63	R-440A	156
64	R-442A	1,750
65	R-444A	88
66	R-444B	295
67	R-445A	117
68	R-446A	460
69	R-447A	571
70	R-447B	714
71	R-448A	1,270
72	R-449A	1,280
73	R-449B	1,300
74	R-449C	1,150
75	R-450A	546
76	R-451A	133
77	R-451B	146
78	R-452A	1,940
79	R-452B	676
80	R-452C	2,020
81	R-453A	1,640
82	R-454A	237

第IV編 付 錄

83	R-454B		467
84	R-454C		146
85	R-455A		146
86	R-456A		626
87	R-457A		138
88	R-458A		1,560
89	R-459A		460
90	R-459B		142
91	R-460A		1,910
92	R-460B		1,240
93	R-460C		694
94	R-461A		2,570
95	R-462A		2,060
96	R-463A		1,380
97	R-464A		1,240
98	R-465A		142
99	R-466A		696
100	R-468A		146
101	R-500		7,560
102	R-501		3,870
103	R-502		4,790
104	R-507A		3,990
105	R-508A		4,840
106	R-508B		5,700
107	R-509A		774
108	R-512A		196
109	R-513A		572
110	R-513B		540
111	R-515A		402
112	R-515B		298
113	R-516A		130
114	その他混合冷媒	混合冷媒中の別表第一の第一欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149/1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る別表第一の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）	

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
A 農業、林業			
01 農業			
010 管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）			
0100	主として管理事務を行う本社等		
0109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
011 耕種農業			
0111	米作農業		
0112	米作以外の穀作農業		
0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）		
0114	果樹作農業		
0115	花き作農業		
0116	工芸農作物農業		
0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		
0119	その他の耕種農業		
012 畜産農業			
0121	酪農業		
0122	肉用牛生産業		
0123	養豚業		
0124	養鶏業		
0125	畜産類似業		
0126	養蚕農業		
0129	その他の畜産農業		
013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）			
0131	穀作サービス業		
0132	野菜作・果樹作サービス業		
0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
0134	畜産サービス業（獣医業を除く）		
014 園芸サービス業			
0141	園芸サービス業		
02 林業			
020 管理、補助的経済活動を行う事業所（02林業）			
0200	主として管理事務を行う本社等		
0209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
021 育林業			
0211	育林業		
022 素材生産業			
0221	素材生産業		
023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			
0231	製薪炭業		
0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）		
024 林業サービス業			
0241	育林サービス業		
0242	素材生産サービス業		
0243	山林種苗生産サービス業		
0249	その他の林業サービス業		
029 その他の林業			
0299	その他の林業		
B 漁業			
03 漁業（水産養殖業を除く）			
030 管理、補助的経済活動を行う事業所（03漁業）			
0300	主として管理事務を行う本社等		
0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
031 海面漁業			
0311	底びき網漁業		
0312	まき網漁業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
B 漁業 [つづき]			
03 漁業（水産養殖業を除く） [つづき]			
031 海面漁業 [つづき]			
0313 刺網漁業			
0314 釣・はえ縄漁業			
0315 定置網漁業			
0316 地びき網・船びき網漁業			
0317 採貝・採藻業			
0318 捕鯨業			
0319 その他の海面漁業			
032 内水面漁業			
0321 内水面漁業			
04 水産養殖業			
040 管理、補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）			
0400 主として管理事務を行う本社等			
0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
041 海面養殖業			
0411 魚類養殖業			
0412 貝類養殖業			
0413 藻類養殖業			
0414 真珠養殖業			
0415 種苗養殖業			
0419 その他の海面養殖業			
042 内水面養殖業			
0421 内水面養殖業			
C 鉱業、採石業、砂利採取業			
05 鉱業、採石業、砂利採取業			
050 管理、補助的経済活動を行う事業所（05鉱業、採石業、砂利採取業）			
0500 主として管理事務を行う本社等			
0509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
051 金属鉱業			
0511 金・銀鉱業			
0512 鉛・亜鉛鉱業			
0513 鉄鉱業			
0519 その他の金属鉱業			
052 石炭・亜炭鉱業			
0521 石炭鉱業（石炭選別業を含む）			
0522 亜炭鉱業			
053 原油・天然ガス鉱業			
0531 原油鉱業			
0532 天然ガス鉱業			
054 採石業、砂・砂利・玉石採取業			
0541 花こう岩・同類似岩石採石業			
0542 石英粗面岩・同類似岩石採石業			
0543 安山岩・同類似岩石採石業			
0544 大理石採石業			
0545 ぎょう灰岩採石業			
0546 砂岩採石業			
0547 粘板岩採石業			
0548 砂・砂利・玉石採取業			
0549 その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業			
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）			
0551 耐火粘土鉱業			
0552 ろう石鉱業			
0553 ドロマイド鉱業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
C 鉱業、採石業、砂利採取業【つづき】			
05 鉱業、採石業、砂利採取業【つづき】			
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）【つづき】			
0554	長石鉱業		
0555	けい石鉱業		
0556	天然けい砂鉱業		
0557	石灰石鉱業		
0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業		
059 その他の鉱業			
0591	酸性白土鉱業		
0592	ベントナイト鉱業		
0593	けいそう土鉱業		
0594	滑石鉱業		
0599	他に分類されない鉱業		
D 建設業			
06 総合工事業			
060 管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）			
0600	主として管理事務を行う本社等		
0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
061 一般土木建築工事業			
0611	一般土木建築工事業		
062 土木工事業（舗装工事業を除く）			
0621	土木工事業（別掲を除く）		
0622	造園工事業		
0623	しゅんせつ工事業		
063 舗装工事業			
0631	舗装工事業		
064 建築工事業（木造建築工事業を除く）			
0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）		
065 木造建築工事業			
0651	木造建築工事業		
066 建築リフォーム工事業			
0661	建築リフォーム工事業		
07 職別工事業（設備工事業を除く）			
070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）			
0700	主として管理事務を行う本社等		
0709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
071 大工工事業			
0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）		
0712	型枠大工工事業		
072 とび・土工・コンクリート工事業			
0721	とび工事業		
0722	土工・コンクリート工事業		
0723	特殊コンクリート工事業		
073 鉄骨・鉄筋工事業			
0731	鉄骨工事業		
0732	鉄筋工事業		
074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業			
0741	石工工事業		
0742	れんが工事業		
0743	タイル工事業		
0744	コンクリートブロック工事業		
075 左官工事業			
0751	左官工事業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
D 建設業 [つづき]			
07 職別工事業（設備工事業を除く） [つづき]			
076 板金・金物工事業			
0761 金属製屋根工事業			
0762 板金工事業			
0763 建築金物工事業			
077 塗装工事業			
0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）			
0772 道路標示・区画線工事業			
078 床・内装工事業			
0781 床工事業			
0782 内装工事業			
079 その他の職別工事業			
0791 ガラス工事業			
0792 金属製建具工事業			
0793 木製建具工事業			
0794 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）			
0795 防水工事業			
0796 解体・はつり工事業			
0799 他に分類されない職別工事業			
08 設備工事業			
080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）			
0800 主として管理事務を行う本社等			
0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
081 電気工事業			
0811 一般電気工事業			
0812 電気配線工事業			
082 電気通信・信号装置工事業			
0821 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）			
0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業			
0823 信号装置工事業			
083 管工事業（さく井工事業を除く）			
0831 一般管工事業			
0832 冷暖房設備工事業			
0833 給排水・衛生設備工事業			
0839 その他の管工事業			
084 機械器具設置工事業			
0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）			
0842 昇降設備工事業			
089 その他の設備工事業			
0891 築炉工事業			
0892 熱絶縁工事業			
0893 道路標識設置工事業			
0894 さく井工事業			
E 製造業			
09 食料品製造業			
090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）			
0900 主として管理事務を行う本社等			
0909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
091 畜産食料品製造業			
0911 部分肉・冷凍肉製造業			
0912 肉加工品製造業			
0913 処理牛乳・乳飲料製造業			
0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）			
0919 その他の畜産食料品製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
09 食料品製造業 [つづき]			
092 水産食料品製造業			
0921	水産缶詰・瓶詰製造業		
0922	海藻加工業		
0923	水産練製品製造業		
0924	塩干・塩蔵品製造業		
0925	冷凍水産物製造業		
0926	冷凍水産食品製造業		
0929	その他の水産食料品製造業		
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			
0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）		
0932	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）		
094 調味料製造業			
0941	味噌製造業		
0942	しょう油・食用アミノ酸製造業		
0943	ソース製造業		
0944	食酢製造業		
0949	その他の調味料製造業		
095 砂糖・でんぶん糖類製造業			
0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）		
0952	砂糖精製業		
0953	でんぶん糖類製造業		
096 精穀・製粉業			
0961	精米・精麦業		
0962	小麦粉製造業		
0969	その他の精穀・製粉業		
097 パン・菓子製造業			
0971	パン製造業		
0972	生菓子製造業		
0973	ビスケット類・干菓子製造業		
0974	米菓製造業		
0979	その他のパン・菓子製造業		
098 動植物油脂製造業			
0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）		
0982	食用油脂加工業		
099 その他の食料品製造業			
0991	でんぶん製造業		
0992	めん類製造業		
0993	豆腐・油揚製造業		
0994	あん類製造業		
0995	冷凍調理食品製造業		
0996	そう（惣）菜製造業		
0997	すし・弁当・調理パン製造業		
0998	レトルト食品製造業		
0999	他に分類されない食料品製造業		
10 飲料・たばこ・飼料製造業			
100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）			
1000	主として管理事務を行う本社等		
1009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
101 清涼飲料製造業			
1011	清涼飲料製造業		
102 酒類製造業			
1021	果実酒製造業		
1022	発泡性酒類製造業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
10 飲料・たばこ・飼料製造業 [つづき]			
102 酒類製造業 [つづき]			
1023 清酒製造業			
1024 釀造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）			
1025 蒸留酒類製造業			
1026 混成酒類製造業			
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）			
1031 製茶業			
1032 コーヒー製造業			
104 製氷業			
1041 製氷業			
105 たばこ製造業			
1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）			
1052 葉たばこ処理業			
106 飼料・有機質肥料製造業			
1061 配合飼料製造業			
1062 単体飼料製造業			
1063 有機質肥料製造業			
11 繊維工業			
110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）			
1100 主として管理事務を行う本社等			
1109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業			
1111 製糸業			
1112 化学繊維製造業			
1113 炭素繊維製造業			
1114 純紡績業			
1115 化学繊維紡績業			
1116 毛紡績業			
1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）			
1118 かさ高加工糸製造業			
1119 その他の紡績業			
112 織物業			
1121 純・スフ織物業			
1122 絹・人絹織物業			
1123 毛織物業			
1124 麻織物業			
1125 細幅織物業			
1129 その他の織物業			
113 ニット生地製造業			
1131 丸編ニット生地製造業			
1132 たて編ニット生地製造業			
1133 横編ニット生地製造業			
114 染色整理業			
1141 純・スフ・麻織物機械染色業			
1142 絹・人絹織物機械染色業			
1143 毛織物機械染色整理業			
1144 織物整理業			
1145 織物手加工染色整理業			
1146 純状繊維・糸染色整理業			
1147 ニット・レース染色整理業			
1148 繊維雑品染色整理業			
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業			
1151 綱製造業			
1152 漁網製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
11 繊維工業 [つづき]			
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業 [つづき]			
1153	網地製造業（漁網を除く）		
1154	レース製造業		
1155	組ひも製造業		
1156	整毛業		
1157	フェルト・不織布製造業		
1158	上塗りした織物・防水した織物製造業		
1159	その他の繊維粗製品製造業		
116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）			
1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）		
1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）		
1167	ニット製アウターシャツ類製造業		
1168	セーター類製造業		
1169	その他の外衣・シャツ製造業		
117 下着類製造業			
1171	織物製下着製造業		
1172	ニット製下着製造業		
1173	織物製・ニット製寝着類製造業		
1174	補整着製造業		
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業			
1181	和装製品製造業（足袋を含む）		
1182	ネクタイ製造業		
1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業		
1184	靴下製造業		
1185	手袋製造業		
1186	帽子製造業（帽体を含む）		
1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業		
119 その他の繊維製品製造業			
1191	寝具製造業		
1192	毛布製造業		
1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業		
1194	帆布製品製造業		
1195	繊維製袋製造業		
1196	刺しゅう業		
1197	タオル製造業		
1198	繊維製衛生材料製造業		
1199	他に分類されない繊維製品製造業		
12 木材・木製品製造業（家具を除く）			
120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）			
1200	主として管理事務を行う本社等		
1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
121 製材業、木製品製造業			
1211	一般製材業		
1212	単板（ベニヤ）製造業		
1213	木材チップ製造業		
1219	その他の特殊製材業		
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業			
1221	造作材製造業（建具を除く）		
1222	合板製造業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
12 木材・木製品製造業（家具を除く） [つづき]			
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 [つづき]			
1223 集成材製造業			
1224 建築用木製組立材料製造業			
1225 パーティクルボード製造業			
1226 繊維板製造業			
1227 銘木製造業			
1228 床板製造業			
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）			
1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業			
1232 木箱製造業			
1233 たる・おけ製造業			
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）			
1291 木材薬品処理業			
1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業			
1299 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）			
13 家具・装備品製造業			
130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）			
1300 主として管理事務を行う本社等			
1309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
131 家具製造業			
1311 木製家具製造業（漆塗りを除く）			
1312 金属製家具製造業			
1313 マットレス・組スプリング製造業			
132 宗教用具製造業			
1321 宗教用具製造業			
133 建具製造業			
1331 建具製造業			
139 その他の家具・装備品製造業			
1391 事務所用・店舗用装備品製造業			
1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業			
1393 鏡縁・額縁製造業			
1399 他に分類されない家具・装備品製造業			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業			
140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）			
1400 主として管理事務を行う本社等			
1409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
141 パルプ製造業			
1411 パルプ製造業			
142 紙製造業			
1421 洋紙製造業			
1422 板紙製造業			
1423 機械すき和紙製造業			
1424 手すき和紙製造業			
143 加工紙製造業			
1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）			
1432 段ボール製造業			
1433 壁紙・ふすま紙製造業			
144 紙製品製造業			
1441 事務用・学用紙製品製造業			
1442 日用紙製品製造業			
1449 その他の紙製品製造業			
145 紙製容器製造業			
1451 重包装紙袋製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
14 パルプ・紙・紙加工品製造業 [つづき]			
145 紙製容器製造業 [つづき]			
1452 角底紙袋製造業			
1453 段ボール箱製造業			
1454 紙器製造業			
149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			
15 印刷・同関連業			
150 管理、補助的経済活動を行う事業所 (15印刷・同関連業)			
1500 主として管理事務を行う本社等			
1509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
151 印刷業			
1511 オフセット印刷業 (紙に対するもの)			
1512 オフセット印刷以外の印刷業 (紙に対するもの)			
1513 紙以外の印刷業			
152 製版業			
1521 製版業			
153 製本業、印刷物加工業			
1531 製本業			
1532 印刷物加工業			
159 印刷関連サービス業			
1591 印刷関連サービス業			
16 化学工業			
160 管理、補助的経済活動を行う事業所 (16化学工業)			
1600 主として管理事務を行う本社等			
1609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
161 化学肥料製造業			
1611 窒素質・りん酸質肥料製造業			
1612 複合肥料製造業			
1619 その他の化学肥料製造業			
162 無機化学工業製品製造業			
1621 ソーダ工業			
1622 無機顔料製造業			
1623 圧縮ガス・液化ガス製造業			
1624 塩製造業			
1629 その他の無機化学工業製品製造業			
163 有機化学工業製品製造業			
1631 石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)			
1632 脂肪族系中間物製造業 (脂肪族系溶剤を含む)			
1633 発酵工業			
1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業			
1635 プラスチック製造業			
1636 合成ゴム製造業			
1639 その他の有機化学工業製品製造業			
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業			
1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			
1642 石けん・合成洗剤製造業			
1643 界面活性剤製造業 (石けん、合成洗剤を除く)			
1644 塗料製造業			
1645 印刷インキ製造業			
1646 洗浄剤・磨用剤製造業			
1647 ろうそく製造業			
165 医薬品製造業			
1651 医薬品原薬製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
16 化学工業 [つづき]			
165 医薬品製造業 [つづき]			
1652	医薬品製剤製造業		
1653	生物学的製剤製造業		
1654	生薬・漢方製剤製造業		
1655	動物用医薬品製造業		
166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			
1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）		
1662	頭髪用化粧品製造業		
1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業		
169 その他の化学工業			
1691	火薬類製造業		
1692	農薬製造業		
1693	香料製造業		
1694	ゼラチン・接着剤製造業		
1695	写真感光材料製造業		
1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		
1697	試薬製造業		
1699	他に分類されない化学工業製品製造業		
17 石油製品・石炭製品製造業			
170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）			
1700	主として管理事務を行う本社等		
1709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
171 石油精製業			
1711	石油精製業		
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）			
1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）		
173 コークス製造業			
1731	コークス製造業		
174 舗装材料製造業			
1741	舗装材料製造業		
179 その他の石油製品・石炭製品製造業			
1799	その他の石油製品・石炭製品製造業		
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）			
180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）			
1800	主として管理事務を行う本社等		
1809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業			
1811	プラスチック板・棒製造業		
1812	プラスチック管製造業		
1813	プラスチック継手製造業		
1814	プラスチック異形押出製品製造業		
1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業		
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業			
1821	プラスチックフィルム製造業		
1822	プラスチックシート製造業		
1823	プラスチック床材製造業		
1824	合成皮革製造業		
1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業		
183 工業用プラスチック製品製造業			
1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
1834	工業用プラスチック製品加工業		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） [つづき]			
184 発泡・強化プラスチック製品製造業			
1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）		
1842	硬質プラスチック発泡製品製造業		
1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業		
1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業		
1845	発泡・強化プラスチック製品加工業		
185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）			
1851	プラスチック成形材料製造業		
1852	廃プラスチック製品製造業		
189 その他のプラスチック製品製造業			
1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業		
1892	プラスチック製容器製造業		
1897	他に分類されないプラスチック製品製造業		
1898	他に分類されないプラスチック製品加工業		
19 ゴム製品製造業			
190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）			
1900	主として管理事務を行う本社等		
1909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
191 タイヤ・チューブ製造業			
1911	自動車タイヤ・チューブ製造業		
1919	その他のタイヤ・チューブ製造業		
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業			
1921	ゴム製履物・同附属品製造業		
1922	プラスチック製履物・同附属品製造業		
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業			
1931	ゴムベルト製造業		
1932	ゴムホース製造業		
1933	工業用ゴム製品製造業		
199 その他のゴム製品製造業			
1991	ゴム引布・同製品製造業		
1992	医療・衛生用ゴム製品製造業		
1993	ゴム練生地製造業		
1994	更生タイヤ製造業		
1995	再生ゴム製造業		
1999	他に分類されないゴム製品製造業		
20 なめし革・同製品・毛皮製造業			
200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）			
2000	主として管理事務を行う本社等		
2009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
201 なめし革製造業			
2011	なめし革製造業		
202 工業用革製品製造業（手袋を除く）			
2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）		
203 革製履物用材料・同附属品製造業			
2031	革製履物用材料・同附属品製造業		
204 革製履物製造業			
2041	革製履物製造業		
205 革製手袋製造業			
2051	革製手袋製造業		
206 かばん製造業			
2061	かばん製造業		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
20 なめし革・同製品・毛皮製造業 [つづき]			
207 袋物製造業			
2071 袋物製造業（ハンドバッグを除く）			
2072 ハンドバッグ製造業			
208 毛皮製造業			
2081 毛皮製造業			
209 その他のなめし革製品製造業			
2099 その他のなめし革製品製造業			
21 窯業・土石製品製造業			
210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）			
2100 主として管理事務を行う本社等			
2109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
211 ガラス・同製品製造業			
2111 板ガラス製造業			
2112 板ガラス加工業			
2113 ガラス製加工素材製造業			
2114 ガラス容器製造業			
2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業			
2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
2117 ガラス繊維・同製品製造業			
2119 その他のガラス・同製品製造業			
212 セメント・同製品製造業			
2121 セメント製造業			
2122 生コンクリート製造業			
2123 コンクリート製品製造業			
2129 その他のセメント製品製造業			
213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）			
2131 粘土がわら製造業			
2132 普通れんが製造業			
2139 その他の建設用粘土製品製造業			
214 陶磁器・同関連製品製造業			
2141 衛生陶器製造業			
2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業			
2143 陶磁器製置物製造業			
2144 電気用陶磁器製造業			
2145 理化学用・工業用陶磁器製造業			
2146 陶磁器製タイル製造業			
2147 陶磁器絵付業			
2148 陶磁器用はい（坯）土製造業			
2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業			
215 耐火物製造業			
2151 耐火れんが製造業			
2152 不定形耐火物製造業			
2159 その他の耐火物製造業			
216 炭素・黒鉛製品製造業			
2161 炭素質電極製造業			
2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業			
217 研磨材・同製品製造業			
2171 研磨材製造業			
2172 研削と石製造業			
2173 研磨布紙製造業			
2179 その他の研磨材・同製品製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
21 窯業・土石製品製造業 [つづき]			
218 骨材・石工品等製造業			
2181	碎石製造業		
2182	再生骨材製造業		
2183	人工骨材製造業		
2184	石工品製造業		
2185	けいそう土・同製品製造業		
2186	鉱物・土石粉碎等処理業		
219 その他の窯業・土石製品製造業			
2191	ロックウール・同製品製造業		
2192	石こう（膏）製品製造業		
2193	石灰製造業		
2194	鋳型製造業（中子を含む）		
2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業		
22 鉄鋼業			
220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）			
2200	主として管理事務を行う本社等		
2209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
221 製鉄業			
2211	高炉による製鉄業		
2212	高炉によらない製鉄業		
2213	フェロアロイ製造業		
222 製鋼・製鋼圧延業			
2221	製鋼・製鋼圧延業		
223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）			
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）		
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）		
2233	冷間ロール成型形鋼製造業		
2234	钢管製造業		
2235	伸鉄業		
2236	磨棒鋼製造業		
2237	引抜钢管製造業		
2238	伸線業		
2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）		
224 表面処理鋼材製造業			
2241	亜鉛鉄板製造業		
2249	その他の表面処理鋼材製造業		
225 鉄素形材製造業			
2251	銑鉄铸物製造業（铸鉄管、可鍛铸鉄を除く）		
2252	可鍛铸鉄製造業		
2253	铸鋼製造業		
2254	鍛工品製造業		
2255	鍛鋼製造業		
229 その他の鉄鋼業			
2291	鉄鋼シャースリット業		
2292	鉄スクラップ加工処理業		
2293	铸鉄管製造業		
2299	他に分類されない鉄鋼業		
23 非鉄金属製造業			
230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）			
2300	主として管理事務を行う本社等		
2309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
231 非鉄金属第1次製錬・精製業			
2311	銅第1次製錬・精製業		
2312	亜鉛第1次製錬・精製業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
23 非鉄金属製造業 [つづき]			
231 非鉄金属第1次製鍊・精製業[つづき]			
2319 その他の非鉄金属第1次製鍊・精製業			
232 非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）			
2321 鉛第2次製鍊・精製業（鉛合金製造業を含む）			
2322 アルミニウム第2次製鍊・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）			
2329 その他の非鉄金属第2次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）			
233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
2331 伸銅品製造業			
2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
234 電線・ケーブル製造業			
2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）			
2342 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）			
235 非鉄金属素形材製造業			
2351 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）			
2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）			
2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業			
2354 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）			
2355 非鉄金属鍛造品製造業			
239 その他の非鉄金属製造業			
2391 核燃料製造業			
2399 他に分類されない非鉄金属製造業			
24 金属製品製造業			
240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）			
2400 主として管理事務を行う本社等			
2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業			
2411 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業			
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業			
2421 洋食器製造業			
2422 機械刃物製造業			
2423 利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）			
2424 作業工具製造業			
2425 手引のこぎり・のこ刃製造業			
2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）			
2429 その他の金物類製造業			
243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業			
2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）			
2432 ガス機器・石油機器製造業			
2433 温風・温水暖房装置製造業			
2439 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）			
244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）			
2441 鉄骨製造業			
2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）			
2443 金属製サッシ・ドア製造業			
2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業			
2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）			
2446 製缶板金業			
245 金属素形材製品製造業			
2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業			
2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）			
2453 粉末や金製品製造業			

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
24 金属製品製造業 [つづき]			
246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）			
2461	金属製品塗装業		
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
2463	金属彫刻業		
2464	電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
2465	金属熱処理業		
2469	その他の金属表面処理業		
247	金属線製品製造業（ねじ類を除く）		
2471	くぎ製造業		
2479	その他の金属線製品製造業		
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
249	その他の金属製品製造業		
2491	金庫製造業		
2492	金属製スプリング製造業		
2499	他に分類されない金属製品製造業		
25	はん用機械器具製造業		
250	管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）		
2500	主として管理事務を行う本社等		
2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
251	ボイラ・原動機製造業		
2511	ボイラ製造業		
2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）		
2513	はん用内燃機関製造業		
2519	その他の原動機製造業		
252	ポンプ・圧縮機器製造業		
2521	ポンプ・同装置製造業		
2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業		
2523	油圧・空圧機器製造業		
253	一般産業用機械・装置製造業		
2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）		
2532	エレベータ・エスカレータ製造業		
2533	物流運搬設備製造業		
2534	工業窯炉製造業（燃焼炉）		
2535	冷凍機・温湿調整装置製造業		
259	その他のはん用機械・同部分品製造業		
2591	消防器具・消防装置製造業		
2592	弁・同附属品製造業		
2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業		
2594	玉軸受・ころ軸受製造業		
2595	ピストンリング製造業		
2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業		
2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）		
26	生産用機械器具製造業		
260	管理、補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）		
2600	主として管理事務を行う本社等		
2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
261	農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
262	建設機械・鉱山機械製造業		
2621	建設機械・鉱山機械製造業		
263	繊維機械製造業		
2631	化学繊維機械・紡績機械製造業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
26 生産用機械器具製造業 [つづき]			
263 繊維機械製造業[つづき]			
2632 製織機械・編組機械製造業			
2633 染色整理仕上機械製造業			
2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業			
2635 縫製機械製造業			
264 生活関連産業用機械製造業			
2641 食品機械・同装置製造業			
2642 木材加工機械製造業			
2643 パルプ装置・製紙機械製造業			
2644 印刷・製本・紙工機械製造業			
2645 包装・荷造機械製造業			
265 基礎素材産業用機械製造業			
2651 鋳造装置製造業			
2652 化学機械・同装置製造業			
2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業			
266 金属加工機械製造業			
2661 金属工作機械製造業			
2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）			
2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）			
2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）			
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業			
2671 半導体製造装置製造業			
2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業			
269 その他の生産用機械・同部分品製造業			
2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業			
2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業			
2693 真空装置・真空機器製造業			
2694 ロボット製造業			
2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業			
27 業務用機械器具製造業			
270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）			
2700 主として管理事務を行う本社等			
2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
271 事務用機械器具製造業			
2711 複写機製造業			
2719 その他の事務用機械器具製造業			
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業			
2721 サービス用機械器具製造業			
2722 娯楽用機械製造業			
2723 自動販売機製造業			
2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業			
273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業			
2731 体積計製造業			
2732 はかり製造業			
2733 圧力計・流量計・液面計等製造業			
2734 精密測定器製造業			
2735 分析機器製造業			
2736 試験機製造業			
2737 測量機械器具製造業			
2738 理化学機械器具製造業			
2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
27 業務用機械器具製造業 [つづき]			
274 医療用機械器具・医療用品製造業			
2741 医療用機械器具製造業			
2742 歯科用機械器具製造業			
2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）			
2744 歯科材料製造業			
275 光学機械器具・レンズ製造業			
2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業			
2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業			
2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業			
276 武器製造業			
2761 武器製造業			
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）			
2800 主として管理事務を行う本社等			
2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
281 電子デバイス製造業			
2811 電子管製造業			
2812 光電変換素子製造業			
2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）			
2814 集積回路製造業			
2815 液晶パネル・フラットパネル製造業			
282 電子部品製造業			
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業			
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業			
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業			
283 記録メディア製造業			
2831 半導体メモリメディア製造業			
2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業			
284 電子回路製造業			
2841 電子回路基板製造業			
2842 電子回路実装基板製造業			
285 ユニット部品製造業			
2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業			
2859 その他のユニット部品製造業			
289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
29 電気機械器具製造業			
290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）			
2900 主として管理事務を行う本社等			
2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			
2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業			
2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）			
2913 電力開閉装置製造業			
2914 配電盤・電力制御装置製造業			
2915 配線器具・配線附属品製造業			
292 産業用電気機械器具製造業			
2921 電気溶接機製造業			
2922 内燃機関電装品製造業			
2923 電気炉・電熱装置製造業			
2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）			

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
29 電気機械器具製造業 [つづき]			
293 民生用電気機械器具製造業			
2931 ちゅう房機器製造業			
2932 空調・住宅関連機器製造業			
2933 衣料衛生関連機器製造業			
2939 その他の民生用電気機械器具製造業			
294 電球・電気照明器具製造業			
2941 電球製造業			
2942 電気照明器具製造業			
295 電池製造業			
2951 蓄電池製造業			
2952 一次電池（乾電池、湿電池）製造業			
296 電子応用装置製造業			
2961 X線装置製造業			
2962 医療用電子応用装置製造業			
2969 その他の電子応用装置製造業			
297 電気計測器製造業			
2971 電気計測器製造業（別掲を除く）			
2972 工業計器製造業			
2973 医療用計測器製造業			
299 その他の電気機械器具製造業			
2999 その他の電気機械器具製造業			
30 情報通信機械器具製造業			
300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）			
3000 主として管理事務を行う本社等			
3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業			
3011 有線通信機械器具製造業			
3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業			
3013 無線通信機械器具製造業			
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業			
3015 交通信号保安装置製造業			
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業			
302 映像・音響機械器具製造業			
3021 ビデオ機器製造業			
3022 デジタルカメラ製造業			
3023 電気音響機械器具製造業			
303 電子計算機・同附属装置製造業			
3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）			
3032 パーソナルコンピュータ製造業			
3033 外部記憶装置製造業			
3034 印刷装置製造業			
3035 表示装置製造業			
3039 その他の附属装置製造業			
31 輸送用機械器具製造業			
310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）			
3100 主として管理事務を行う本社等			
3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
311 自動車・同附属品製造業			
3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）			
3112 自動車車体・附随車製造業			
3113 自動車部分品・附属品製造業			
312 鉄道車両・同部分品製造業			
3121 鉄道車両製造業			
3122 鉄道車両用部分品製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
31 輸送用機械器具製造業 [つづき]			
313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業			
3131 船舶製造・修理業			
3132 船体ブロック製造業			
3133 舟艇製造・修理業			
3134 舶用機関製造業			
314 航空機・同附属品製造業			
3141 航空機製造業			
3142 航空機用原動機製造業			
3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業			
315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業			
3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業			
3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業			
319 その他の輸送用機械器具製造業			
3191 自転車・同部分品製造業			
3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業			
32 その他の製造業			
320 管理、補助的経済活動を行う事業所（32他の製造業）			
3200 主として管理事務を行う本社等			
3209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
321 貴金属・宝石製品製造業			
3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業			
3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業			
3219 その他の貴金属製品製造業			
322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3222 造花・装飾用羽毛製造業			
3223 ボタン製造業			
3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業			
3229 その他の装身具・装飾品製造業			
323 時計・同部分品製造業			
3231 時計・同部分品製造業			
324 楽器製造業			
3241 ピアノ製造業			
3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業			
325 がん具・運動用具製造業			
3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）			
3252 人形製造業			
3253 運動用具製造業			
326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業			
3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業			
3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）			
3269 その他の事務用品製造業			
327 漆器製造業			
3271 漆器製造業			
328 疊等生活雑貨製品製造業			
3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業			
3282 疊製造業			
3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業			
3284 ほうき・ブラシ製造業			
3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）			
3289 その他の生活雑貨製品製造業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
32 その他の製造業 [つづき]			
329 他に分類されない製造業			
3291 煙火製造業			
3292 看板・標識機製造業			
3293 パレット製造業			
3294 モデル・模型製造業			
3295 工業用模型製造業			
3296 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）			
3297 眼鏡製造業（枠を含む）			
3299 他に分類されないその他の製造業			
F 電気・ガス・熱供給・水道業			
33 電気業			
330 管理、補助的経済活動を行う事業所（33電気業）			
3300 主として管理事務を行う本社等			
3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
331 電気業			
3311 発電業			
3312 送配電業			
3313 電気小売業			
3314 電気卸供給業			
34 ガス業			
340 管理、補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）			
3400 主として管理事務を行う本社等			
3409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
341 ガス業			
3411 ガス製造業			
3412 ガス導管業			
3413 ガス小売業			
35 熱供給業			
350 管理、補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）			
3500 主として管理事務を行う本社等			
3509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
351 熱供給業			
3511 熱供給業			
36 水道業			
360 管理、補助的経済活動を行う事業所（36水道業）			
3600 主として管理事務を行う本社等			
3609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
361 上水道業			
3611 上水道業			
362 工業用水道業			
3621 工業用水道業			
363 下水道業			
3631 下水道処理施設維持管理業			
3632 下水道管路施設維持管理業			
G 情報通信業			
37 通信業			
370 管理、補助的経済活動を行う事業所（37通信業）			
3700 主として管理事務を行う本社等			
3709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
G 情報通信業 [つづき]			
37 通信業 [つづき]			
	371 固定電気通信業		
	3711 地域電気通信業（有線放送電話業を除く）		
	3712 長距離電気通信業		
	3713 有線放送電話業		
	3719 その他の固定電気通信業		
	372 移動電気通信業		
	3721 移動電気通信業		
	373 電気通信に附帯するサービス業		
	3731 電気通信に附帯するサービス業		
38 放送業			
380 管理、補助的経済活動を行う事業所（38放送業）			
	3800 主として管理事務を行う本社等		
	3809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
381 公共放送業（有線放送業を除く）			
	3811 公共放送業（有線放送業を除く）		
382 民間放送業（有線放送業を除く）			
	3821 テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）		
	3822 ラジオ放送業（衛星放送業を除く）		
	3823 衛星放送業		
	3829 その他の民間放送業		
383 有線放送業			
	3831 有線テレビジョン放送業		
	3832 有線ラジオ放送業		
39 情報サービス業			
390 管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）			
	3900 主として管理事務を行う本社等		
	3909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
391 ソフトウェア業			
	3911 受託開発ソフトウェア業		
	3912 組込みソフトウェア業		
	3913 パッケージソフトウェア業		
	3914 ゲームソフトウェア業		
392 情報処理・提供サービス業			
	3921 情報処理サービス業		
	3922 情報提供サービス業		
	3923 市場調査・世論調査・社会調査業		
	3929 その他の情報処理・提供サービス業		
40 インターネット附随サービス業			
400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）			
	4000 主として管理事務を行う本社等		
	4009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
401 インターネット附随サービス業			
	4011 ポータルサイト・サーバ運営業		
	4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ		
	4013 インターネット利用サポート業		
41 映像・音声・文字情報制作業			
410 管理、補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）			
	4100 主として管理事務を行う本社等		
	4109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
G 情報通信業 [つづき]			
41 映像・音声・文字情報制作業 [つづき]			
411 映像情報制作・配給業			
4111 映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）			
4112 テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）			
4113 アニメーション制作業			
4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業			
412 音声情報制作業			
4121 レコード制作業			
4122 ラジオ番組制作業			
413 新聞業			
4131 新聞業			
414 出版業			
4141 出版業			
415 広告制作業			
4151 広告制作業			
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
4161 ニュース供給業			
4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
H 運輸業、郵便業			
42 鉄道業			
420 管理、補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）			
4200 主として管理事務を行う本社等			
4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
421 鉄道業			
4211 普通鉄道業			
4212 軌道業			
4213 地下鉄道業			
4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）			
4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）			
4216 鋼索鉄道業			
4217 索道業			
4219 その他の鉄道業			
43 道路旅客運送業			
430 管理、補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）			
4300 主として管理事務を行う本社等			
4309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
431 一般乗合旅客自動車運送業			
4311 一般乗合旅客自動車運送業			
432 一般乗用旅客自動車運送業			
4321 一般乗用旅客自動車運送業			
433 一般貸切旅客自動車運送業			
4331 一般貸切旅客自動車運送業			
439 その他の道路旅客運送業			
4391 特定旅客自動車運送業			
4399 他に分類されない道路旅客運送業			
44 道路貨物運送業			
440 管理、補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）			
4400 主として管理事務を行う本社等			
4409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
441 一般貨物自動車運送業			
4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）			
4412 特別積合せ貨物運送業			
442 特定貨物自動車運送業			
4421 特定貨物自動車運送業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
H	運輸業、郵便業	[つづき]	
	44	道路貨物運送業	[つづき]
		443 貨物軽自動車運送業	
			4431 貨物軽自動車運送業
		444 集配利用運送業	
			4441 集配利用運送業
		449 その他の道路貨物運送業	
			4499 その他の道路貨物運送業
	45	水運業	
		450 管理、補助的経済活動を行う事業所	(45水運業)
			4500 主として管理事務を行う本社等
			4509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	451	外航海運業	
			4511 外航旅客海運業
			4512 外航貨物海運業
	452	沿海海運業	
			4521 沿海旅客海運業
			4522 沿海貨物海運業
	453	内陸水運業	
			4531 港湾旅客海運業
			4532 河川水運業
			4533 湖沼水運業
	454	船舶貸渡業	
			4541 船舶貸渡業 (内航船舶貸渡業を除く)
			4542 内航船舶貸渡業
	46	航空運輸業	
		460 管理、補助的経済活動を行う事業所	(46航空運輸業)
			4600 主として管理事務を行う本社等
			4609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	461	航空運送業	
			4611 航空運送業
	462	航空機使用業 (航空運送業を除く)	
			4621 航空機使用業 (航空運送業を除く)
	47	倉庫業	
		470 管理、補助的経済活動を行う事業所	(47倉庫業)
			4700 主として管理事務を行う本社等
			4709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	471	倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く)	
			4711 倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く)
	472	冷蔵倉庫業	
			4721 冷蔵倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業	
		480 管理、補助的経済活動を行う事業所	(48運輸に附帯するサービス業)
			4800 主として管理事務を行う本社等
			4809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	481	港湾運送業	
			4811 港湾運送業
	482	貨物運取扱業 (集配利用運送業を除く)	
			4821 利用運送業 (集配利用運送業を除く)
			4822 運送取次業
	483	運送代理店	
			4831 運送代理店
	484	こん包業	
			4841 こん包業 (組立こん包業を除く)
			4842 組立こん包業

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
H 運輸業、郵便業 [つづき]			
48 運輸に附帯するサービス業 [つづき]			
485 運輸施設提供業			
4851 鉄道施設提供業			
4852 道路運送固定施設業			
4853 自動車ターミナル業			
4854 貨物荷扱固定施設業			
4855 桟橋泊き業			
4856 飛行場業			
489 その他の運輸に附帯するサービス業			
4891 海運仲立業			
4892 レッカー・ロードサービス業			
4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業			
49 郵便業（信書便事業を含む）			
490 管理、補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）			
4901 管理、補助的経済活動を行う事業所			
491 郵便業（信書便事業を含む）			
4911 郵便業（信書便事業を含む）			
I 卸売業、小売業			
50 各種商品卸売業			
500 管理、補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）			
5000 主として管理事務を行う本社等			
5008 自家用倉庫			
5009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
501 各種商品卸売業			
5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）			
5019 その他の各種商品卸売業			
51 繊維・衣服等卸売業			
510 管理、補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）			
5100 主として管理事務を行う本社等			
5108 自家用倉庫			
5109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）			
5111 繊維原料卸売業			
5112 糸卸売業			
5113 織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）			
512 衣服卸売業			
5121 男子服卸売業			
5122 婦人・子供服卸売業			
5123 下着類卸売業			
5129 その他の衣服卸売業			
513 身の回り品卸売業			
5131 寝具類卸売業			
5132 靴・履物卸売業			
5133 かばん・袋物卸売業			
5139 その他の身の回り品卸売業			
52 飲食料品卸売業			
520 管理、補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）			
5200 主として管理事務を行う本社等			
5208 自家用倉庫			
5209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
521 農畜産物・水産物卸売業			
5211 米麦卸売業			
5212 雑穀・豆類卸売業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業【つづき】			
52 飲食料品卸売業【つづき】			
521 農畜産物・水産物卸売業【つづき】			
5213	野菜卸売業		
5214	果実卸売業		
5215	食肉卸売業		
5216	生鮮魚介卸売業		
5219	その他の農畜産物・水産物卸売業		
522 食料・飲料卸売業			
5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業		
5222	酒類卸売業		
5223	乾物卸売業		
5224	菓子・パン類卸売業		
5225	飲料卸売業（別掲を除く）		
5226	茶類卸売業		
5227	牛乳・乳製品卸売業		
5229	その他の食料・飲料卸売業		
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
530 管理、補助的経済活動を行う事業所（53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）			
5300	主として管理事務を行う本社等		
5308	自家用倉庫		
5309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
531 建築材料卸売業			
5311	木材・竹材卸売業		
5312	セメント卸売業		
5313	板ガラス卸売業		
5314	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）		
5319	その他の建築材料卸売業		
532 化学製品卸売業			
5321	塗料卸売業		
5322	プラスチック卸売業		
5329	その他の化学製品卸売業		
533 石油・鉱物卸売業			
5331	石油卸売業		
5332	鉱物卸売業（石油を除く）		
534 鉄鋼製品卸売業			
5341	鉄鋼粗製品卸売業		
5342	鉄鋼一次製品卸売業		
5349	その他の鉄鋼製品卸売業		
535 非鉄金属卸売業			
5351	非鉄金属地金卸売業		
5352	非鉄金属製品卸売業		
536 再生資源卸売業			
5361	空瓶・空缶等空容器卸売業		
5362	鉄スクラップ卸売業		
5363	非鉄金属スクラップ卸売業		
5364	古紙卸売業		
5369	その他の再生資源卸売業		
54 機械器具卸売業			
540 管理、補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）			
5400	主として管理事務を行う本社等		
5408	自家用倉庫		
5409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
54 機械器具卸売業〔つづき〕			
541 産業機械器具卸売業			
5411 農業用機械器具卸売業			
5412 建設機械・鉱山機械卸売業			
5413 金属加工機械卸売業			
5414 事務用機械器具卸売業			
5419 その他の産業機械器具卸売業			
542 自動車卸売業			
5421 自動車卸売業（二輪自動車を含む）			
5422 自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）			
5423 自動車中古部品卸売業			
543 電気機械器具卸売業			
5431 家庭用電気機械器具卸売業			
5432 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）			
549 その他の機械器具卸売業			
5491 輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）			
5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業			
5493 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）			
55 その他の卸売業			
550 管理、補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）			
5500 主として管理事務を行う本社等			
5508 自家用倉庫			
5509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
5511 家具・建具卸売業			
5512 荒物卸売業			
5513 疊卸売業			
5514 室内装飾織維品卸売業			
5515 陶磁器・ガラス器卸売業			
5519 その他のじゅう器卸売業			
552 医薬品・化粧品等卸売業			
5521 医薬品卸売業			
5522 医療用品卸売業			
5523 化粧品卸売業			
5524 合成洗剤卸売業			
553 紙・紙製品卸売業			
5531 紙卸売業			
5532 紙製品卸売業			
559 他に分類されない卸売業			
5591 金物卸売業			
5592 肥料・飼料卸売業			
5593 スポーツ用品卸売業			
5594 娯楽用品・がん具卸売業			
5595 たばこ卸売業			
5596 ジュエリー製品卸売業			
5597 書籍・雑誌卸売業			
5598 代理商、仲立業			
5599 他に分類されないその他の卸売業			
56 各種商品小売業			
560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）			
5600 主として管理事務を行う本社等			
5608 自家用倉庫			
5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業 [つづき]			
56 各種商品小売 [つづき]			
561 百貨店			
5611 百貨店			
562 総合スーパー・マーケット			
5621 総合スーパー・マーケット			
563 コンビニエンスストア			
5631 コンビニエンスストア			
564 ドラッグストア			
5641 ドラッグストア			
565 ホームセンター			
5651 ホームセンター			
566 均一価格店			
5661 均一価格店			
569 その他の各種商品小売業			
5699 その他の各種商品小売業			
57 織物・衣服・身の回り品小売業			
570 管理、補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）			
5700 主として管理事務を行う本社等			
5708 自家用倉庫			
5709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
571 呉服・服地・寝具小売業			
5711 呉服・服地小売業			
5712 寝具小売業			
572 男子服小売業			
5721 男子服小売業			
573 婦人・子供服小売業			
5731 婦人服小売業			
5732 子供服小売業			
574 靴・履物小売業			
5741 靴小売業			
5742 履物小売業（靴を除く）			
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業			
5791 かばん・袋物小売業			
5792 下着類小売業			
5793 洋品雑貨・小間物小売業			
5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業			
58 飲食料品小売業			
580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）			
5800 主として管理事務を行う本社等			
5808 自家用倉庫			
5809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
581 各種食料品小売業			
5811 食料品スーパー・マーケット			
5819 その他の各種食料品小売業			
582 野菜・果実小売業			
5821 野菜小売業			
5822 果実小売業			
583 食肉小売業			
5831 食肉小売業（卵、鳥肉を除く）			
5832 卵・鳥肉小売業			
584 鮮魚小売業			
5841 鮮魚小売業			
585 酒小売業			
5851 酒小売業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
58 飲食料品小売業〔つづき〕			
586 菓子・パン小売業			
5861	菓子小売業（製造小売）		
5862	菓子小売業（製造小売でないもの）		
5863	パン小売業（製造小売）		
5864	パン小売業（製造小売でないもの）		
589 その他の飲食料品小売業			
5891	牛乳小売業		
5892	飲料小売業（別掲を除く）		
5893	茶類小売業		
5894	料理品小売業		
5895	米穀類小売業		
5896	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業		
5897	乾物小売業		
5899	他に分類されない飲食料品小売業		
59 機械器具小売業			
590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）			
5900	主として管理事務を行う本社等		
5908	自家用倉庫		
5909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
591 自動車小売業			
5911	自動車（新車）小売業		
5912	中古自動車小売業		
5913	自動車部分品・附属品小売業		
5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）		
592 自転車小売業			
5921	自転車小売業		
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）			
5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）		
5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）		
5933	中古電気製品小売業		
5939	その他の機械器具小売業		
60 その他の小売業			
600 管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）			
6000	主として管理事務を行う本社等		
6008	自家用倉庫		
6009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
601 家具・建具・畳小売業			
6011	家具小売業		
6012	建具小売業		
6013	畳小売業		
6014	宗教用具小売業		
602 じゅう器小売業			
6021	金物小売業		
6022	荒物小売業		
6023	陶磁器・ガラス器小売業		
6029	他に分類されないじゅう器小売業		
603 医薬品・化粧品小売業			
6031	医薬品小売業（薬局を除く）		
6032	薬局		
6033	化粧品小売業		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業【つづき】			
60 その他の小売業【つづき】			
604 農耕用品小売業			
6041 農業用機械器具小売業			
6042 苗・種子小売業			
6043 肥料・飼料小売業			
605 燃料小売業			
6051 ガソリンスタンド			
6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）			
606 書籍・文房具小売業			
6061 書籍・雑誌小売業（古本を除く）			
6062 古本小売業			
6063 新聞小売業			
6064 紙・文房具小売業			
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業			
6071 スポーツ用品小売業			
6072 がん具・娯楽用品小売業			
6073 楽器小売業			
608 写真機・時計・眼鏡小売業			
6081 写真機・写真材料小売業			
6082 時計・眼鏡・光学機械小売業			
609 他に分類されない小売業			
6091 たばこ・喫煙具専門小売業			
6092 花・植木小売業			
6093 建築材料小売業			
6094 ジュエリー製品小売業			
6095 ペット・ペット用品小売業			
6096 骨とう品小売業			
6097 中古品小売業（骨とう品を除く）			
6099 他に分類されないその他の小売業			
61 無店舗小売業			
610 管理、補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）			
6100 主として管理事務を行う本社等			
6108 自家用倉庫			
6109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
611 通信販売・訪問販売小売業			
6111 無店舗小売業（各種商品小売）			
6112 無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）			
6113 無店舗小売業（飲食料品小売）			
6114 無店舗小売業（機械器具小売）			
6119 無店舗小売業（その他の小売）			
612 自動販売機による小売業			
6121 自動販売機による小売業			
619 その他の無店舗小売業			
6199 その他の無店舗小売業			
J 金融業、保険業			
62 銀行業			
620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）			
6200 主として管理事務を行う本社等			
6209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
621 中央銀行			
6211 中央銀行			
622 銀行（中央銀行を除く）			
6221 普通銀行			
6222 郵便貯金銀行			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
J	金融業、保険業 [つづき]		
	62 銀行業 [つづき]		
	622 銀行（中央銀行を除く） [つづき]		
	6223 信託銀行		
	6229 その他の銀行		
	63 協同組織金融業		
	630 管理、補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）		
	6300 主として管理事務を行う本社等		
	6309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	631 中小企業等金融業		
	6311 信用金庫・同連合会		
	6312 信用協同組合・同連合会		
	6313 商工組合中央金庫		
	6314 労働金庫・同連合会		
	632 農林水産金融業		
	6321 農林中央金庫		
	6322 信用農業協同組合連合会		
	6323 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会		
	6324 農業協同組合		
	6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合		
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
	640 管理、補助的経済活動を行う事業所（64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）		
	6400 主として管理事務を行う本社等		
	6409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	641 貸金業		
	6411 消費者向け貸金業		
	6412 事業者向け貸金業		
	642 質屋		
	6421 質屋		
	643 クレジットカード業、割賦金融業		
	6431 クレジットカード業		
	6432 割賦金融業		
	649 その他の非預金信用機関		
	6491 政府関係金融機関		
	6492 住宅専門金融業		
	6493 証券金融業		
	6499 他に分類されない非預金信用機関		
	65 金融商品取引業、商品先物取引業		
	650 管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）		
	6500 主として管理事務を行う本社等		
	6509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	651 金融商品取引業		
	6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）		
	6512 投資助言・代理業		
	6513 投資運用業		
	6514 補助的金融商品取引業		
	652 商品先物取引業、商品投資顧問業		
	6521 商品先物取引業		
	6522 商品投資顧問業		
	6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業		
	660 管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）		
	6600 主として管理事務を行う本社等		
	6609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
J 金融業、保険業〔つづき〕			
66 補助的金融業等〔つづき〕			
661 補助的金融業、金融附帯業			
6611 短資業			
6612 手形交換所			
6613 兩替業			
6614 信用保証機関			
6615 信用保証再保険機関			
6616 預・貯金等保険機関			
6617 金融商品取引所			
6618 商品取引所			
6619 その他の補助的金融業、金融附帯業			
662 信託業			
6621 運用型信託業			
6622 管理型信託業			
663 金融代理業			
6631 金融商品仲介業			
6632 信託契約代理業			
6639 その他の金融代理業			
67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）			
670 管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）			
6700 主として管理事務を行う本社等			
6709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
671 生命保険業			
6711 生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）			
6712 郵便保険業			
6713 生命保険再保険業			
6719 その他の生命保険業			
672 損害保険業			
6721 損害保険業（損害保険再保険業を除く）			
6722 損害保険再保険業			
6729 その他の損害保険業			
673 共済事業、少額短期保険業			
6731 共済事業（各種災害補償法によるもの）			
6732 共済事業（各種協同組合法等によるもの）			
6733 少額短期保険業			
674 保険媒介代理業			
6741 生命保険媒介業			
6742 損害保険代理業			
6743 共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業			
675 保険サービス業			
6751 保険料率算出団体			
6752 損害査定業			
6759 その他の保険サービス業			
K 不動産業、物品賃貸業			
68 不動産取引業			
680 管理、補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）			
6800 主として管理事務を行う本社等			
6809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
681 建物売買業、土地売買業			
6811 建物売買業			
6812 土地売買業			
682 不動産代理業・仲介業			
6821 不動産代理業・仲介業			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）		
大	中	小
K	不動産業、物品賃貸業 [つづき]	
69	不動産賃貸業・管理業	
690	管理、補助的経済活動を行う事業所 (69不動産賃貸業・管理業)	
6900	主として管理事務を行う本社等	
6909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	
6911	貸事務所業	
6912	土地賃貸業	
6919	その他の不動産賃貸業	
692	貸家業、貸間業	
6921	貸家業	
6922	貸間業	
693	駐車場業	
6931	駐車場業	
694	不動産管理業	
6941	不動産管理業	
70	物品賃貸業	
700	管理、補助的経済活動を行う事業所 (70物品賃貸業)	
7000	主として管理事務を行う本社等	
7009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
701	各種物品賃貸業	
7011	総合リース業	
7019	その他の各種物品賃貸業	
702	産業用機械器具賃貸業	
7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	
7022	建設機械器具賃貸業	
703	事務用機械器具賃貸業	
7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	
7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
704	自動車賃貸業	
7041	自動車賃貸業	
705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
709	その他の物品賃貸業	
7091	映画・演劇用品賃貸業	
7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	
7093	貸衣しょう業（別掲を除く）	
7099	他に分類されない物品賃貸業	
L	学術研究、専門・技術サービス業	
71	学術・開発研究機関	
710	管理、補助的経済活動を行う事業所 (71学術・開発研究機関)	
7101	管理、補助的経済活動を行う事業所	
711	自然科学研究所	
7111	理学研究所	
7112	工学研究所	
7113	農学研究所	
7114	医学・薬学研究所	
712	人文・社会科学研究所	
7121	人文・社会科学研究所	
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	
720	管理、補助的経済活動を行う事業所 (72専門サービス業)	
7201	管理、補助的経済活動を行う事業所	
721	法律事務所、特許事務所	
7211	法律事務所	
7212	特許事務所	

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）		
大	中	小
L	学術研究、専門・技術サービス業 [つづき]	
72	専門サービス業（他に分類されないもの） [つづき]	
	722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	
	7221 公証人役場、司法書士事務所	
	7222 土地家屋調査士事務所	
	723 行政書士事務所	
	7231 行政書士事務所	
	724 公認会計士事務所、税理士事務所	
	7241 公認会計士事務所	
	7242 税理士事務所	
	725 社会保険労務士事務所	
	7251 社会保険労務士事務所	
	726 デザイン業	
	7261 デザイン業	
	727 著述・芸術家業	
	7271 著述家業	
	7272 芸術家業	
	728 経営コンサルタント業、純粹持株会社	
	7281 経営コンサルタント業	
	7282 純粹持株会社	
	729 その他の専門サービス業	
	7291 興信所	
	7292 翻訳業（著述家業を除く）	
	7293 通訳業、通訳案内業	
	7294 不動産鑑定業	
	7299 他に分類されない専門サービス業	
73	広告業	
	730 管理、補助的経済活動を行う事業所（73広告業）	
	7300 主として管理事務を行う本社等	
	7309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	731 広告業	
	7311 広告業	
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	
	740 管理、補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）	
	7401 管理、補助的経済活動を行う事業所	
	741 獣医業	
	7411 獣医業	
	742 土木建築サービス業	
	7421 建築設計業	
	7422 測量業	
	7429 その他の土木建築サービス業	
	743 機械設計業	
	7431 機械設計業	
	744 商品・非破壊検査業	
	7441 商品検査業	
	7442 非破壊検査業	
	745 計量証明業	
	7451 一般計量証明業	
	7452 環境計量証明業	
	7459 その他の計量証明業	
	746 写真業	
	7461 写真業（商業写真業を除く）	
	7462 商業写真業	
	749 その他の技術サービス業	
	7499 その他の技術サービス業	

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）					
大	中	小	細分類		
M 宿泊業、飲食サービス業					
75 宿泊業					
750 管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）					
7500 主として管理事務を行う本社等					
7509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
751 旅館、ホテル					
7511 旅館、ホテル					
752 簡易宿所					
7521 簡易宿所					
753 下宿業					
7531 下宿業					
759 その他の宿泊業					
7591 会社・団体の宿泊所					
7592 リゾートクラブ					
7599 他に分類されない宿泊業					
76 飲食店					
760 管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）					
7600 主として管理事務を行う本社等					
7609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）					
7611 食堂、レストラン（専門料理店を除く）					
762 専門料理店					
7621 日本料理店					
7622 料亭					
7623 中華料理店					
7624 ラーメン店					
7625 焼肉店					
7629 その他の専門料理店					
763 そば・うどん店					
7631 そば・うどん店					
764 すし店					
7641 すし店					
765 酒場、ビヤホール					
7651 酒場、ビヤホール					
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ					
7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ					
767 喫茶店					
7671 喫茶店					
769 その他の飲食店					
7691 ハンバーガー店					
7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店					
7699 他に分類されない飲食店					
77 持ち帰り・配達飲食サービス業					
770 管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）					
7700 主として管理事務を行う本社等					
7709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
771 持ち帰り飲食サービス業					
7711 持ち帰り飲食サービス業					
772 配達飲食サービス業					
7721 配達飲食サービス業					
773 施設給食業					
7731 施設給食業					

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
N 生活関連サービス業、娯楽業			
78 洗濯・理容・美容・浴場業			
780 管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）			
7800 主として管理事務を行う本社等			
7809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
781 洗濯業			
7811 普通洗濯業			
7812 洗濯物取次業			
7813 リネンサプライ業			
782 理容業			
7821 理容業			
783 美容業			
7831 美容業			
784 一般公衆浴場業			
7841 一般公衆浴場業			
785 その他の公衆浴場業			
7851 その他の公衆浴場業			
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業			
7891 洗張・染物業			
7892 エステティック業			
7893 リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）			
7894 ネイルサービス業			
7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業			
79 その他の生活関連サービス業			
790 管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）			
7900 主として管理事務を行う本社等			
7909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
791 旅行業			
7911 旅行業（旅行業者代理業を除く）			
7912 旅行業者代理業			
792 家事サービス業			
7921 家事サービス業（住込みのもの）			
7922 家事サービス業（住込みでないもの）			
793 衣服裁縫修理業			
7931 衣服裁縫修理業			
794 物品預り業			
7941 物品預り業			
795 火葬・墓地管理業			
7951 火葬業			
7952 墓地管理業			
796 冠婚葬祭業			
7961 葬儀業			
7962 結婚式場業			
7963 冠婚葬祭互助会			
799 他に分類されない生活関連サービス業			
7991 食品販加工業			
7992 結婚相談業、結婚式場紹介業			
7993 写真プリント、現像・焼付業			
7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業			
80 娯楽業			
800 管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）			
8000 主として管理事務を行う本社等			
8009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
801 映画館			
8011 映画館			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）					
大	中	小	細分類		
N 生活関連サービス業、娯楽業 [つづき]					
80 娯楽業 [つづき]					
802 興行場（別掲を除く）、興行団					
8021	劇場				
8022	興行場				
8023	劇団				
8024	楽団、舞踏団				
8025	芸術・スポーツ等興行団				
803 競輪・競馬等の競走場、競技団					
8031	競輪場				
8032	競馬場				
8033	自動車・モーター艇の競走場				
8034	競輪競技団				
8035	競馬競技団				
8036	自動車・モーター艇の競技団				
804 スポーツ施設提供業					
8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）				
8042	体育館				
8043	ゴルフ場				
8044	ゴルフ練習場				
8045	ボウリング場				
8046	テニス場				
8047	バッティング・テニス練習場				
8048	フィットネスクラブ				
805 公園、遊園地					
8051	公園				
8052	遊園地（テーマパークを除く）				
8053	テーマパーク				
806 遊戯場					
8061	ビリヤード場				
8062	囲碁・将棋所				
8063	マージャンクラブ				
8064	パチンコホール				
8065	ゲームセンター				
8069	その他の遊戯場				
809 その他の娯楽業					
8091	ダンスホール				
8092	マリーナ業				
8093	遊漁船業				
8094	芸ぎ業				
8095	カラオケボックス業				
8096	娯楽に附帯するサービス業				
8099	他に分類されない娯楽業				
O 教育、学習支援業					
81 学校教育					
810 管理、補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）					
8101	管理、補助的経済活動を行う事業所				
811 幼稚園					
8111	幼稚園				
812 小学校					
8121	小学校				
813 中学校、義務教育学校					
8131	中学校				
8132	義務教育学校				

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
O 教育、学習支援業【つづき】			
81 学校教育【つづき】			
814 高等学校、中等教育学校			
8141 高等学校			
8142 中等教育学校			
815 特別支援学校			
8151 特別支援学校			
816 高等教育機関			
8161 大学			
8162 短期大学			
8163 高等専門学校			
817 専修学校、各種学校			
8171 専修学校			
8172 各種学校			
818 学校教育支援機関			
8181 高等教育機関の支援機関			
819 幼保連携型認定こども園			
8191 幼保連携型認定こども園			
82 その他の教育、学習支援業			
820 管理、補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育、学習支援業）			
8200 主として管理事務を行う本社等			
8209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
821 社会教育			
8211 公民館			
8212 図書館			
8213 博物館、美術館			
8214 動物園、植物園、水族館			
8215 青少年教育施設			
8216 社会通信教育			
8219 その他の社会教育			
822 職業・教育支援施設			
8221 職員教育施設・支援業			
8222 職業訓練施設			
8229 その他の職業・教育支援施設			
823 学習塾			
8231 学習塾			
824 教養・技能教授業			
8241 音楽教授業			
8242 書道教授業			
8243 生花・茶道教授業			
8244 そろばん教授業			
8245 外国語会話教授業			
8246 スポーツ・健康教授業			
8249 その他の教養・技能教授業			
829 他に分類されない教育、学習支援業			
8299 他に分類されない教育、学習支援業			
P 医療、福祉			
83 医療業			
830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）			
8300 主として管理事務を行う本社等			
8309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
831 病院			
8311 一般病院			
8312 精神科病院			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
P	医療、福祉 [つづき]		
	83 医療業 [つづき]		
		832 一般診療所	
		8321 有床診療所	
		8322 無床診療所	
		833 歯科診療所	
		8331 歯科診療所	
		834 助産・看護業	
		8341 助産所	
		8342 看護業	
		835 施術業	
		8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
		8352 療術業	
		836 医療に附帯するサービス業	
		8361 歯科技工所	
		8369 その他の医療に附帯するサービス業	
	84 保健衛生		
		840 管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）	
		8400 主として管理事務を行う本社等	
		8409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		841 保健所	
		8411 保健所	
		842 健康相談施設	
		8421 結核健康相談施設	
		8422 精神保健相談施設	
		8423 母子健康相談施設	
		8429 その他の健康相談施設	
		849 その他の保健衛生	
		8491 検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）	
		8492 検査業	
		8499 他に分類されない保健衛生	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
		850 管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）	
		8500 主として管理事務を行う本社等	
		8509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		851 社会保険事業団体	
		8511 社会保険事業団体	
		852 福祉事務所	
		8521 福祉事務所	
		853 児童福祉事業	
		8531 保育所	
		8539 その他の児童福祉事業	
		854 老人福祉・介護事業	
		8541 特別養護老人ホーム	
		8542 介護老人保健施設	
		8543 介護医療院	
		8544 通所・短期入所介護事業	
		8545 訪問介護事業	
		8546 認知症老人グループホーム	
		8547 有料老人ホーム	
		8549 その他の老人福祉・介護事業	
		855 障害者福祉事業	
		8551 居住支援事業	
		8559 その他の障害者福祉事業	

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
P	医療、福祉 [つづき]		
	85 社会保険・社会福祉・介護事業 [つづき]		
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業		
	8591 更生保護事業		
	8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業		
Q	複合サービス事業		
	86 郵便局		
	860 管理、補助的経済活動を行う事業所 (86郵便局)		
	8601 管理、補助的経済活動を行う事業所		
	861 郵便局		
	8611 郵便局		
	862 郵便局受託業		
	8621 簡易郵便局		
	8629 その他の郵便局受託業		
	87 協同組合（他に分類されないもの）		
	870 管理、補助的経済活動を行う事業所 (87協同組合)		
	8701 管理、補助的経済活動を行う事業所		
	871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）		
	8711 農業協同組合（他に分類されないもの）		
	8712 漁業協同組合（他に分類されないもの）		
	8713 水産加工業協同組合（他に分類されないもの）		
	8714 森林組合（他に分類されないもの）		
	872 事業協同組合（他に分類されないもの）		
	8721 事業協同組合（他に分類されないもの）		
R	サービス業（他に分類されないもの）		
	88 廃棄物処理業		
	880 管理、補助的経済活動を行う事業所 (88廃棄物処理業)		
	8800 主として管理事務を行う本社等		
	8809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	881 一般廃棄物処理業		
	8811 し尿収集運搬業		
	8812 し尿処分業		
	8813 净化槽清掃業		
	8814 净化槽保守点検業		
	8815 ごみ収集運搬業		
	8816 ごみ処分業		
	8817 清掃事務所		
	882 産業廃棄物処理業		
	8821 産業廃棄物収集運搬業		
	8822 産業廃棄物処分業		
	8823 特別管理産業廃棄物収集運搬業		
	8824 特別管理産業廃棄物処分業		
	889 その他の廃棄物処理業		
	8891 死亡獣畜取扱業		
	8899 他に分類されない廃棄物処理業		
	89 自動車整備業		
	890 管理、補助的経済活動を行う事業所 (89自動車整備業)		
	8901 管理、補助的経済活動を行う事業所		
	891 自動車整備業		
	8911 自動車一般整備業		
	8919 その他の自動車整備業		
	90 機械等修理業（別掲を除く）		
	900 管理、補助的経済活動を行う事業所 (90機械等修理業)		
	9000 主として管理事務を行う本社等		
	9009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
R サービス業（他に分類されないもの）【つづき】			
90 機械等修理業（別掲を除く）【つづき】			
901 機械修理業（電気機械器具を除く）			
9011 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）			
9012 建設・鉱山機械整備業			
902 電気機械器具修理業			
9021 電気機械器具修理業			
903 表具業			
9031 表具業			
909 その他の修理業			
9091 家具修理業			
9092 時計修理業			
9093 履物修理業			
9094 かじ業			
9099 他に分類されない修理業			
91 職業紹介・労働者派遣業			
910 管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）			
9100 主として管理事務を行う本社等			
9109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
911 職業紹介業			
9111 職業紹介業			
912 労働者派遣業			
9121 労働者派遣業			
92 その他の事業サービス業			
920 管理、補助的経済活動を行う事業所（92他の事業サービス業）			
9200 主として管理事務を行う本社等			
9209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
921 速記・ワープロ入力・複写業			
9211 速記・ワープロ入力業			
9212 複写業			
922 建物等維持管理業			
9221 ビルメンテナンス業			
9229 その他の建物等維持管理業			
923 警備業			
9231 警備業			
929 他に分類されない事業サービス業			
9291 ディスプレイ業			
9292 産業用設備洗浄業			
9293 看板書き業			
9294 コールセンター業			
9295 ベストコントロール業			
9299 他に分類されないその他の事業サービス業			
93 政治・経済・文化団体			
931 経済団体			
9311 實業団体			
9312 同業団体			
932 労働団体			
9321 労働団体			
933 学術・文化団体			
9331 学術団体			
9332 文化団体			
934 政治団体			
9341 政治団体			
939 他に分類されない非営利的団体			
9399 他に分類されない非営利的団体			

第IV編 付 錄

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
R サービス業（他に分類されないもの）[つづき]			
94 宗教			
941 神道系宗教			
9411 神社、神道教会			
9412 教派事務所			
942 仏教系宗教			
9421 寺院、仏教教会			
9422 宗派事務所			
943 キリスト教系宗教			
9431 キリスト教教会、修道院			
9432 教団事務所			
949 その他の宗教			
9491 その他の宗教の教会			
9499 その他の宗教の教団事務所			
95 その他のサービス業			
950 管理、補助的経済活動を行う事業所（95他のサービス業）			
9501 管理、補助的経済活動を行う事業所			
951 集会場			
9511 集会場			
952 と畜場			
9521 と畜場			
959 他に分類されないサービス業			
9599 他に分類されないサービス業			
96 外国公務			
961 外国公館			
9611 外国公館			
969 その他の外国公務			
9699 その他の外国公務			
S 公務（他に分類されるものを除く）			
97 国家公務			
971 立法機関			
9711 立法機関			
972 司法機関			
9721 司法機関			
973 行政機関			
9731 行政機関			
98 地方公務			
981 都道府県の機関			
9811 都道府県の機関			
982 市町村の機関			
9821 市町村の機関			
T 分類不能の産業			
99 分類不能の産業			
999 分類不能の産業			
9999 分類不能の産業			

第IV編 付 錄

4. 様式

ここでは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関して、事業者の方々が国へ報告等を行う際に用いる様式を示します。

表IV-4-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する報告等の様式

様式番号	文書名	提出が必要な場合	掲載ページ
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	IV-90
(第1表)	特定漏えい者のフロン類算定漏えい量	フロン類算定漏えい量の報告を行う場合	IV-92
(第2表)	特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	IV-93
(別紙)	特定事業所単位の報告	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	IV-94
(別紙第1表)	特定事業所に係るフロン類算定漏えい量	事業者が設置している事業所のうち特定事業所に該当する事業所がある場合	IV-95
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	関連情報の提供を行う場合	IV-96
様式第3	磁気ディスク提出票	磁気ディスクによる報告書等の提出を行う場合	IV-98
様式第4	電子情報処理組織使用届出書	電子報告システムによる報告書等の提出を行う場合	IV-99
様式第5	電子情報処理組織使用変更届出書	電子報告システムの使用届出の内容に変更が生じた場合	IV-100
様式第6	電子情報処理組織使用廃止届出書	電子報告システムの使用を廃止する場合	IV-101

第IV編 付 錄

(表面)

様式第1 (第4条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド													
特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)													
所 在 地 (ふりがな)		〒	一	都道府県	市区町村								
商 標 又 は 商 号 等													
主たる事業		事業コード											
主たる事業を所管する大臣													
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量		第1表、第2表及び別紙のとおり											
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無											
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署												
	(ふりがな) 氏 名												
	電 話 番 号												
	メールアドレス												
※受理年月日	年 月 日			※処理年月日	年 月 日								

- 備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
 2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
 5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第IV編 付 錄

(裏面)

1	事 業 の 名 称		事業 コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事 業 の 名 称		事業 コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事 業 の 名 称		事業 コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第IV編 付 錄

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
特定 漏えい者 全体	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)								
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)								
1.											
2.											
3.											
4											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。

2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第IV編 付 錄

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業		
			事業コード	事業の名称	
1		〒			
2		〒			
3		〒			
4		〒			
5		〒			
6		〒			
7		〒			
8		〒			
9		〒			
10		〒			

- 備考
- 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号 10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 - 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

第IV編 付 錄

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		特定事業所番号							
特 定 事 業 所 の 名 称 (前回の報告における名称)									
所 在 地 (ふりがな)		〒	一	都道府県	市区町村				
特定事業所において行われる事業									
特 定 漏 え い 者 コ ー ド									※
都 道 府 県 コ ー ド				事 業 コ ー ド					
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量		別紙第1表のとおり							
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無							
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電 話 番 号								
	メールアドレス								

- 備考 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。

第IV編 付 錄

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t - C O ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄まで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第IV編 付 錄

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： 年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特 定 漏 え い 者 コ ー ド										※
都 道 府 縿 コ ー ド			事 業 コ ー ド							
事 業 所 番 号										

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

--

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

--

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

--

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

--

5. その他の情報

--

担 当 者 (問い合わせ先)	部 署	
	(ふりがな)	
	氏 名	
電 話 番 号		
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定漏えい者又は特定事業所ごとに1枚作成し、
様式第1の報告書に添えて、提出すること。
- 2 提供された特定漏えい者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められる
ものについては、この限りでない。
- 3 すべての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参
照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定

第IV編 付 錄

- めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
- 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
- 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
- 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第IV編 付 錄

様式第3（第7条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
 (環境大臣) 殿
 (経済産業大臣)

提出者 住 所 〒

(ふり) 氏 (がな) 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署

(ふり) (がな) (ふり) 氏 名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告（第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求）（第23条第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
- 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載とともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
- 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
- 6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第IV編 付 錄

様式第4（第10条第1項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード								
特定漏えい者の名称								
特定漏えい者の所在地		〒						
担当者	部 署							
	氏 名							
	電話番号							
	メールアドレス							

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第IV編 付 錄

様式第5 (第10条第3項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード								
特定漏えい者の名称								
特定漏えい者の所在地	〒							
担当者	部 署							
	氏 名							
	電話番号							
	メールアドレス							

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第IV編 付 錄

様式第6 (第10条第3項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住 所 〒

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 ()

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地	〒								
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
 3 識別符号の欄には、第10条第2項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
 4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 5 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5. チェックシート

(1) 様式第1 記入チェックシート

【フロン類算定漏えい量等の報告書】

記載事項	確認事項	確認
1 年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入しましたか？	
2 提出先	事業者において行っている事業（複数ある場合は、すべての事業）を所管する大臣（III-40ページ参照）を、報告書の提出先としましたか？ また、提出先が「○○省」や「事業所管大臣」「○○太郎（個人名）大臣」等となっていませんか？	
3 報告者 住所、氏名	報告日時点の「事業者」の住所、代表者名（法人の場合は、事業者名及び代表者の氏名）、ふりがなを記入しましたか？代表者の役職名は記載しましたか？なお、報告者とは報告書の記入者ではなく、算定漏えい量の報告義務を有する「事業者」を示します。 ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号、ふりがな ・事業者名（登記上の名称）、 <u>代表者の役職名、氏名、ふりがな</u> 代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入しましたか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
4 特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 特定漏えい者コードの確認方法はIII-9ページをご参照ください。	
5 特定漏えい者の名 称	「特定漏えい者」は、算定漏えい量を報告する事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称、ふりがなを記入しましたか？ 前回に報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入しましたか？	
6 所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	
7 商標又は商号等	フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入しましたか？	
8 主たる事業、 事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（IV-48ページ参照）の事業名を記入しましたか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4桁で記入しましたか？ ・複数の事業を行っている場合、生産額、販売額等の適切な指標により主たる事業を判断します。なお、この方法が適切でない場合には、従業員数又は設備の規模等で判断することも可能です。	
9 主たる事業を所管 する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する全ての大蔵（III-40ページ参照）を記入しましたか？	
10 その他の関連情報 の提供の有無	漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？	
12 担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号及びメールアドレスを記入しましたか？	
13 裏面	2以上の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業以外の事業の名称を記載しましたか？また、主たる事業への記載と同じ事業コードを記載していませんか？	

第IV編 付 錄

【特定漏えい者単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
第1表	1 漏えい年度	フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記入しましたか？	
	2 フロン類の種類	<p>事業者において報告するフロン類の種類として、冷媒番号（II-25 ページ表 II-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロンが 6 種類以上ある場合は、表を追加して記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表 II-3-1 の別表第 2 に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとの GWP を乗じることにより算定漏えい量を算定します。 表 II-3-1 の別表第 1 に記載されていない单一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWP は 0 と見なします。 	
	3 算定漏えい量 (t-CO ₂)	フロン類の種類(冷媒番号)ごとに、実漏えい量(kg)に GWP(フロン類の種類ごとの係数、II-25 ページ表 II-3-1 参照)を乗じて算出した算定漏えい量をトン(t-CO ₂) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てましたか？(小数点以下を切捨てた結果、0 となる場合は 0 と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。) (III-20 ページ参照))	
	4 実漏えい量 (kg)	<p>フロン類の種類(冷媒番号)ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg) 単位で記入しましたか？小数点以下は切捨てましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。 回収がなく充填のみを行った場合も漏えい量の対象となります。この場合、様式第 2 に実漏えい量発生の状況として情報を記入し提供することができます。 	
	5 合計	報告する算定漏えい量の合計をトン(t-CO ₂) 単位の量で記入しましたか？小数点以下は切捨てましたか？	
	6 特定漏えい者全体	<p>特定漏えい者全体の欄には、フロン類の種類(冷媒番号)ごとに事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量(t-CO₂) 及び実漏えい量(kg)を記入しましたか？小数点以下を切捨てましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定漏えい者全体の算定漏えい量の合計が 1,000 (t-CO₂) 未満の場合は報告の必要はありません。 	

第IV編 付 錄

記載事項		確認事項		確認
	7	都道府県	<p>都道府県の欄には、事業を行っている都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の種類（冷媒番号）ごとの算定漏えい量及び実漏えい量を記入しましたか？小数点以下を切捨てましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による漏えい量は、当該事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 移動体（車両など）における漏えい量は、当該移動体を管理している事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 	
第2表	1	特定事業所番号	特定事業所番号を記入しましたか？	
	2	特定事業所の名称	<p>特定事業所の名称を記入しましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業所とは算定漏えい量が1,000(t-CO₂)以上の事業所です。算定漏えい量が1,000(t-CO₂)未満の事業所は特定事業所に該当しないため、記入の必要はありません。 リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による算定漏えい量が1,000(t-CO₂)以上であっても、他社の事業所は自らの特定事業所には該当しません。 特定事業所を有していない場合も第2表を提出する必要があります。 	
	3	特定事業所の所在地	当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入しましたか？	
	4	特定事業所において行われる事業	<p>当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類(IV-48ページ参照)に従つて事業コード及び事業の名称を記入しましたか？</p> <p>なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所は、そのうちの主たる事業について記入しましたか？</p>	

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
別紙	全体	特定漏えい者が一つの事業所や店舗等の場合、特定事業所としての報告もしていますか？(特定漏えい者と同一名称・漏えい量で報告を実施します)	
	1 特定事業所番号	<p>第2表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入しましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> (別紙)【特定事業所単位の報告】は特定事業所ごとに作成します。 	
	2 特定事業所の名称	<p>報告の対象(算定漏えい量が1,000t-CO₂以上である事業所)となる特定事業所の名称を記入しましたか？</p> <p>前回に報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入しましたか？</p>	
	3 所在地	報告の対象となる特定事業所の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	

第IV編 付 錄

記載事項		確認事項	確認
4 特定事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（IV-48 ページ参照）の事業名を1つのみ記入しましたか？ ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。		
	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 様式第1に記載した特定漏えい者コードと同じ番号となっていますか？		
	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（III-25 ページ）を数字2桁で記入しましたか？		
	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類（IV-48 ページ参照）の番号を4桁で記入しましたか？		
	報告の対象となる特定事業所について、漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報）を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類温室効果ガス算定漏えい排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？		
	担当者（問い合わせ先） 行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号を記入しましたか？		
	1 フロン類の種類 当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号（II-25 ページ表II-3-1 参照）を記入しましたか？なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合、表を追加して記入します。 ・表II-3-1の別表第2に記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他混合冷媒」と記入します。なお、冷媒種ごとに、混合割合に応じた実漏えい量に冷媒種ごとのGWPを乗じることにより算定漏えい量を算定します。 ・表II-3-1の別表第1に記載されていない単一冷媒を使用している場合は「その他フロン類」と記入します。GWPは0と見なします。		
	2 算定フロン量 (t-CO ₂) フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量（kg）にGWP（フロンの種類ごとの係数、II-25 ページ表II-3-1 参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン（t-CO ₂ ）単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てましたか？（小数点以下を切り捨てた結果、0となる場合は0と記入して報告してください。充填又は回収を行っていない場合は空欄としてください。以下、同じ。）（III-20 ページ参照）		
	3 実漏えい量 (kg) フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位で記入しましたか？小数点以下を切捨てましたか？ ・充填量及び回収量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。		
	4 合計 当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン（t-CO ₂ ）単位の量で記入しましたか？小数点以下を切捨てましたか？		

第IV編 付 錄

(2) 様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1 提供年度		情報の提供を行う年度（漏えい量算定の対象となる年度と同じ）を記入しましたか？	
2 提供情報の範囲		様式第2に記載する情報について、次のとおり記入しましたか？ ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみに関する場合は、「2」です。	
3 特定漏えい者コード		「特定漏えい者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式1『特定漏えい者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？	
4 都道府県コード		②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号（III-25 ページ参照）を記入しましたか？ ②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> が所在する都道府県のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『都道府県コード』と同じ2桁の数字ですか？	
5 事業コード		②『提供情報の範囲』が「1」の場合、 <u>事業者</u> の主たる事業のコード番号（IV-48 ページ）を記入しましたか？ ②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる <u>特定事業所</u> の主たる事業のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『事業コード』と同じ数字4桁の数字ですか？	
6 事業所番号		②『提供情報の範囲』で「2」を選択した場合は、様式第1と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した特定事業所番号を数字2ヶタで記入しましたか？	
7	1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報 3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報 5. その他の情報	1.～5.のいずれかについて情報を記載しましたか？ ・様式第2は、算定漏えい量の数値のみで判断できない漏えい状況等について自由に情報提供することが可能です。 ・「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」については、III-31～33 ページに示す方法に沿って記載をすることが推奨されています。 ・「5. その他の情報」については、事業所数や漏えい原因をIII-33～34 ページに示す方法に基づいて記載することが推奨されています。 ・様式第2には、自社の広告や特定の事業者の名称など、フロン類算定漏えい量の報告に無関係の情報を記述することはできません。	
8 担当者（問い合わせ先）		行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入しましたか？様式第1に記入した担当者と同一である場合は記入する必要はありません。	

第IV編 付 錄

(4) 様式第3 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認										
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日を記入しましたか？											
2	あて先	事業者において行っている事業(複数ある場合は、すべての事業)を所管する大臣（III-40～42ページ）を、記入しましたか？											
3	提出者 住所、 氏名	提出日時点の「事業者」の住所、代表者氏名を記入しましたか? ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・事業者名（登記上の名称）、代表者の役職名、氏名											
4	担当者 部署、 氏名、 電話番号	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入しましたか？											
5	本文	<p>報告のために磁気ディスクに記録する内容に応じ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定に関する記述を次のように記入（又は不要箇所を取消線により削除）しましたか？</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記録する内容</td><td style="padding: 2px;">フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">様式第1</td><td style="padding: 2px;">第19条 第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">様式第2</td><td style="padding: 2px;">第23条 第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">開示請求（様式第1）</td><td style="padding: 2px;">第21条 第1項</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">開示請求（様式第2）</td><td style="padding: 2px;">第23条 第5項</td></tr> </table>	記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定	様式第1	第19条 第1項	様式第2	第23条 第1項	開示請求（様式第1）	第21条 第1項	開示請求（様式第2）	第23条 第5項	
記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定												
様式第1	第19条 第1項												
様式第2	第23条 第1項												
開示請求（様式第1）	第21条 第1項												
開示請求（様式第2）	第23条 第5項												
6	磁気ディスクに記録された事項	磁気ディスクに記録されている事項（様式第1、様式第2など）をすべて記入しましたか？											
7	磁気ディスクと併せて提出される書類	磁気ディスクに記録されている事項以外の書類を提出する場合、その事項を記入しましたか？											

6. 連絡先・問い合わせ先

(1) フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

省庁名	担当課	連絡先
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先 (2025年7月現在)

省庁名	担当局部課	連絡先
内閣官房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)
内閣府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)
宮内庁	管理部 管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)
警察庁	長官官房 企画課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)
金融庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)
こども家庭庁	成育局 総務課	TEL : 03-6771-8030
総務省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 21905)
法務省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)
外務省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)
財務省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723)
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411)
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
防衛省	地方協力局 環境政策課	TEL : 03-3268-3111 (内線 36365)